

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688</a>

(4)

関係者省会議 9.20



法規課長

アメリカ局長

事務官

北米第一課長

首席事務官

③ 後(個別係)

沖縄の対米放棄請求権に係る  
国内措置に関する関係各省会議

52. 9. 20

米 基 一

1. 9月20日午後2時より内閣審議室において  
標記会議が行われた。

冒頭、清水嘉議壇長より、本会議は  
①前回の会議の決定を受けて防衛施

設庁が沖縄の漁業者団体と行った  
談合の模様を報告すること、

②予算措置をとることについての沖縄開発庁  
の考案の説明を受け、並に

③ 「対米請求権放棄にかかわる法律  
上の見解(案)」の大筋について出席者

GA-6

1010

外務省

2

の了承を得ることと目的として説明  
があった。

2. 次に高島防衛施設庁施設部長  
より、漁業者団体との談合の模様が

要旨次の通り報告された。

(1) 沖縄県漁業補償獲得協議会とは  
(漁業請求者の会)

8月24日に才1回、8月26日に才2回の話合  
いを行った。

先方は請求額として651億円を呈示した  
が、政府としては沖縄県の資料に基づき

算定した額は22億であることから、最初  
に20億円という額を呈示した。

(2) その後、先方は西銘象嶺陸議  
員のもとに集まり、9月6日西銘議員より、

GA-6

外務省

35億円を是非おしほしたいとの要望が  
出されたが、新しく資料が提出されな限  
政社としては

り22億といふ線以上には出す根拠がな  
いことを強く説明した。その後事務

的に詰めた結果、25億円までは大蔵  
省馬にたい説明が不十分であること

両銘議員に説明した。

(3) 9月20日には浜国防衛行政後次官、

同場沖縄開発行政後次官、西銘  
議員の三者会談が行われ、35億円

が無理ならば30億円おしほしたいとの要  
望が出された。これに対しは、極め

て困難であるがさらに事務的につめて24  
3億と約した。以上が現状である。  
話合いの

3. 次に、尾谷沖繩開発行政後次官  
より、沖縄現地側は、前回の各相会

議の決定(漁業請求と他から分離  
先行して処理すること、漁業請求につ

いて、沖縄側側の窓口を一本化する  
ことに懸念はないことを通知することと、同

時に、漁業補償は放棄請求権事案の  
一つとして処理されるべきであること、国は

放棄請求権全体の処理方針を早急に  
決定し、速やかにその解決を図ることと

付帯決議している旨報告された(別添  
1)。

さらに同局長より、本件請求に対し  
は、補償としてではなく、特別支出

金(見舞金)として予算措置により処理  
することの方針を臨みたいとの説明

かなされ(詳細は別添2のページ)、了承  
された。これに関し、施設より、予

算措置として処理するにしろ、予算成  
立後、支払一歩の段階で、閣議決定

を行う必要があるとの意見が述べられた。

4. 次に文書放棄請求権に関し、

国内措置とすることについての法律上の  
見解(事)が内閣審議室より示され

(別添3のページ)が  
か、外務局より、表現上若干疑問点

あり、この場では「これとは」まじ手を加  
えることはしないとのことであるので、細く

は認めないが、後刻外務省部内の  
決済を経て、外務省の正式見解を

伝えることとしたことコメントを行った。  
法制局よりは、請求権(外交保護権)

の放棄に関わる法的解釈は外務省の方  
に依頼するのが適当であり、放棄の意

果国内補償義務が生ずるかの問題に  
ついて法制局で検討することとした。

この案の見解を後刻正式に提出した  
ことのコメントがなされた。

なお、法律上の見解を必ずしも文書の  
形にするという点も考慮されているわけでは

なく、本件国内措置とすることによって  
法的見解につき政府部内の意思統一

一としておくといふ点に意味があるか  
他方、本件通葉補償のため閣議決定を

行うこととなれば、その際 添付資料として  
も使用することができると 内閣審議室が

述べられた。

菊野事務官と田中内閣府参事官との電話連絡により、  
本件別添ハローは、2000年9月22日付で提出  
された。この趣旨について、閣議決定の趣旨と  
法務省の意見が一致している。この趣旨は、  
政府の立場からハローの存在は、  
従って外務省からハローの存在は、  
ハローの存在は、従って、本件別添ハローは、

1/17

沖縄の対米請求権放棄にか  
法律上の見解について

52. 9. 22

申 出 1

9月20日、内閣審議室において行  
われた、沖縄返還協定4条1項

による対米請求権放棄に伴う国内措  
置に関する各省会議において確認を

求められた。対米請求権放棄にか  
法律上の見解に関するハローについて、  
(別添)

下記の通り回答することとした。  
記

1. 外務省としては、本件の法律上の見解に  
ついて、国会答弁等を通じて既に明らかに

（付添あり）~~取~~紙<sup>お江</sup>ペーパーを纏める必要性  
は乏しいと考之るが、村米請本取放棄の

ともなう見舞金の支出のためは、本件ペーパー<sup>の作成</sup>  
閣議請議等に降<sup>て</sup>不可<sup>である</sup>とあり  
<sup>の説明資料に</sup>

たうは、別添ペーパーに記の2.の修正  
を加えたい。

2. 別添ペーパーに対するコメント

(1) 別添ペーパー2.については特に修正  
する点はない。

(2) <sup>別添ペーパー</sup>2.については、「沖縄住民に代ってそ  
の住民自身の」の部分と「日本国民  
に代って国民自身の」と置きかえ  
るとともに、(理由)を次の通りとする。

(理由) 日本国民の外国に対する請  
求権は、当該外国の法制により認め

当核  
られる日本国民の権利であるから、わ  
が国の公権力のものによってその内容

を左右するものではなく、また当該外  
国の法制により変動が与せられる場

合わが国の公権力が及び得るべきりの  
ものでもない。その場合、わが国は、日

本国民の権利が当該外国において不利  
な取扱いを受けないようにするための

いの中外交渉の権利を有するだけである。

(3) <sup>別添ページ</sup>3.については、<sup>同ページ</sup>4.と不可分の関係にあるので、これら両者を統合して次のとおりとする。

<sup>別添ページ</sup>1) 3. 外交保護権の放棄は、国際法上合法的な行為であり、国内法上合法的な行為であるか否かは当該国の国内法上の問題である。従って、外交保護権の放棄により、政府に補償義務を発生させるか否かは当該国の国内法上の問題である。

(理由) 外交保護権は、国際法上の国家固有の権利であり、その権利を行使するか否かは当該国の裁量に委ねられている。従って、国が外交保

護権の行使しなからといって、直ちに国に補償責任が生ずるものではない。

<sup>別添ページ</sup>(4) 5. については日本国憲法の解釈問題であるので、外務省の見解を述べる立場にない。

(5) なお、<sup>別添ページ</sup>別添ページは資料を引用して、<sup>と考へる</sup>い必要はないので、(資料一)を削除している。



直接侵害するものではない。(昭32 大蔵省見解を併せ引用)

5 請求権放棄の問題を離れ、日本国憲法の規定に基づき日本政府の補償責任を免る場合、日本政府が補償責任を負うには、日本政府の行為による沖縄住民の私権が侵害された事実がなければならず、しかし、日本政府は終戦以来復帰迄、沖縄に於いてかかる施設上の制限も責任も認められなかった。故に、日本政府は法律上、本件に於いて負担したより守補償責任を負わない。(昭32 大蔵省見解) (資料7)

備考(1) 上述155の説明は、昭20.5.11以前に、戦争又は占領期間中の問題が生じた請求権に於いて適用できると考へる。

(2) 昭32.9.9に日本政府の支払した10億円は、講和前に於ける沖縄の米軍による土地等の接収等に基づき沖縄県民が被った損失の一部に充てられる見舞金の支払である。なお、閣議決定(昭32.5.2)にはあるが、米国の損失の補償や見舞金の支払は、昭32.9.10億円から支払した額に7112万圓を返還又は帰属せしめるとし、昭32.11.11に於ける見舞金の支払は、昭32.10.10億円から支払した額に7112万圓を差し引く見舞金の支払、昭32.9.2. 国庫に返還、帰属の問題は生じない。(注、これは平和条約19条に基づき放棄した護照等の請求権にかかるものである。昭10億円を米国に請求するとは、昭32.9.10億円の問題に於いてと考へる。)

内閣府 資料  
9 文庫  
52 出

### 対米請求権放棄にかかる法律上の見解(案)

1. 講和前の事由にかかる対米請求権は、神羅に属した本土の場合と同様、平和条約第19条A項により放棄され、講和後のそれは、返還協定第4条1項により放棄されている。(資料1)

(理由) 神羅が戦前戦後を通じて貫したわが国の領土であり、神羅県民が一貫して日本国民である以上、平和条約第19条の解釈として、同条にいう「日本国」及び「日本国領域」に神羅が含まれ、日本国の「国民」に神羅県民が含まれることは明らかなる。従って、わが国が平和条約第19条A項による放棄の中に神羅の住民に関するものが含まれる(昭和27. 外務省下関カ屋米一課文書)。

又平和条約第19条A項の返還協定第4条1項により放棄したものは、日本国が外交保護権であり、日本政府が、神羅住民に代り、その住民自身の請求権を放棄したものはない。(資料2)

(理由) 国際法上、個人は権利義務の主体と存在しはしない。従って、日本政府が平和条約に放棄した請求権は国自体の権利であり、国民個人の権利に、国民自身に代り、政府が放棄するとは列強の慣習にはない。

3 外交保護権の放棄は、国際的には(資料3)、国内的には(資料4)、合法的行為である。

(理由) 外交保護権は、国際法上国家固有の権利であり、その権利を行使するかどうかは、その国の裁量にゆだねられている(米二次在外財産問題審議会議決)。

4. 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生させるものではない。(資料5, 6)

(理由) 外交保護権による保護される利益は国自体の利益であり、侵害は、国民個人の利益にかんざし、。だから、外交保護権の放棄は、国民の利益を

(5) 7 0 0

(資料1) 平和条約が沖繩に適用されることについては2112年次のところ

反論がある。

(1) 沖繩は、平和条約が適用される。日本の通常の施政権の及ぶ地域と区別され、沖繩地域とも区別され、国際法上全く新規特別の地位として規定された。それは2112年従来版の条約にある。従って、従来

従来国際観念による日本領域の整理による表わされた所と同一思想

の早計である。(これは、RR32の大蔵省見解であり、この点については、平和条約にはおける「日本国」日本領域等の地域観念の適用を、全く

沖繩を含むと解することは文理上無理があるという意見がある。～(これは、  
ハマンボウカ-請求権基土問題局)

(2) 平和条約と奄美復帰協定とを併せて合理的に解釈すれば、奄美復帰協定の第4条1項に平和条約第19条の規定と同趣旨の規定が列、然るものの

表現に若干の相違があるに拘わらず、平和条約の特別法及び修正法である旨の文言がある。故に第19条の規定は奄美に適用されることと解

す。一方奄美と沖繩とは平和条約第19条にも同一の取扱いは受けていないものがあるから論理的にも第19条は沖繩に適用される。(RR32の大蔵省見解を参照)

(3) 平和条約は当事国の理性的合意によるものである。従って第19条にも112放棄の対象となるものは、当時日本側には112の条件を認識し得る

範囲のものとして得た。然るに本件の如く終戦後の沖繩には、大規模の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結当時も存在

現在(注:RR32)に至るまで全くの要件を欠くものがある。故に条理上平和条約が第19条は沖繩に適用されない。(これは、RR32の大蔵省見解である。)

(4) 近代国家は国民主権の原理の上は、国民の信任をうけて存在し国家行為を行ふものであるが、平和条約締結当時沖縄住民は、日本国民としての意思を国家行為に反映せざる道に形式的にも実質的にも完全にはおぼれていなかったから、第19条が沖縄住民にも及ぶとすることは合理的である。

(日本弁護士連合会、沖縄報告書 1971 総論第三章)

(5) 平和条約の諸権利の処理については規定するが、戦争時に占領の終了に伴い、占領地の相互の諸権利を清算するべきであるが、沖縄は平和条約締結後も同じく米国防政の下に占領状態が継続していたのである。平和条約によつて、占領の終了した本土と異なり、諸権利については清算する必要も、前提もなかった。(日中連 同書)

(6) 平和条約によつて諸権利を放棄したとするは、講和前は、日本が沖縄住民に対して外交保護権を保持し、平和条約によつてその権利を放棄したと主張したとしても、講和前の沖縄は日本の主権が停止したわけであり、日本は外交保護権を保持しなかった。(昭33、AN272221-1 請願書)

(7) 更に講和前の主権停止の状況からその継続する平和条約第3条による行政権停止の状況に移行したわけであり、その内は明らかである。にもかかわらず平和条約締結時に既に、全く主権の及ばざる沖縄については、既に外交保護権を放棄したというものは、上記(5)の問題を別として、平和条約第3条がまだ効力を有し得る目的が第19条が効力を有する一瞬を想定し得たわけである。 (昭33、AN272221-1 請願書)

(8) 本土の場合、日本国政府をして財産の接収を行わせたのに対し、沖縄にはない。米国防、日本の主権を停止した軍事占領国として、土地接収には

する補償を行うべき地元政府とならねばならない。もしやうなことがなると、連合国最高司令官は、日本国に対し、講和以前に沖縄に占領した土地の返還に因する補償を日本がすべきことを要求してきた等がある。よって、例え平和条約等による接収条項を規定したとしても、日本国が沖縄に対しての責任を負うことを規定した等である。→だから沖縄に占領した土地は、米国の責任を負うべきであり、日本は放棄するべきな外交保護権を保持している。

(B333. AX-ゲンカ-請願書)

(9) もし平和条約で請求権が放棄されたとするとき、沖縄の住民は、日本に対して権利実現を求めると主張が、平和条約3条の行政権を停止している日本政府はこれに配慮するとはできない。これは不合理である。

(B333. AX-ゲンカ-請願書)

(10) 平和条約及び奄美復帰協定の起草にあたり、立法当局者の意見も、この条約も19条は沖縄に適用がなされた。(B332. 大蔵省自解。これは

述べられているのは、事実の表明として問題とされている)

(11) 平和条約締結後も、昭和30年頃まで、日米両国政府とも、平和条約が19条は沖縄には適用されないという前提で行動しているように思われる。(AX-ゲンカ-請願書)

なお、日本政府は過去の国会答弁や大蔵省見解の形に、平和条約第19条  
に準じて適甲したと説明した点があるが、この見解を変更した点に

ついてはいか、もしよければその理由をどう説明するか、

(参考) RR31. 7. 12. 衆外務内閣・法務連合審査会 下田外務省条約局長答弁 (19条は準拠上

RR31. 7. 13 (4) 中川外務省副局長答弁 (適甲あり)

RR31. 10項 根本官房長官非公寸未発表文書

(19条は準拠に適用されたと断定するのはむづかしい。とにかく外交保護権の発動は問題  
がある。しかし日本は講和前後を通じて行政分限等不補償責任を、米國は施設権  
者としての福祉上の責任がある。よって、外交保護権を放棄した113に12も、米國はその  
責務の遂行を要請する必要がある(要旨)。～原文入手につき、1967年日米連報  
告書の加算第六節(一)に引用した211の要旨を参考にした。)

RR32. 3. 10 (衆) 手塚進 岸内閣総理大臣答弁

RR32. 3. 20 (衆) 池田大蔵大臣答弁 } (19条は準拠に適用あり)

RR32. 2. 23 総理府南方連絡事務局局長 大蔵省見解

(RR32. 9. 9 日中政府 10倍40 見舞金支給)

RR32. 12. 11. 総理府南方連絡事務局局長 大蔵省見解 (19条は準拠上  
適用あり) RR 45. 1. 22 (衆) 津野五 履和外務大臣答弁

また、この点については、米國の見解は、一貫して、平和条約第19条は準拠に  
適用されたとの趣旨のものである。

RR30. 6. 7. 連合軍最高司令部民事軍政局長 ツッカー少将の 下院軍事委員会  
に示す証言

RR31. 6. 8 米下院軍事委員会特別分科委員会報告書 (7312報告)

RR31. 6. 31 琉球政府主席 石 民政府副長官の回答 (美里村の損害補償請求に  
関して)

RR32. 5. 24 民政府書簡 (コサ市開放地復元補償上肉12)

(資料2)  
放棄したのみならず、国民の個々の請求権は日本  
に帰するに非ざる。平和条約第19条を以て、2次の3つを異論  
かとすべし。2つの議論の多きは返還協定に關するもの  
を以て思ふべき。

(1) 外交保護権と国民の個々の請求権という區別を認めざる  
あり。即ち、請求権の放棄というは、単に外交的保護を行使する  
に關する約束に非ず、国民の實體的権利を放棄したものとすべし。  
よして事實上實體的権利の實現を不可能にするものあり、  
と放棄したとする見解の結果に於ては、何れも選ばざるが如き  
ことあり。(日英連沖總報告書 1971 總論第一章)

(2) ヲシロ条約、例へば平和条約、ホシ条約、オーストリア國家條約を以て、  
ホシ条約は、大戦後の諸平和條約に於ける一貫した取扱に對して、  
世界の平和條約に關するものとして、外交保護権は放棄、  
私的請求権は存置という。前例を見出し、奇怪、かつ複雑な制度を制定したと  
する見解がある。平和條約第19条に於ける  
「この中の國の外交保護権と國民の個々の権利とは併せて放棄したものと  
解すべし」とある。(昭32 外務省非公式見解) 以下同じ。  
「外交保護権の原文は、この所入手から見て、1967年「日英連沖總報告書」の  
第19条の(3)に引用してある要旨を参考せよ。以下同じ。この議論は、  
返還協定は平和條約の附随たるものとして、直接の適用を以て、  
條約上の一般適用の適用を以て、請求権放棄は、  
國民の個々の権利を放棄する意味だとするものあり。  
返還協定に關するものも議論は成り立つ。」

(3) さらに、ワシントン条約も例外的平和条約における対応規定の些細な字句上の相違をとりあげて、たとえば例外的平和条約には「例外的に政府及び例外的に人民」という字句があるに反して、ワシントン条約にはかかる字句は存在しない論があるが、これは平和条約の真正文には、正しくかかる字句は存在する。(B232 外務省非公式見解。)

(4) 国際関係において、その処理が重要であるが、国にかけざる問題はなにも、国に固有のものである。また、本来個人に属する問題である。これはなにも他の国との間に条約を締結するとはかたがたである。意味には、国際条約には、この国が当時国として存し得るべきである。その内容が国民の権利義務に及ぶことは、その当然の事と見なければならぬ。いわゆる国際法上の主体は、この論争は、条約の実質的效果が個人に及びかかるといふ点にこの論争は行なう。

国際法の主体は原則として国家であるとするときは、そのすべての国家が国際法上に行う行為は、国民個人の地位、権利、義務に直接効果を及ぼすといふことは、その当然の事である。(B232 外務省非公式見解 ~ 返還協定にこの点も同じ議論可也)

(5) 個人の権利を放棄するとは、国連憲章、世界人権宣言、一ヶ陸戦法規等によつて一般的に承認された私権の取扱は、関する国際的原則に反するといふ意見があるが、要は事後措置の当否にかかっているに過ぎない。その措置は無関係に放棄行為のありとないありの効力を云々するとはできない。(日仏連津艦被没 告発 1971 総論第二章 ~ 返還協定にこの点も同様の議論可也)。

(6) ワシントン条約、例外的平和条約その他大多数の平和条約では、放棄した戦敵国民の請求権にこの敗戦国(放棄国)には、補償条項は存在しない。



平和条約第19条には「何れも存続事項があるから、実体的権利放棄がなされたとは解するに於ては、その意見があるが、本来、条約上は、その当事国との国民との関係を規定するに自体が国際法上は無意味であり、その批准とその他に於いて国内的配慮であるに過ぎない」とある。この条約上特種の効果はない。従って「何れも存続事項があるから」と個人の権利を放棄したものは、その断絶するとはして置かぬ。(日中連 沖繩報告書 1971 総論第二章 ~ 同様の議論は、置協定上にも可能)

(7) 平和条約第19条の場合、放棄の請求と存続請求権は、わが国とこれとの実態を認識してその立場にあり、認識外のものは放棄することはできず、この意見から、平和条約は請求権放棄の原則を定めたものであり、原則の宣言に際して具体的な請求権の認識は不要である。(日中連 沖繩報告書 1971 総論第二章 ~ 「認識してその立場」の要件は必ずしも明確にはなく、行政分断のため日本政府の主張が「何れも」ということを意味するとする。平和条約後も沖繩の主権停止の状態には変わりがないで、同様の議論は返還協定上にも可能である。)

(8) 平和条約第19条の項但書は、「1945年9月以後、日本の領土の聯合國が制定した法律に特に認められ、日本人の請求権を放棄の除外例として、この外交保護権放棄は、従って、実体的権利は、その放棄（211条）の前提として、この規定は、「法令に特に認められた請求権」に於いては、外交保護権を行使するに於てあるというにとらざるべし。本来、相手国の権利を認め、前提とする外交保護権を、相手方が特に認め、ケースに限って行使するに、この211条は論理的に矛盾する。(日中連 沖繩報告書 1971 総論第二章 ~ 同様の議論は、返還協定上にも可能である。)

また、次のような反対論も予想される。

(9) 平和条約第19条に「2. 米國は一貫して國民の個々の請求権も放棄せしめしむるもの解釈をせしむる。これは日本政府の外交保護権放棄の対立するものがあるが、条約締結國內に一致する解釈の「5次」があるが、日本政府の解釈を一致させるよう努めるべきではないから、米國がこの解釈をとり続ける以上、日本國民は、國民個々の請求権も放棄せしめしむるものと結果にする。だから、このために必要は、日本政府が責任をとり補償すべきではないか。

また、外務省も昭和32年に非公式ではあるが、私的請求権も併せて放棄したとの見解を表明したことがある。この見解の変更はどのように説明可能か。

更に、返還協定第4条3項に「講和条約補償に關しては、自發的または他の表現がなされたもの、これは、講和条約の請求権は、國民個々の権利併せて平和条約第19条に於て放棄せしめしむるもの米國の解釈も日本政府が認めたことを意味するものとは異なるか。

(返還協定第4条1項の請求権放棄に關しての米國の解釈は詳細にかゝるが、同様の日米両政府の解釈の「5次」は充分予想される。)

(注) とするに上述のように議論とは別に、政府として外交保護権放棄説を採る場合、次の諸点を少くとも明瞭に記す必要があると見られる。

1. 国民の個々の請求権は何ともしよき発生すると否之るか。

(相手国国内法令に基づいて行われ、相手国の憲法、国際条約等に基づいても発生するかと。)

2. 外交保護権と国民の個々の請求権とはどのような関係にあるか。

3. 平和条約や返還協定においては、相手国国内法令に基づいて諸権利については外交保護権を留保しているか。その場合は、その理由に基いて留保しているか。



(4) 個人の請求権の中には、A-7「陸戦法規等」国際法に違反する米軍の違法行為の接収や、米軍人・軍属による犯罪行為等の結果生じたものが多い。これらの請求権を放棄することは、不法行為を免罪・追認することと等しい違法行為である。(日弁連 神籠報告書1971 結論本章と同様の議論は 返還協定に关しても成立すると見られる)。

(資料 4)

平和条約によつて神懸にかゝる外交保護権を放棄したのみ、国内法の  
の目地から合法であるといふ点に於いては、次のような反論がある。  
その5の議論は、すなわち返還協定に於いては、その返還を認めざるを  
得ない。

(1) 国民の國家に對する忠誠義務に對しては、國家は國民に對して保護  
義務を負ふ。即ち、外交保護権の放棄は、その義務に對する違反がある。

(日中連 神懸報告書 1971 総論 本章、その同様の議論と対峙する反論は、  
「米3次在外財産問題審議会の答申、米2039(11)で行ふべきである。)

(2) 一般論は神懸の場合、更に次の通り事情から、更に強調して主張を  
すべきである。即ち、神懸は軍事占領であり、ニッツ布告以来本土と切り離さ  
<sup>1945.4.5</sup>  
れた。更に平和条約締結地域としてその状態が継続せられたが、これは、すなわち  
も日本政府による戦争遂行や平和条約の締結による行為の結果発生し

たことである。すなわち、1947年10月日本政府は、神懸居民が米國の國際  
法上違法な施政権の下に置かれた。かつその人権が無視されたこととを  
認めた。

このことについて外交保護権を發動しようとはした。よって返還協定といふ  
もの性質上、対等の条約において、外交保護権を放棄したのみは、國家の

國民保護義務や憲法上の違反に對して違法である。(日中連 神懸報  
告書 1971 総論 本章)

500 400

(3) 近代国家は国民主权の原理のうえに、国民の信任を受け存在し国家行為を行うものであるが、平和条約締結当時沖縄住民は、日本国民として20歳以上の国家行為に反映させる道を形式的にも実質的にも完全に閉ざされたのであるが、しかし沖縄住民に対する外交保護権を放棄する条約を締結することは違法である。(返還協定の場合は、即ち「沖縄住民の国政参加特別措置法」に於いて、同法11月1日附帯で衆議院議員5名、参議院議員2名が署名して1971.9.21. のよび条約を署名したとある。) ~ (日知連 沖縄報告書 1971 総論第三章)

(4) 返還協定の場合、平和条約と違、日本国が米国の賠償するに代わらず、非戦闘国と戦敗国とを対等の国家間の条約である。この点から請求権を放棄する必要は全くなく、にもかかわらず日本国政府が放棄したのには、国民に対する義務不履行であり違法がある。(日知連 沖縄報告書 1971 総論第二章)

(資料 5.)

平和条約による対米請求権の放棄は合法であるとして、

これによる国民の損失に対し、国は補償義務を負うべきである

という議論として、そのようである。ただし、この議論は、すなわち、請求権放棄が外交保護権の放棄を国民の個人への請求

権をも放棄したものであるという解釈に、これら個人への請求権の放棄が外交保護権の放棄であるとして、本質的には、個人への請求権の放棄

と要するものではないかという解釈に、これら個人への政府見解とは前提を異にして、このように、この責任を主張するものがある

以下に別答する。→ 返還協定に、これらもあてはまると考へる。→ 以上の議論も、返還協定に、これらもあてはまると考へる。

(1) 平和条約第19条には補償規定がないが、既存の外国の平和条約の例から、当然補償義務はありと考へられる。(米三次在外財産

問題審議会の中答の第3の(1)にこの議論は、これらに対する反論が、あてはまると考へる。→ 返還協定に、これらもあてはまると考へる。)

(2) 1-7「整然法規等からみて国際法上私有財産尊重の原則は確立している。日本国政府は国際法上補償の義務を負う。(米三次答申の第3の

三(1)の(2)にこの議論は、これらに対する反論は、これらもあてはまると考へる。→ 返還協定に、これらもあてはまると考へる。)

(3) 返還協定による請求権の放棄は、非還返実現という公共目的達成のために行われたと言へる。だから、これは、いかなる公用使用の一種であらう

憲法第29条3項に該当する(日通産審議報告書1971総論中二章 ~ 平和条約の場合、平和条約締結という公共目的達成のためと言へると考へる)





(資料6)

「対米請求権放棄にかかる法律上の見解」の2~4において述べた理論とは別な、平和条約という性質から、国は補償義務が課せられる議論は、このようにもたれる。(米三次在外財産問題審議会答申中3939(一)9(一))

(1) 平和条約では、戦敗国は、その存在を全くするといふ要請から戦勝国の一元的要請も止むを得ずのむとがあり、この意味は憲法の秩序を起する処理を行うことと在留儀存くこととがあり、この平和条約の締結性から言及、平和条約の処理については憲法の枠内での責任を議論することは出来ぬという説。(最高裁判所431127大法廷判決同旨)

(2) 平和条約が発効するまでの間、わが国においては国家主権のものが制約を要するといふのであり、このように主権が制約された段階での法律論を要するとは出来ぬという説

とすると、これらの理論は、返還協定の場合には、戦勝国と戦敗国との間の条約ではないから、適用できずとする見解がある。(日中、神紀報誌書1971 | 総論第2章)

(資料7).  
対米請求権問題を離れ、日本政府が直接責任を負う  
のは、争いかいこう点に7112は、次のように議論が予想される。

(1) 日本政府はニミツ布告以後、日本国民の一部を特別な法的地位に  
おき、Y.A.をこれに對し、他の国民に比べてY.A.権利を不平等に保護  
し、争うべきに對し、条理上、あるいは憲法上、賠償又は補償の義  
務があるとの主張が、

(2) 日本政府は、神羅返還に際し、Y.A.を米国外神羅に属し、行使  
し、これを統治権を引継いだものとし、Y.A.をこれの米国の地  
位をY.A.が、あるいはY.A.が米国の地位のうち、国家のY.A.に属するもの  
を引継いだものとあり、Y.A.のため、復讐前の神羅に於ける米国の政府の  
行為は、日本政府自らの行為として、日本政府が憲法に基づき責  
任を負うべきものとする主張が、

(3) 琉球政府は、土地を地主が一たん借上り、これを米國に貸付す  
るを在、この場合、琉球政府の事務は復讐と共に、国政も亦  
Y.A.の引継ぎの目的。土託事務は、國の事務として、  
し、引継がれたものとして、認められるものとする。Y.A.は、日本政府

は、琉球政府の事務の引継ぎという形式、復讐前の米國に於ける土地使用に  
對し、直接の責任を負うものとする主張が、

(参考)

米國との沖縄返還協定

第四条

請求権

1 日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2 もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。

3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十一年六月三十日後のこの協定の効力発生日前にその使用を解除されたものの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行なう。この支払は、千九百六十一年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布告第六十号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。

4 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可されたすべての作爲又は不作爲の効力を承認し、合衆国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの作爲又は不作爲から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第五条

裁判権

1 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、琉球諸島及び大東諸島におけるいすれかの裁判所がこの協定の効力発生日前にした民事の最終的裁判が有効であることを承認し、かつ、その効力を完全に存続させる。

2 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生日に琉球諸島及び大東諸島におけるいすれかの裁判所に係属している民事事件について裁判権を行使し、かつ、引き続き裁判及び執行をする。

3 日本国は、被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生日に

米國との沖縄返還協定

of the said Article includes those made prior to the date of entry into force of this Agreement.

Article IV

1. Japan waives all claims of Japan and its nationals against the United States of America and its nationals and against the local authorities of the Ryukyu Islands and the Daito Islands, arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of the United States of America in these islands, or from the presence, operations or activities of forces or authorities of the United States of America having had any effect upon these islands, prior to the date of entry into force of this Agreement.

2. The waiver in paragraph 1 above does not, however, include claims of Japanese nationals specifically recognized in the laws of the United States of America or the local laws of these islands applicable during the period of United States administration of these islands. The Government of the United States of America is authorized to maintain its duly empowered officials in the Ryukyu Islands and the Daito Islands in order to deal with and settle such claims on and after the date of entry into force of this Agreement in accordance with the procedures to be established in consultation with the Government of Japan.

3. The Government of the United States of America will make ex gratia contributions for restoration of lands to the nationals of Japan whose lands in the Ryukyu Islands and the Daito Islands were damaged prior to July 1, 1950, while placed under the use of United States authorities, and were released from that use after June 30, 1961 and before the date of entry into force of this Agreement. Such contributions will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950 to the lands released prior to July 1, 1961.

4. Japan recognizes the validity of all acts and omissions done during the period of United States administration of the Ryukyu Islands and the Daito Islands under or in consequence of directives of the United States or local authorities, or authorized by existing law during that period, and will take no action subjecting United States nationals or the residents of these islands to civil or criminal liability arising out of such acts or omissions.

Article V

1. Japan recognizes the validity of, and will continue in full force and effect, final judgments in civil cases rendered by any court in the Ryukyu Islands and the Daito Islands prior to the date of entry into force of this Agreement, provided that such recognition or continuation would not be contrary to public policy.

2. Without in any way adversely affecting the substantive rights and positions of the litigants concerned, Japan will assume jurisdiction over and continue to judgment and execution any civil cases pending as of the date of entry into force of this Agreement in any court in the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

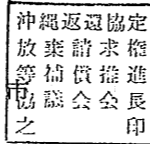
3. Without in any way adversely affecting the substantive rights of the



沖請協第 9 号  
昭和52年8月24日

沖縄開発庁長官  
藤田正明 殿

沖縄返還協定放棄請求権補償  
推進協議会 会長 平 森 帝



放棄請求権事案中の漁業補償に関する取扱い  
について

去る、8月10日、沖縄開発庁、防衛施設庁、内閣審議室  
及び漁業補償獲得協議会の四者間において、沖縄返還協定放  
棄請求権事案のうち漁業補償に係る事案については、国の昭  
和53年度予算要求にあたって交渉の窓口を一本化する必要  
がある旨協議が整ったことに伴い当協議会は8月16日総会  
を開催し審議した結果、次のとおり了承しましたので通知し  
ます。

なお、了承に当たっては、付帯決議もなされておりますの  
で、これらの趣旨を御理解のうえ早急に放棄請求権全体の補

沖縄県

判断!

償措置が講じられるよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 了承事項

- (1) 放棄請求権事案中、漁業補償に関する事案については  
沖縄県漁業関係団体で構成する漁業補償獲得協議会をそ  
の窓口として統一することに異存はない。
- (2) 放棄請求権事案中、漁業補償に係る事案を優先して国  
の昭和53年度予算に計上することに異存はない。

2 付帯決議

上記のことを了承するに当たって、次のことを付帯し  
て決議する。

- (1) 漁業補償は放棄請求権事案の一つとして処理されるべ  
きであること。
- (2) 国は放棄請求権全体の処理方針を早急に決定し、速や  
かにその解決を図ること。

沖縄県



取扱注意

52. 9. 20

漁業補償請求を予算措置による特別支出金  
(見舞金)の支給により処理することとした案(案)

1. 国が措置することとした理由

(1) 法律的责任論  
政府は、対米請求権の放棄に同意し、国民に対し国は法律上の責任を負  
わないうと見解した。2113。

(1) しかし、この点に同意した。日米連帯中心とした数々の強い反論があり、その  
した議論の少くともいくつかは、一応の説得力を持つと思われる。

(2) 本件に関する政府の従来の態度表明

1. 閣議決定 昭46. 9. 3 沖繩復帰対策要綱(第3次分)  
ロ 国会答弁

(3) 地元請求者側の今日の活動状況

漁業被害に関するは、講和前にかかると91に同意した米國に対する要  
請活動の結果、一部の支払は受け、講和後はかゝるものは同意し  
に復帰前から米國土地裁判所に提訴し、これは却下した。たもの。請  
求者側が従来より積極的に自己の権利主張を行なう、2212は  
事実である。

政府に対する要請も、復帰当時から現在まわりの返して行なわれ2113。

(4) 本土との比較

本土にあるは、この種の場合、漁業補償の支払は行なわれ2113。

(5) 先例

1. 一般に条約で請求権を放棄した場合、国内的に何らかの措置は  
と、正のものとして、正に2113は次の例がある。

(1) 引揚者給付金等支給法(対日平和条約による放棄請求権)

(D) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律( )

B-1 137559 (100%返却)

(1) 韓国に逮捕された漁業関係者に対する特別給付金（日韓条約による放棄請求権～予算措置）

□ 沖繩にかかる放棄請求権関係では次の例がある。

(1) 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に因する法律の条（講和条人身被害に對する見舞金の支給）

(2) 沖繩戦終了終戦までの間の米軍による人身被害に對する見舞金の支給（予算措置）

### (6) 被害事実

対象期間には長期にわたっているが、被害事実は明らかであり、またその総額についても推定は可能である。被害総額は請求額ほどではないにしても無視しえない額にのぼる。

### (7) その他

1. 対米放棄請求権問題は、地籍明確化や子架弾処理と115  
に、いわゆる戦後処理問題の一つであるが、他の戦後処理問題  
が115でも解決に向うと動き出している中で、唯一つ未解決の材  
残されたのは、復帰後5年で経過した現在、早急な処理が望ま  
れている。

□ 今後の米軍施設提供のため、本件の解決は急務である。

### 2. 特別支出金（見舞金）支給とした理由

政府は、対米請求権放棄により、県民に對し国は法律上の責任を負わないとの見解をとると、45である以上、損害賠償金ある

115は損失補償金として支給することは考えられず115の2、特別支出金（見舞金）の支給とした。



しかし、他方、特別支出金の額の見直しは補償の例によらず、むしろのど  
実質的には損失補償金と見ざる。即ち補償は見合の特別支出  
金(見舞金)の支給というにとり、講和前の人身被害に同じと、た措  
置と同じ扱いはなすべし。

なお、現在、特別支出金と見直しを考慮するに際しては、今後の  
請求者側との折衝に依り、場合には補助金等として交  
付することも考えられる。

### 3 予算措置によることとした理由

特別支出金(見舞金)の支給については、立法措置は必ずしも必要と  
なく、立法措置をとるかどうかは政策判断の問題とされている。政策  
判断として予算措置によることとしたのは次の理由による。

(1) 返還協定による返還放棄請求権の問題については、米国の返還補  
償減小と、た理由が、納得の行くものとされれば米国の支払の例に  
準じて見舞金を支給するという措置が、講和前の人身被害については  
見舞金を支給を定めた「沖縄の復讐に伴う防衛庁関係法律の適用の  
特別措置等」に関する法律、第3条に依り、すでに国会の原則的同意  
をとりつけていると見ざる。

また、支給額の積算も、米国の支払の例と、すでに確立している本  
土の同種補償の例によらず、た、とくに特別の取扱いはないものと  
見ざる。

(2) 今回の特別支出金の支給は、一回限りのものとせず、継続性をも  
たす措置をたすべし。

(3) 対米放棄請求権問題は、今回措置する熱帯関係被害と並んで米軍の基地建設に伴う土地接收関係の被害が大部分を占めていゝ。この意味では、土地接收関係の被害に對する措置を明確にしない限り、本問題は解決しないに於てゐる。しかし現在、土地接收関係の被害に關しては、實際把握が難行に於て、具體的處理方針をたゞざる状態には至つてゐる。他方、沖縄復帰後5年が経過して、地元の要望も、之をさかして早期處理を図つていゝことになり、總務関係被害を切り離して早急に處理する要がある。このため、予算措置によるのが適切であると考へた。

(4) 放棄請求権處理関係の予算措置による先例については次のとおりである。

1. 韓国に在りし在籍者に対する特別給付金（日韓条約による放棄請求権）  
2. 沖縄戦終了から終戦までの間、米軍による人身被害に對する見舞金支給（対日平和条約による放棄請求権）

(5) 本件に關する従来の国会答弁との整合性

(註) 所管省庁の点では、現行の沖縄県庁設置法の範圍で、沖縄県庁が本件を所管するのことが可能であり、これは法律改正を要しない。

対米請求権放棄にかかる法律上の見解(案)

1. 講和前の事由にかかる対米請求権は、非難に因りたる本土の場合と同様、平和条約が19条0項により放棄され、講和後のそれは、返還協定が4条1項により放棄されてゐる。(資料1)

(理由) 非難が戦前戦後を通じて一貫してわが国の領土であり、非難県民が一貫して日本国民である以上、平和条約が19条0項の解釈として、同条にいう

「日本国」及び「日本国領域」に非難が含まれ、日本国の「国民」に非難県民が含まれることは明らかである。従つて、わが国が平和条約が19条0項により放棄した請求権の中には非難の住民に属するものが含まれる(昭和27年外務省了別答申並米一課文書)

又平和条約が19条0項及び返還協定が4条1項により放棄したものは、日本国の外交保護権であり、日本政府が、非難住民に代り、その住民自身の請求権を放棄したものは在り(資料2)

(理由) 国際法上、個人が権利義務の主体となることはありえず、従つて、日本政府が平和条約に放棄した請求権は国自体の権利であり、国民個人の権利に、国民自身に代り、政府が放棄するとはいふことはあり得ない。

3 外交保護権の放棄は、国際的には(資料3)、国内的には(資料4)、合法な行為である。

(理由) 外交保護権は、国際法上国家固有の権利であり、その権利を行使するかどうかは、その国の裁量にゆだねられてゐる(米三次在外財産問題審議会議決書)

4 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生させるものではない。(資料5,6)

(理由) 外交保護権は、その保護される利益は国自体の利益であり、侵害された国民個人の利益ではない。だから、外交保護権の放棄は、国民の利益を

B-1 18359 (10025011) (1)

直接侵害するものではない。(昭32 大蔵省見解を引く)

5 請求権放棄の問題を離れ、日本国憲法の規定に基づき日本政府の補償責任を免じた場合、日本政府が補償責任を負うには、日本政府の行為による沖縄住民の私権が侵害された事実がなければならず、しかし、日本政府は終戦以来復帰迄、沖縄に於ける行政上の制限責任も認められなかった。故に、日本政府は法律上、本件に於いて負担した应予補償責任を負わない。(昭32 大蔵省見解) (資料7)

備考(1) 上述1250の説明が述べ、昭和20.2.15以前に、戦争又は占領期間中の問題から生じた請求権に7112条を適用できると考える。

(2) 昭32.9.9に日本政府の支出10億円は、講和前における沖縄の米軍による土地等の接収等に基づき沖縄県民がこぼれた損失の一部に充

てる見舞金の支出120億ある。なお、閣議決定(昭32.5.22)にはある通り「米軍から没収の補償」も見舞金の支出110億あり、この10億円から支出した額は

7112条 国庫に返還又は帰属させることとする。しかし、布令60号にはある見舞金の支出に於て「米軍」は、この10億円から支出した額を7112条に差し引いて

見舞金を支出、というので、国庫に返還、帰属の問題は生じない。(注、これは、平和条約才19条により放棄した講和前の請求権にかかるものである。この10

億円を米軍に請求するとい、たように問題は生じないと考える。)

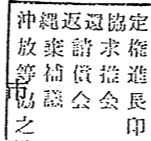


沖請協第 9 号  
昭和52年8月24日

沖縄開発庁長官

藤田正明 殿

沖縄返還協定放棄請求権補償  
推進協議会 会長 平 泉 幸



放棄請求権事案中の漁業補償に関する取扱い  
について

去る、8月10日、沖縄開発庁、防衛施設庁、内閣審議室  
及び漁業補償獲得協議会の四者間において、沖縄返還協定放  
棄請求権事案のうち漁業補償に係る事案については、国の昭  
和53年度予算要求にあつて交渉の窓口を一本化する必要  
がある旨協議が整つたことに伴い当協議会は8月16日総会  
を開催し審議した結果、次のとおり了承しましたので通知し  
ます。

なお、了承に当たっては、付帯決議もなされておりますの  
で、これらの趣旨を御理解のうえ早急に放棄請求権全体の補

沖縄県

償措置が講じられるよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 了承事項

- (1) 放棄請求権事案中、漁業補償に関する事案については  
沖縄県漁業関係団体で構成する漁業補償獲得協議会をそ  
の窓口として統一することに異存はない。
- (2) 放棄請求権事案中、漁業補償に係る事案を優先して国  
の昭和53年度予算に計上することに異存はない。

2 付帯決議

上記のことを了承するに当たつて、次のことを付帯し  
て決議する。

- (1) 漁業補償は放棄請求権事案の一つとして処理されるべ  
きであること。
- (2) 国は放棄請求権全体の処理方針を早急に決定し、速や  
かにその解決を図ること。

沖縄県



内閣審判部  
9  
皮袋  
52

### 対米請求権放棄にかかる法律上の見解(案)

1 講和前の事由にかかる対米請求権は、神懸に關し日本土の場合と同様、平和条約が19条0項により放棄され、講和後のそれは、返還協定が4条1項により放棄されている。(資料1)

(理由) 神懸が戦前戦後を通じて我が国の領土であり、神懸県民が一貫して日本国民である以上、平和条約が19条の解釈として、同条にいう「日本国」及び「日本国領域」に神懸が含まれ、日本国の「国民」に神懸県民が含まれることは明かである。従って、我が国が平和条約が19条0項により放棄した請求権の中には神懸の住民に關するものが含まれる(昭和49年外務省対外力答申米一課文書)。

2 平和条約が19条0項の返還協定が4条1項により放棄したのは、日本国が外交保護権であり、日本政府が、神懸住民に代りてその住民自身の請求権を放棄したものである(資料2)

(理由) 国際法上、個人が権利義務の主体と存在し得ることはありえず、従って、日本政府が平和条約に放棄した請求権は国自体の権利であり、国民個人の権利を国民自身に代りて政府が放棄するとはいうことはあり得ない。

3 外交保護権の放棄は、国際的にも(資料3)、国内的にも(資料4)、合法な行為である。

(理由) 外交保護権は、国際法上国家固有の権利であり、その権利を行使する場合は、その国の裁量にゆだねらるる(第二次在外財産問題審議会議決書)。  
4 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生させるものではない。(資料5, 6)

(理由) 外交保護権に對し保護される利益は国自体の利益であり、優害を以て国民個人の利益をばし。たかす外交保護権の放棄は、国民の利益を





内閣府審判  
9 委員  
52 次

### 対米請求権放棄にかかる法律上の見解(案)

1 講和前の事由にかかる対米請求権は、神羅に属し、本土の場合と同様、平和条約が19条0項により放棄され、講和後のそれは、返還協定が4条1項により放棄されている。(資料1)

(理由) 神羅が戦前戦後を通じて一貫してわが国の領土であり、神羅県民が一貫して日本国民である以上、平和条約が19条の解釈として、同条にいう「日本国」及び「日本国領域」に神羅が含まれ、日本国の「国民」に神羅県民が含まれることは明らかである。従って、わが国が平和条約が19条0項により放棄した請求権の中には神羅の住民に関するものが含まれる(昭和49年外務省下別カ后北米一課文書)。

2 平和条約が19条0項及び返還協定が4条1項により放棄したものは、日本国の外交保護権であり、日本政府が、神羅住民に代っての住民自身の請求権を放棄したものはない(資料2)

(理由) 国際法上、個人が権利義務の主体と存在することはありえず、従って、日本政府が、平和条約で放棄した請求権は国自体の権利であり、国民個人の権利に、国民自身に代って政府が放棄するとはあり得ないことである。

3 外交保護権の放棄は、国際的にも(資料3)、国内的にも(資料4)、合法な行為である。

(理由) 外交保護権は、国際法上国家固有の権利であり、その権利を行使するか否かは、その国の裁量にゆだねられている(米二次在外財産問題審議会議答申)。  
4 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生させるものではない。(資料5,6)

(理由) 外交保護権は、その保護される利益は国自体の利益であり、侵害された国民個人の利益ではない。たかした外交保護権の放棄は、国民の利益を

直接侵奪するものとする。(昭32.大蔵省見解を採引用)

5 請求権放棄の問題を離れ、日本国憲法の規定に基づき日本政府の補償責任を認めた場合、日本政府が補償責任を負うには、日本政府の行為による沖縄住民の私権が侵害された事実が挙げられること、しかし、日本政府は終戦以来復帰迄、沖縄にはいかなる施政上の制限も責任も認めずいたこと、故に、日本政府は法律上、本士にもいっくも負担したようす補償責任を負わなければならない。(昭32.大蔵省見解)(資料7)

備考(1) 上述1~5の説明はすべて、昭32.8.15以前、戦争又は占領期間中の問題から生じた請求権にのみ適用できると考へる。

(2) 昭32.9.9に日本政府の支出した10億円は、講和前における沖縄米軍による土地等の接収等に基づき沖縄県民が受けた損失の一部に充てる見舞金の支出に充てられる。なお、閣議決定(昭32.5.2)にはあるように、米国の損失の補償も見舞金の支出に充てられ、この10億円から支払われた額は、この10億円を返還又は帰属させることになり、しかし、布令60号に於ける見舞金の支出は、この10億円から支払われた額に引かれ、これを差し引いた見舞金を支出している。国庫に返還、帰属の問題は生じない。(注、これは平和条約第9条により放棄した講和前の請求権にかかるとあるから、この10億円を米國に請求すること、たよることは問題にはならないと考へる。)

講和条約発効前の米軍使用土地等の  
損失補償問題に対する大蔵省の見解

講和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償問題について

第一 本件と平和条約第十九条との関係

平和条約第十九条(A)、項の「日本国領域」に沖縄地域が含まれていると断定することはその根拠がない。条約第十九条(A)、項を本件に適用して、沖縄住民の請求権及び日本政府の責任を論ずることは正確でない。沖縄における第十九条の規定による請求権に相当する請求権は、日本国の分も日本国民の分も平和条約によって何等かの国際法上の決定がなされていると解することは正確でない。奄美については復帰協定によって初めてこの点が明確にされたが、沖縄におけるものはこれと異なる状態にあるものである。

(1) 文理解釈による理由

対日平和条約第三条において、沖縄は日本の通常の施政権の及ぶ地域とも区別され、又第二条地域とも区別され、国際法上全く新規特別の地域として規定されている。このことについては従来疑いのないところである。従ってこれを従来の国際観念による日本国領域の表現によって表わされている所と同一視することは早計である。

同条約において特に第三条地域を意図して表現する場合には、第四条(B)項における如く特に「第二条及び第三条に掲げる地域」の表現を用いていることは注目すべきである。

次に対日平和条約にいう「日本国」、「日本国領域」等の地域概念の用例をすべて同条約を締結する直前  
のものと解することも、第一条(B)項、第四条(C)項等における用例を見れば正確でない。又、一応同  
条約に「日本国」又は「日本国領域」等の表現を以て規定している地域概念を、すべて条約締結前の日本  
の領域と解し第二条地域乃至第三条地域を含むものとして、更にこれに対して第二条乃至第三条を重複適用  
すべきであるという考え方も、例えば次のような無理がある。

(4) 現在沖繩の海底電線の終点施設は沖繩の保有するところである。もしこの事実が、沖繩がその所有権を  
所有し、然もこれが条約上合理的な状態であるとすればこれは第四条(C)項の適用によるものと解  
する外はない。

この場合、同条同項の「分離される領域」は第三地域をも予定しているものと解される。とすれば同条同  
項の「日本の終点施設」という場合の「日本」は、第三条地域を含まないことの明瞭な認識のもとに用ら  
れているものである。

(5) 講和発効後沖繩における占領軍占用施設が、九十日以内に日本政府に返還された事実は伝えられてい  
ない。

第六条(A)項、「日本国領域」に第三条地域を含ませて考えた場合、第六条(C)項の適用に当って  
更に第三条を重複適用すれば日本国政府の同地域における施政権の行使が排除されることになる結果日米  
両国政府相互の合意が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍ら、第六条(C)項は、  
占領軍占有施設は、「相互の合意によって別段の取極が行われないう限り、前記の九十日以内に日本国政府  
に返還しなければならない」と規定しているのであって、この規定を、同項の規定する合意が不可能な場  
合には、合意がなくても九十日以内に返還す義務がない趣旨を表わすものとは読み難い。即ち、たとえ合  
意がなくても九十日以内に返還すべきものと解釈すべきである。又、第三条に規定する米国の三権行使  
権をもって、第六条(C)項の返還義務が排除されたのみならず、何となれば第三条の三権行使  
権は国際法の拘束のもとに行使されるべき通常の施政権であり、従って当然国際法上の義務には従  
うべきものである。然るに第六条(C)項の返還義務は条約の規定に基く国際法上の義務であるからであ  
る。

又、もし第六条(C)項は、初めから間接軍政の行われた日本本土のことを規定したに止まると解する  
ならば、積極的な根拠のない解釈ではあるが或は立案者の意思にはそうかも知れない。然し乍ら、それな  
らば同時に同条(A)項の「日本の領域」にも第三条地域を含まないものと解するのが自然の解釈であ  
り、同じく立案者の意思にもそうであろう。従って又沖繩に於て安保条約が効力をもっていないにかかわ  
らず、米軍が駐留しているについても第三条のみによって最も簡明に合理的に説明することができる。  
今日まで日本は、沖繩にあった連合国財産について返還のみならず補償をも求められたことがない。又  
この事実が条約に違反したものであるということも伝えられたことがない。

第十五条(A)項の「日本国」に沖繩が含まれると解した場合、第三条を重複適用することによって原  
物の返還が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍らいくら第三条を重複適用しても、  
第十五条(A)項の末段に規定する返還にかわる賠償義務が第三条の規定によって免除されるものとは認  
み難い。要するに第十五条(A)項の日本国は沖繩を含まないものと解する外は前記の事実を合理的なも  
のとして解する方法がない。

(一) 平和条約第十九条の「日本国領域」に第三地域を含ませることは、あとで(2)及び(3)に述べるような条  
理上、理論上の矛盾を生ずる。同条同項の日本国民に朝鮮人を含ませることも同様である。

要するに、平和条約中における日本国乃至日本国領域の表現に現われた地域概念に第三地域を含ませる  
解釈には普遍性がない。逆に第三地域を含まない解釈によれば、極めて無理のない円滑な普遍的統一的解  
釈によって現状が説明できる。

平和条約中の日本乃至日本国領域の表現に広狹二義の使い分けを認める普遍性のない解釈は、それぞれの  
場合に解釈を使いわけに当って政策論を離れた明確な理論を必要とする。それであれば法律解釈として  
は成り立たない。従ってこの様な解釈を行って、然も特に第十九条に限って第三地域を含ませようと考え  
るためには明確な特別の論理的理由を必要とする。然るにこのような断定を必要とする論理的理由は無い。  
従ってこの様な解釈は正確な法律解釈として成り立たない。

以上理由によって、第十九条(A)項の日本国領域には文理解釈上第三地域を含まないと解するのを相  
当する。

(2) 条理解釈による理由

平和条約は当事国の理性的合意によるものである。従って第十九条において放棄の対象となるものは、当  
時日本側においてその実体を認識し得べき範囲内のもので解せざるを得ない。然るに本件の如く終戦後の沖  
縄における米軍の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結時にもまた現在にいたるも全くその要件を  
欠くものである。故に条理上第十九条は沖縄に適用がない。

(3) 論理解釈による理由

対日平和条約と奄美復帰協定とを併せて合理的に解釈すれば、奄美復帰協定の第四条一項に対日平和条約  
第十九条の規定と同趣旨の規定があり、然もその表現に若干の相違があるに拘わらず、対日平和条約の特別  
法又は修正法である旨の文言がない。故に第十九条の規定は奄美に適用がなかったものと解すべく一方奄美  
と沖縄とは平和条約第三条において同一の取扱いを受けているものであるから論理的にも第十九条は沖縄に  
適用がない。

(4) 立法者意思による理由

なお平和条約及び奄美復帰協定の起草に当たった立法当事者の意思を顧みても、次の事実により第十九条は  
沖縄に適用がなかった。

(1) 第十九条の起草に当っては「日本国領域」の中に沖縄が含まれるという積極的な認識はなかった。

(2) 平和条約は早急の際に起草され、しかもその期間は占領中に属していた。従って「日本国領域」の表現  
において連想されていたところは、昭和二十一年一月二十九日附司令部覚書所謂行政分離命令第三項にい  
う所謂四主要島嶼を中心とする約一千の島嶼であった。故に北緯三十度以南の奄美及び沖縄は意識の外で  
あった。

(3) 奄美の復帰に当り、同地域における占領軍に対する請求権の処理は、奄美復帰協定第四条第一項によっ  
て初めて合意確定されたものであるというのが両当事関係官の見解であり、この見解は現在もかわらな  
い。第十九条によって一応処理済であったという認識は全然ない。

(4) 奄美復帰協定の締結にあって、将来沖縄が復帰した場合は、奄美復帰協定第四条第一項に相当する規定  
を必要とするものと謂う見解が、両当事関係官の一致した見解であった。

2 前記一の所見により平和条約第十九条の項が沖繩に適用があると解することは正確でないが、仮に、平和条約の項の「日本国領域」に、特に沖繩地域が含まれているという主張に沿って考えた場合における同条同項の解釈を明らかにするならば、

(1) まず、平和条約第十九条の項によって日本国が、連合国及びその国民に対する「日本国民」の請求権を放棄したということは、日本国民が連合国及びその国民に対して有する請求権を当該連合国が、その主権に基づいて否認しても、日本政府としては当該連合国に対してその否認についての国際法上の責任を問わない旨の約束をしたに止まるものであって、日本政府が、沖繩住民に代ってその住民自身の請求権を放棄したという意志ではない。

(2) 日本国民が外国の主権の下にたつた場合、主権は絶対であるから日本国民自身としては一応これに従わなければならない。

但し、その外国の主権が国際法上の規範に違反して行使された場合には、当該日本国民とは別に、日本国がその外国に対して国際法上の責任を問得るのは国際法上の原則である。日本国は十九条においてこの権限を相手国に対して国際法上放棄したものである。この権利は、日本国民の私権が相手国によって侵害された場合に、そのことを原因として発生するものである。

然し乍ら、日本国民に属する侵害された私権とは別のものである。この権利は国の権利であって、侵害された個人の権利ではない。この権利によって保護される利益は国自体の利益であって侵害された個人の権利ではない。侵害された国の利益は、国の立場から評価されるから、侵害された個人の主観的利益の評価とは必ずしも一致しない。この権利を国が行使するか否かについては、国が判断すべきものであって、当該個人の

判断によるものではない。

故に第十九条によって放棄される国の権利は、これを日本国民自身の権利と混同することは許されない。

(3) 平和条約第十九条の項の規定は、条約であるから国際法として効力をもつことは当然であるが、同時に平和条約は、条約として国会の議決を経たものである。この議決によって条約は国内法としての効力を持つものと解するのが従来からの政府の確定した見解である。従って平和条約は国内法としての効力をもっているものである。

従って平和条約第十九条の項も形式上国内法としての効力をもっている。然し乍ら第十九条の項も形式上国内法としての効力をもつ。然し乍ら第十九条の項はその表現において日本国民ではなく日本国の請求権を放棄することを規定しているに止まり、日本国民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし、日本国政府が日本国民の請求権を取消することを規定しているものでもない。従って日本国民に対しても、日本国民の請求権に対しても何等の効果を及ぼすものでもない。

従って国内法としての第十九条の項の国内法上の効力には実質的内容はない。

(4) 次に平和条約第十九条の規定の国際法としての効力について考えれば、そもそも国際法上は、個人が権利義務の主体となり得ないと解するのが通説である。少数説は、個人が権利及び義務の主体になり得ることを主張しているが、何れも通説の論理的矛盾を指摘するものではない。少数説の一つである横田説によれば、「いったい個人と国際法の関係というようなことは法学的認識の問題である。与えられた法的事実を前にして、それを如何に理解し、説明するかという問題である。」という立場である。従ってこの少数説によって

は、第十九条によって日本人の個人の権利が放棄されている可能性があるか否かということは第十九条の解釈からは引出すことが出来ない。逆に第十九条によって個人の権利が放棄されたことが法的事実として認識され得た場合に初めて、その個人が国際法上の義務の主体として理解し得るといふに止まる。次に田島説によって代表される最近の少数説は、個人の国際法上の権利義務の主体性を認めるに当たっては、明文の条約の規定又は確定された国際慣習によって、明確に個人が国際法の直接の拘束を受けることを規定している場合に限っている。例えば、ベルサイユ平和条約第二九八条附屬書二項は、第九十条と同様の独逸国民の請求権放棄に関する規定であるが、条文明確に「独逸国又は独逸国民ハ、請求又ハ訴訟ヲ提起スルコト得ス」と規定しているから、この少数説に従えば、この規定によって独逸国民は請求権を失ったこととなる。然るに第十九条の規定は、「日本国は」という日本国を義務の主体とする表現を用いてから、この少数説によるとしても、ベルサイユ条約における独逸の場合と異なり、日本国民の請求権そのものが拘束を受けるものと解すべき余地は全くない。

(6) イタリアの平和条約第七六条第一項は、第十九条に対応する規定であるが唯単に「イタリア国は」言々と、イタリア国の主体性を謳う外に、「イタリア国民のために」請求権を放棄すると謳っている。多数説によれば、この規定も唯単にイタリア国の外交上の請求権を放棄するために必要な国内措置を採るべき旨の国際法上の義務を負うものと解せられる。又、最近の少数説によって、イタリア国民が国際法上の権利義務の主体たり得る立場をとっても、「イタリア国民のために」という表現をもって、イタリア国民が直接義務を負う表現として明文の規定があるものと解せられるか否かは疑問である。仮に、これを積極に解して、イタリア国民がこの条約によって直接その請求権を放棄せしめられたものと解した場合、わが第十九条には「日

本國又は日本国民のために」という表現がない。そこで類推解釈により日本国民もその請求権を放棄せしめられたものと解するか、反対解釈によって、日本国民はイタリア国民と異ってその請求権を放棄せしめられていないと解するかが問題となる如く見える。然しこの問題については、イタリア平和条約にはこの第七六条第一項の次の同条第二項において更に明瞭に第一項の解釈規定を設け、「この条の規定は、ここに掲げられてゐる種類の一切の請求権を完全且つ最終的に打ち切る。この請求権は、利害関係者が何人であるかを問はず今後これを消滅させる。イタリア国政府は、イタリア国領域に在る同盟又は連合軍の軍隊に徴発に基づき必需品又は役務を提供した者に対し、及びイタリア国の領域において生じた同盟又は連合軍軍隊に対する戦斗に因らない損害の賠償請求を充すため、リラ貨をもって衡平な補償をすることに同意する。」と規定していること及びこの二つの事項を規定した同条同項に相当する規定を、第十九条の起草に当って意識的に削除したことによって、イタリア平和条約第七六条の類推によって対日平和条約第十九条を解釈する余地は全くない。従って個人が国際法上の義務の主体たり得る場合があるとす少数説によつた場合においても、第十九条によって日本国民の権利義務が放棄されたと解する余地はない。この場合、対日平和条約第十九条においてイタリア平和条約第七六条第二項後段のイタリア国政府の補償義務を規定しなかったのみならず、同条同項前段の解釈規定をも規定しなかったことは、第十九条の項に「日本国民のために」の文句を挿入しなかったこととも、見逃すべからざる事実である。

(6) 第十九条の規定がある場合、日本国民自身の請求権は厳存する。然し乍ら、相手国によって如何に取扱われるかは、人権宣言等の原則に対する責任は別として、国際法上相手国の国内措置による自由裁量の問題である。

第二 本件に関し、日本政府は法理上補償の責任を負うものではない。

1 平和条第十九条との関係について考えるに、本来本件に同条を適用することは正確を欠くものと解せられるが、仮に平和条第十九条の項にいう日本国領域に限り沖繩地域が含まれているという主張に沿って考えた場合においても、日本政府が十九条の項で放棄したのは、米国に対して自らの権利を行使する機能を放棄したのに止まり、沖繩住民に代って、その住民自身の請求権を放棄したのではないことは第一の二において明らかとしたところである。従って日本政府の行為によって沖繩住民の私権を収用したもので、移転したもので消滅せしめたものでもない。

一方日本国憲法によれば政府が憲法上補償を行なうべき場合について、同法第二十九條第三項に「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。」の規定がある。これは政府がその主権に基づいて国民の財産権そのものを収用し移転させ或いは消滅させた場合に、これに対して正当な補償を行なうべきことを規定したものである。故に本件について十九條の項の適用を認める考え方にたつとしても十九條の項の外国のに対する国の権利の放棄は日本国憲法第二十九條第三項の場合に該当しない。従って日本政府には損失補償を行なうべき憲法上の責任は発生していない。

2 十九條の項を離れて、日本国憲法の規定に基づく日本政府の補償責任を考えた場合においても、日本政府が補償責任を負うためには、日本政府による適法な行為によって沖繩における私権が侵害された事実がなければならぬ。然るに日本政府は終戦以来今日迄沖繩において如何なる施政上の権限も認められていなかったのである。この点は内地と根本的に異なるところである。故に法律上日本政府には内地において負担したような補償責任は

3 日本憲法第二十九條第一項は「財産権は、これを侵してはならない」と規定している。この規定は元來國の補償責任とは関係のない規定にあるが、この規定との関係においても、本件につき十九條の項の規定の適用を認める考え方にたつた場合、政府が放棄したのは国自身の國際法上の権利であつて私権たる日本國民の財産権そのものではないのであるから、十九條の項の措置は日本國憲法第二十九條第一項の場合に該当するものではない。

第三 沖繩住民は、現在米國に対し請求権を失つていない。

1 本件につき、平和条第十九條を適用すること、正確を欠くものであることは、上述したところであるが、仮りに平和条第十九條の項にいう日本國領域に限り、沖繩地域が含まれているという主張に沿つて考えた場合においても、十九條の項の規定により、日本國が連合國及びその國民に対する日本國民の請求権を放棄することを承認したことは、日本國民が連合國及びその國民に対して有する請求権を当該連合國が当該連合國內法上否認しても日本國政府としては、國際法上、当該連合國に対し、その否認について責任を問うことはないを意味するに止まるのである。

2 日本政府は、平和条第十九條の項によりその自ら有する請求権を放棄したことは、いうまでもないが同条は、前述の如く、日本國民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし日本政府が日本國民の請求権を収用することを規定するものでもない。従つて、同条は日本國民の請求権に対して何等の効果を及ぼすものでもない。従つて沖繩住民自身の請求権は、かりに沖繩について平和条第十九條の項の適用があつたとしても、今日において廢存するものである。この見解は、昭和三十年六月米下院軍事委員會におけるマークト少將の証言、昭和三十一年四月ブライス勅告の見解及び昭和三十一年八月琉球政府主席宛民政政府副長官の回



答に示された見解と完全に対立の形となっているが、然しながら、これら米側の見解は、まだ米國務省及び下院軍事委員会の見解に止まり、米國防省、米法務省又はこれ等を綜合した米國の見解ではない。

昭和二十七年四月三十日付極東軍司令部發琉球軍司令官宛指令においては、ガリオア物資売上から生ずる資金を繰り入れる見返資金の設定を指令し、その用途のうち昭和二十五年七月一日以前米國の使用せる民有財産の各使用料の支払を含むべきことを指令している事実がある。ただし、この見返資金は今日までこの目的のためには支出されていない。

4 昭和二十八年三月二十三日付琉球民政府布告一〇五号は、昭和二十五年七月一日から昭和二十七年四月二十七日までの借地料の支払を規定し、この支払は現実に実施され、総額一、二五、三五六、〇四六円八〇銭（B号円）が琉球政府に供託された。昭和二十七年六月三日の軍民協議会において使用開始時の地価の年六%を建前とするものである旨明らかにされている。

5 昭和二十八年十二月二十四日付奄美復甦協定第四条一項は奄美群島につき平和条約第十九条（A）項と同趣旨の規定を設けると共に大蔵省の要望に基づき「但し、前記の放棄には、一九五四年九月二日以後制定されたアメリカ合衆國の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。」の文言がワシントンの回訓をまつて無条件に押入されている。

6 在米一世は米市民権を持たず明瞭に第十九条（A）項前段の適用をうけるものであるが、その請求権は徐々に承認されている。

第四 米國政府は、法律上及び行政上支払の責任がある。

1 米國は占領中も講和後も沖縄の領域及び住民に対する施政権者として、住民の福祉を維持向上する責任がある。

る。

2 米國憲法修正第五条は、「何人も正当なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せられることなし。」同第十四条は、「いずれの州も法律の定める正規の手續によらずして何人に対しても生命、自由または財産を奪うことをえず。」と規定している。

3 終戦後の軍事占領期間中と雖も住民の私有財産を侵害すべからざることは、ヘーグの陸戦法規の規定するところである。即ち同法規第四十六条第二項は、「私有財産は、これを没収することを得ず。」同第四十三条は、「國の權力が事実上占領者の手に移りたる上は占領者は絶対的の支障なき限り占領地の現行法律を尊重して成るべく公共の秩序及生活を回復確保するため施し得べき一切の手段を尽すべし」と規定する。同条件は今次大戦に際してはたまたまその形式的効力をもたなかったが、この原則は國際法上の原則として否定されるものではない。

事実ブライズ勅告においても米占領軍はヘーグの陸戦法規に従って占領を行なう方針であったことは認められているから、沖縄住民の請求権が初めからなかったものと主張していると認められる節はない。

4 平和条約第十九条の項との関係については、仮に同条同項が本件に適用されるといふ主張に沿って考えた場合においても、同条で放棄したのは日本政府が日本政府に属する外交上の権利を米國に対して行使する権能を放棄したに止まり、沖縄住民が沖縄住民に属する請求権を米國政府に対して行使することについては、何等の効果を及ぼすものではない。従って沖縄住民自身は自らの請求権を行使する上において、平和条約第十九条が施行される以前と以後とにおいて何等の異なる地位にたっているものではない。これを処理することは米國の統治権の範囲内の問題であり、國際法上米國が自らの責任において処理し得るものであるから全く米國の責任に

属する問題である。

5 前記一乃至四の事情に基づいて沖縄住民に対し、本件に関して適当な解決を与えることは米内閣の内府上の責任であると同時にヘーグの陸戦法規、人権宣言及び国連憲章等（国連憲章）第十一章及び第十二章の非自治地域及び信託統治地域における統治権に関する規定）に示された一般的に承認された私権の取扱に関する主権の行使に関する国際的原則に基づく国際的責任である。この責任は国際法の意味を広く解するならば、殆んど国際上の責任とも称し得るものである。

✓ 講和発後第十九条の項によつては沖縄住民の請求権は、消滅してない以上沖縄住民がその請求権に基づいて今日主張している金額は、その内容において妥当なものであるか否かは日本政府としては調査の方法がないから確認することが出来ないが若しそれが内容において妥当なものであれば、これに対して支払いに応ずることは米内閣の法律上の責任である。

### 日本政府より見舞金十億円支出さる

日本政府で陳情書が受理され、国会において請願が採択されたとはいへ、国際条約に関連する困難な問題であるだけに、土地連合会の関係者としてはなお、一抹の不安があり、またその間、美里村知花区より出された解放地区の復元補償要求が、米軍から、講和前の補償要求には応じられないと拒否されるなどの事柄もあつて、日本政府への請願を更に強力に推進することになり、土地連合会長と市町村長会長の連署をもつて再び、損失補償方についての請願書を国会ならびに政府に提出した。これに対し自民党沖縄問題特別委員会では、この問題について、講和前の損害補償については政府をして強力に対米折衝等を行なわしめる必要があるか、沖縄住民の目下の窮状は、対米折衝を待つことは許されない実状にあるので、差し当り見舞金として五〇億円程度を立替支給する措置を政府にとらしめる、という方針を決めた。

日本政府においては前項に掲げた通り、沖縄の講和発効前の補償問題について、法律的に米内閣に補償の義務ありと断定できないながらも、ややそれに近い見解をとり、日本政府が補償の責任を負うべきでないとの解釈で推し進めてきたが、国会での請願採択もあり、道義上も沖縄住民の窮状を無視するわけにいかないとの配慮から、法的な問題は将来決定するとして、一定額の見舞金を支出するという方針を決め、特別措置による補正予算の検討を始めた。それによつて、昭和三十三年三月十八日衆議院予算委員会に、一般会計予算補正第二号として「沖縄関係特別措置費、一億円」の新規計上が提案された。これに対し社会党から三〇億円の組みかえが要求されたが、結局、同月二十二日、昭和三十一年度一般会計予算補正第二号が成立し、沖縄住民へ対する見舞金一億円（内、一億円は外地引揚困難者及び元沖縄県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金）が支出されるこ

12-24P

二 法律義務に基く措置として、在外財産に対する補償措置を行うべきかどう  
 かの問題については、在外財産に対する国の補償責任の有無を中心として、以  
 下述べるように、法律上の見地から種々検討を行った。

在外財産問題の対象とされている在外財産のうち、その小部分は、桑港平和  
 条約等の適用地域（欧米諸国、南方諸地域等）にあるものであるが、これにつ  
 いては、既に法律上の補償責任があるかどうかを、条約上及び憲法上の両面か  
 ら、検討した。

国が、条約上、補償の責に任ずべき地位に立つかという点についてである  
 が、桑港平和条約には、イタリア平和条約等に見られることと異なる補償条  
 項は含まれていない。従つて、条約の明文上からは、国に補償責任があるとい  
 うことにはなっていない。

国が、憲法上、補償の責に任ずべき地位に立つかという点についてである  
 が、これは、主として桑港平和条約第十四条（a）2の規定に係る憲法の規定  
 の法的解釈の問題である。本審議会においては、この点に論議の重点がおかれ  
 たが、次に述べるように、種々見解の散れるところであり、一致した結論をう  
 るに至らなかった。

桑港平和条約により日本政府が各連合国にあつた日本国民の財産を処分する  
 権利を各連合国に認めたと対する国の補償責任の有無が問題となるのである  
 が、桑港平和条約第十四条（a）2の規定は、少くも在外財産を賠償によ  
 りあつては趣旨のものであり、このことは在外財産の負担において賠償したこ  
 となるから、憲法上国に補償の責任があるとする見解があつた。これに対し、  
 桑港平和条約の当該規定は、各連合国が在外財産を処分する権利を有するこ  
 とを認めただけであつて、その結果が国としては各連合国による在外財産の処  
 分権の行使については異議を申立てないという趣旨のものであり、このことは  
 憲法第二十九条第三項の公共のために用いるということには該当せず、従つて  
 国に補償の責任はないとする見解があつた。

また、憲法第二十九条第一項に規定されている私有財産権尊重の精神からみ  
 て、桑港平和条約の当該規定により在外財産を処分する権利を各連合国に認め  
 たことについて国に補償責任があるという見解があつた。これに対しては、憲  
 法第二十九条第一項は私有財産権不可侵の原則を宣言した規定であるが、この

規定からは直ちに国の補償責任を生ずるものではないとする見解があつた。

更にまた、私有財産権は、自然法上不可侵であるのみならず、憲法において  
 は第二十九条第一項のほか、第十一条及び第九十七条によつて、永久に侵すべ  
 からざる基本的人権として成文法上確認されたのであつて、永久に侵すべ  
 くない義務がある。しかも、陸上にある敵国人の私有財産は没収できな  
 いというのが国際法上確立された原則である。しかるに、国は桑港平和条約第  
 十四条（a）2の規定を承認し、国民が各連合国にある私有財産を回復できな  
 かつたのであるから、これは国として国民の財産権保護の義務を十分に果た  
 したことに相當する。しかし、さればとて、この事実から直ちに、国の法律上損  
 害賠償の責任を生ずるものとは、現行法の全体系上容易に論議し難いであつ  
 て、これがためには桑港平和条約締結当時の経緯等を考へて、充分検討しな  
 ければならないとの意見があり、これに対しては、当時の経緯こそはわが国と  
 してやむを得ない状況であつたのであるから、国の責任は免除されること意見  
 があつた。

このように、桑港平和条約等の適用地域にある在外財産についての国の補償  
 責任の有無に関しては、法律上補償の責任ありとする意見と法律上補償の責任  
 なしとする意見の両論があり、いずれとも断定を下すに至らなかった。

在外財産のうち、その大部分は、平和条約その他最終的な取極が未解決とな  
 っている地域（中国大陸、朝鮮地域等）にあり、現実には所有者の手をはなれ  
 ているが、その法律的地位が未決定の状態である。従つて、この部分の在外財  
 産については、今後これを確保するよう努力を払うべきであるが、何等の約  
 束もない現在、法律上の補償責任の有無を論議する段階ではないとの見解に対  
 し、異論はなかつた。

右の次第であるから、法律義務に基く措置として在外財産に対する補償措  
 置を講ずるといふ結論には達しなかつた。

三 法律義務に基かない措置として、引揚者に対して何らかの政策的な措置を  
 講ずべきかどうかの問題については、引揚者に対する政策的な措置の根拠をい  
 かに考えるかという点を中心として、種々検討を重ねられ、引揚者が在外財産  
 を失つたこと、引揚者の多くが生活に困窮していること、引揚者その他の戦争被  
 害者、特に戦災者との援護措置に関する権衡、独伊における措置例等につい

3

て、各種の資料を調査検討して、審議が行われた。

特に、引揚者と戦災者との援護措置に関する権衡については、従来兩者に対  
 して、応急援護、定着援護等各般の援護更生措置が講ぜられており、これらは  
 必ずしも充分ではないが、さしたる差異は認められないという意見と、引揚者  
 に対する援護措置については戦災者等の場合に比してはるかに薄いと認められ  
 るという意見とがあつた。

なお、わが国とはほぼ同様の状況にあつたイタリアは平和条約において、ま  
 た、西独は英米仏三國との条約において、それぞれ賠償に充てられた在外財産  
 に対し補償することを確保している趣旨からみて、たとえわが国の桑港平和条  
 約中には同趣旨の規定を欠如しているとはいへ、わが国もまた道義上同様の観  
 念を尊重すべきであるという見解があつた。これに対して、そのような見解に  
 基き直ちに何等かの措置を講じなければならないことは認め難いとの意  
 見が述べられた。

更に、海外に生活の本拠を有していた引揚者が、終戦により、母国の保護を  
 はなれ、多年住みなれた土地から強制的に移住を余儀なくせられ、その全  
 生活の基盤を失つたことについて考慮が払われたが、この点において引揚者  
 は内地における戦災者の場合と異なる事情があるという意見が極めて有力であつ  
 た。

四 以上のような審議の経緯からみて、主として引揚者とその全生活の基盤を失  
 つたという観点から、引揚者に対して特別の政策的措置を講ずることが適切で  
 あるとの結論に到達した。

しかしながら、終戦後十年を経過した現在、既に生活の基盤の再建をな  
 したと認められる者もあるから、これらの者を除外する等の配慮を  
 加えることが、国民感情にも適合し、世論の納得をうるものと考えられる。ま  
 た、国家財政全般の見地、他の戦争被害者との権衡等からみて、措置の内容等  
 については、十分な検討を加えるべきである。

よつて、本審議会は、以上述べたような考え方に基き、政府が引揚者に対し  
 て、次のような措置を講じ、もつて多年にわたる懸案の解決を図ることが適当  
 であると考え、

(一) 次に掲げる事項につき、国家財政全般の見地等を勘案し、引揚者の現状に  
 資 料

照し、適切な措置を講ずるものとする。

ア 給付金を支給すること。  
 イ 生業資金等の貸付、職業の斡旋及び補導、住宅事情の緩和等各般の援護  
 更生措置を講ずること。

(二) 右の措置は、真に引揚者の生活基盤の再建に資しうるよう、資金の効率的  
 使用について、特に配慮すべきものとする。

(三) 引揚者の範囲を一定の時期において、海外に生活の基盤を有しており、か  
 つ、それを強制引揚に因り失つた事実等を基準として、合理的に定める。

(四) 右の措置を講ずるに当つては、例えば所得が一定金額以下である者等現に  
 生活基盤の再建をなしえない者を対象とする。

4 第三次在外財産問題審議会に対する諮問

総 理 在 第 八 六 号  
 昭和二十九年二月三日

在外財産問題審議会会長殿  
 内閣総理大臣 佐 藤 栄 作

(諮問)  
 「在外財産問題に対しなお措置すべき方策の要否及びこれを要するとすればその  
 処理方針について貴会の意見を求める。」

(説明)  
 在外財産問題について、政府はさきに昭和二十九年七月に設置された在外財産  
 問題審議会に対し「在外財産問題の処理方針如何」及び「在外財産問題処理のた  
 めの引揚者に関する措置方針如何」との諮問を行ない、昭和三十一年一月に提  
 出された答申に基づいて引揚者給付金支給等の措置を講ずることにより、広これ  
 を解決したものと考へているのであるが、世上にはなお補償要求等幾多の論議も  
 あり、この在外財産問題に対し、政府は今後なお何らかの措置を講ずる必要があ  
 るかどうか、また、もし必要があるとするれば、その処理方針はいかにあるべきか  
 を審議せられたい。

5 第三次在外財産問題審議会の答申

昭和四十一年十一月三十日

在外財産問題審議会議長 山田 義見

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

在外財産問題審議会は、昭和三十一年十二月二十二日付を以て諮問を受けた「在外財産問題に対しなすべき方策の要否およびこれを要するにすればその処理方針」について、今日に至るまでの間、合計三十九回の委員会と四回の小委員会を開いて、鋭意調査審議を重ねてきたが、ここにその審議の結果を取りまとめ、本審議会の結論として、別紙のとおり答申する。

- (附) 一 イタリア・西ドイツ等における在外財産問題
- 二 在外財産問題審議会委員等による海外視察報告

(別紙)

第一 問題の所在

在外財産問題という言葉は、従来、特に厳密な定義づけをされず用いられてきた。在外財産に關し、過般の敗戦の結果、もとの権利者が現にそれを使用、収益、処分することができなくなった事実を直接に基づいて生ずる問題一般を指すものといふことができる。

在外財産について権利を有していた者の態様からいへば、本来は公有および私有のすべてにわたるものと考えられるが、この言葉が用いられるのは、多くの場合、国内における国民との間の問題としてであり、したがって、その場合にいう在外財産とは、一応、私財として在外財産だけを意味する。そして、この問題がさらに具体的な政治問題として取り上げられる場合には、私有財産としての在外財産のうちでも、引揚者の在外財産という面が強くクローズアップされてきたといふことが、従来の経緯にみられる事実としていえるようである。

以下、従来の経緯をふりかえりながら、本問題の所在を考へてみる。

一 在外財産問題調査

昭和二十八年、在外財産問題調査会が設置され、「在外財産問題に対する処理方針如何」との諮問を受けた。同調査会は、できるものから順次解決していくという建前の下に、昭和二十九年、引揚者の持ち帰り日銀券、国外からの未払送金為替、在外預金等の処理について答申を行ない、政府は、この答申に基づく立法措置を講じた。

二 第一次および第二次在外財産問題審議会

昭和二十九年、在外財産問題調査会は廃止され、新たに設けられた在外財産問題審議会が、従来に引き継ぎ、「在外財産問題に対する処理方針如何」との諮問について審議を重ねたが、結論を得ないまま、昭和三十一年、改組されるとともに、従来の諮問に追加して、新たに「在外財産問題処理のための引揚者に關する措置方針如何」との諮問を受けた。(普通、この昭和三十一年の改組前の審議会が「第一次審議会」と呼ばれ、改組後の審議会が「第二次審議会」と呼ばれている。)

第二次審議会は、在外財産問題の処理について何らかの措置を講ずるとすれば、その根拠をいかに考へるかについて、①法律上の義務に基づく措置、すなわち在外財産に対する補償措置という考え方、②法律上の義務に基づく措置、すなわち在外財産に對する補償措置という考え方、それぞれ検討を行なつたが、前者については、法律上の義務に基づく措置として在外財産に對する補償措置を講ずるといふ結論は達せず、後者については、主として引揚者がその全生活の基礎を失つたといふ観点から、引揚者に対して特別の政策的措置を講ずることが適切であるとの結論に達した。そして、昭和三十一年十二月、答申を行ない、その答申において、政府は引揚者に対して給付金の支給および生業資金の貸付をはじめ各般の援護、更生措置を講ずることにより、多年にわたる懸案の解決を図ることが適当であるとした。政府は、この答申を受けて、引揚者給付金等支給法の制定、国民生業公庫による生業資金の團信担保貸付、引揚者向け公営住宅増設等の措置を講じた。

以上の見解に対して、異論はなかつた。一方、「梁港平和条約等の適用地域にある在外財産についての国の補償責任の有無に關しては、法律上補償の責任ありとする意見と法律上補償の責任なしとする意見の両論があり、いずれも断定を下すに至らなかつた」のであつた。従来から法律上補償義務はないとして、政府の見解に対し、逆に法律上補償義務があるとの立場からの論議が続けられてきたのは、このような事情が背景にあつたことと思われる。

第二 法律上の補償義務についての検討

以上のような経緯にかえりみて、本審議会は、「在外財産問題に対しなすべき方策の要否」を審議するにあたり、まず、在外財産に對して國に法律上の補償義務があるかどうかという問題について検討を行なつた。このような法律上の問題については、最終的には司法機關において確定されるべきものであるにせよ、本審議会の審議が、在外財産問題に對して何らかの措置を必要とするという方向に進んだ場合、その必要とされる措置は、一体、法律上の補償義務に基づくものなのか、そうでないのかによつて性格が著しく異なるので、この点についていまいな態度をとるとは、絶対に許されなかつた。したがつて、法律上の補償義務の有無についてどう考へるかということが本審議会における最初の検討事項になつたことは、当然であるばかりでなく、結果的にも、それが、本審議会の審議全体を通じて最も多くの時間をかけた中心のテーマとなつた。

一 補償義務をめぐらるる問題の輪郭

そもそも、在外財産に對し國に法律上の補償義務があるという主張は、どのような法律解釈に基づいてなされるものかということがまず問題になるが、本審議会の席上、積極論の上に立つ論者の側から援用された法律解釈は、次のようなものであつた。すなわち、①日本国民は、國の内にいると外にいるとを問はず、日本國憲法以下の國內法の適用による保護を受けるのであつて、在外財産について本國憲法以下の國內法の適用による保護を受けることができなかつた。②連合國が無償で在外日本財産を取り上げたのは、戦敗國である日本國からの賠償に充當するた

めであつて、このことは、桑港平和条約（一九五一年九月、サン・フランシスコ市で署名された「日本国との平和条約」をいう。以下同じ）第十四条（a）の規定の文理解釈上も明らかである。④憲法第二十九條第三項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」としているが、在外財産は、このように、日本国が支払うべき賠償という公的の用に供されたのであるから、國は、これらの財産のものと權利者である國民に対し、同項に基づく補償の義務を負う、というのである。

このような國際法および憲法の解釈をめぐり、在外財産に対する國の法律上の補償義務の有無については、學說、判例等も見解の分かれるところであり、また、あるとする見解も、ないとする見解も、それぞれ結論に至る理論構成に關しては、いろいろニュアンスに相違がある。本審議会においては、それらの資料について、イタリヤ、西ドイツ等、第二次大戦に敗れてわが國と同様の問題をかかえることとなつた諸外國の事例（別添資料参照）をも含め、広範圍にわたつて検討を加えた。

二 在外財産の法的地位と条約關係

在外財産に対し國は憲法第二十九條第三項の規定に基づく補償義務を負うとする見解は、在外財産の法的地位を定めた条約關係の存在を前提としており、そしてそのなかでは、前に紹介した見解がそのものであるように、通常、桑港平和条約第十四条（a）の適用財産を中心として理論が展開されるのであるが、同条の適用財産にかぎらず、条約によつて法的地位の確定した在外財産そのものは、実質、全体の在外財産のうちではごく小部分にすぎないことが注目されるべきである。

すなわち、一口に在外財産といつても、そのうちには、一方において平和条約の締結により法的地位が確定したものがあつる反面、平和条約の締結もしくは適用が現にされておらず、または平和条約が適用されていても、その平和条約において財産および請求權の処理については別に具体的取極（いわゆる特別取極）によることとされている場合のものがまだ多く残存しているために、法的地位が未確定のものがある。後者については、國として今後これを確保するよう努力すべきであるという國民の要請が別にあるが、ここで取り上げられるべき法律上の問題は、（なお、この点に關連して、本答申に基づいて國が一定の措置を講ずるとした場合においても、それだからといつて、これらの法的地位の未確定の財産

に対する返還請求權についての國の主張は、何ら影響を受けるものではない。）そこで、そもそも法律上の補償義務の問題が生ずるかどうかを考察するにあつては、まず、各地域別に、在外財産の法的地位を定めた条約關係があるかどうか、また、あるとしても、その關係がどのように異なるかを検討しなければならぬ。すなわち、具体的には、次のとおりである。

(一) 桑港平和条約當事國所在の在外財産

桑港平和条約第十四条（a）においては、日本國の連合國への賠償支払の一般的義務が承認されるが、同時にまた、これに対する日本國の資源が充分でないことも承認され、具体的には、①日本軍の占領下にあつた連合國に対する特定の役務の供与の原則と②各連合國による当該連合國所在の日本財産の処分の承認とが規定されている。そして、後者に關しては、同条（二）の規定により、同条約発効時に連合國の管轄下にある日本財産についての具体的な処分は、各連合國の國內法の定めるところにしたがつて行なわれることになつてゐる。このように、わが國は、連合國が日本財産の処分權を有することを講和にあつてやむなく承認せられたのであるが、そうである以上、わが國としては、連合國の処分權の行使による日本國民の在外財産の喪失について、連合國に対し賠償を唱へ、國民のために外交上の保護をなす立場にはない。このような条約關係がある場合に、憲法第二十九條第三項の規定がそのまま適用されると考えられるかどうかについては、後述のような問題がある。

(二) 日韓平和条約當事國所在の在外財産

ビルマおよびインドネシア關係  
桑港平和条約第十四条（a）と同趣旨の規定は、日本國とビルマ連邦との間の平和条約（第五條）および日本國とインドネシア共和國との間の平和条約（第四條）にもあり、したがつて、前記（一）の点は、これら二國間条約適用地域所在の日本財産についても、同様にいえることである。

(三) ソ連邦關係

日ソ共同宣言第六項は、ソ連邦が日本國に対し一切の賠償請求權を放棄すること、および日ソ兩國が一九四五年八月九日以来の戦争の結果として生じたすべての請求權を相互に放棄することを規定している。したがつて、ソ連邦が日本財産の没收措置をとつている場合には、これに基づく請求權は、こ

(四) 桑港平和条約第四條の適用地域所在の在外財産

(a) 韓國關係

桑港平和条約第四條（a）によれば、日韓兩國間の財産および請求權の処理は、兩國間の特別取極の主題とされ、その取極によつて決められることになつてゐるが、同時に、同条（b）によれば、日本國は、合衆國軍政府により、またはその指令にしたがつて行なわれた処理の効力を承認することになつてゐる。

北緯三十八度以南の朝鮮所在の日本財産は、一九四五年十二月、在鮮米軍司令官の発したいわゆる軍令第三十三号「朝鮮内に於ける日本人財産採取得に關する件」により処理され、次いで一九四八年九月の米韓協定により韓國政府に移讓されているので、桑港平和条約第四條（a）の規定に即して考へるべきであり、わが國として、これらの財産そのものについて返還を請求することはできないことになつてゐる。これは、米軍のつた措置を講和にあつてやむなく承認せられたということであつて、この場合に、憲法第二十九條第三項の規定がそのまま適用されると考えられるかどうかについては、後述のような問題がある。

（注） 昭和四十年十二月、日韓國交正常化のための諸協定とともに発効をみた「財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本國と大韓民國との間の協定」は、日本國の韓國に対する經濟協力に關して規定するとともに、これを平行して、日韓兩國間の請求權問題が、桑港平和条約第四條（a）の特別取極の対象範圍とされるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことなることを確認（第二条第一項）、その解決方法として、同協定の署名の日に相手國の管轄下にある自國およびその國民のすべての財産權（戦後の通常關係において取得された財産權を除く）に對する措置および請求權に對していかなる主張もすることができないものとしてゐる（同条第二項、第三項）。この規定は、わが國として、國民の財産權に對する措置および請求權に對して外交上の保護をなす立場を放棄することとしたということであつて、わが國の公權力により國民の財産權を取り上げ、公共のために用いたということではない。（なお、前述のように、

の規定により放棄されていることになり、したがつて、わが國としては、これについてソ連邦に対し異議を唱へ、國民のために外交上の保護をなす立場にはない。この場合に、憲法第二十九條第三項の規定がそのまま適用されると考えられるかどうかについては、桑港平和条約第十四条（a）の場合と同様、問題がある。

(イ) ポーランドおよびチェコスロヴァキア關係

日ソ共同宣言第六項と同趣旨の規定は、ポーランドおよびチェコスロヴァキアとの間の國交回復協定にもあり、したがつて、前記（b）の点は、これら各國所在の日本財産についても、同様にいえることである。

(ロ) 中國本土關係

日本國と中華民國との間の平和条約は、旧満州國および関東州を含む中國本土にも適用があることになつてゐる（議定書一（a））が、中國本土については、現に中華民國政府の支配下になつてゐるから、同条約の適用はない。同条約第十一條は、中國本土所在の日本財産の処理は連合國所在の日本財産と同様の方式によることを定めてゐるが、この規定の適用も、現実にないわけである。したがつて、中國本土は、實質的には平和条約による処理がなされてゐない地域に屬する。

(ハ) インド關係

インド所在の日本財産については、日本國とインドとの間の平和条約第四條の規定により、もとの權利者に返還されることになつており、補償義務の問題はない。

(ニ) 中立國および旧樞軸國所在の在外財産

日本國は、桑港平和条約第十六條の規定により、捕虜であつた連合國軍陸構成員に對する償いとして、中立國および旧樞軸國所在の日本財産を赤十字國際委員會に引き渡すか、またはこれに代えて、等価の金額を同委員會に提供することとした。日本國は後者を選擇し、昭和三十年五月、同委員會に四百五十万ポンドを提供して、同條の關係は解決された。したがつて、日本國民のこれらの財産權は、そのまま存続していることになり、法律上の補償義務について論ずべき問題は一般的にはない。

(ホ) 分離地域所在の在外財産

資料

この協定の対象は、協定署名の日、相手国の管轄下にある財産権にか  
ぎられるので、桑港平和条約第四條(イ)の規定によりすでに処理済みと  
されている在韓日本財産は、この協定の対象からは除かれることにな  
る。

(b) 北朝鮮関係その他

北朝鮮所在の日本財産については、桑港平和条約第四條(イ)の特別取極が  
まだ締結されていないので、その法的地位は確定していない。  
なお、この点は、同条適用地域のうち、朝鮮以外の地域(南洋群島等)  
所在の日本財産についても、同様にいえることである。

(c) 台湾関係

台湾(澎湖島を含む)所在の日本財産の処理は、日華平和条約第三條に  
より日華兩國政府間の特別取極の主題とされ、その取極によつて決められる  
ことになつてはいるが、この取極がまだされていない現在、これらの財産につ  
いては、法的地位が確定していない。

(d) 南樺太および千島関係

南樺太および千島は、日本国が桑港平和条約第一條の規定により放棄した  
ことは確定しているが、それが法的にどの国に帰属するかは領有関係は未確  
定であるので、これらの地域所在の日本財産の地位も、当然法的に未確定  
の状態にあるといわざるを得ない。

(e) 桑港平和条約当事国等所在の在外財産中、戦争状態の終結前に処分された在  
外財産

桑港平和条約第十九條(イ)は、戦争から生じ、または戦争状態が存在したた  
めにとられた行動から生じた連合国およびその国民に対する日本国およびその国民  
のすべての請求権の放棄を規定している。(なお、同題旨の規定は、各二國  
間平和条約にもある)このなかには、条約発効前に連合国が日本国民の在外  
財産に關してとつた没収的処分に基づく請求権も含まれていることになり、  
したがつて、わが国としては、これについて連合国に対し異議を唱え、国民の  
ために外交上の保護をなす立場にはない。  
なお、この規定に類するものとしては、(イ)で述べた日ソ共同宣言第六項等  
の規定があり、また、(イ)で述べた桑港平和条約第四條(イ)の規定も、本質的

題をどのように取り扱うかについて任意の立場をとることができるとの見地  
から、これを条約に明記することを避け、日本国の裁量にゆだねたものであ  
る。したがつて、諸平和条約上の問題として國に補償義務が生ずることとは  
ない。

(ii) 私有財産尊重の原則との関連

次に、國際法の観点からなお問題となるのは、國際法上の私有財産尊重の  
原則との関連である。この点について、ヘーグ陸戦法規第四六條(占領軍  
による私有財産等の尊重義務)の規定等を援用して、國際法上私有財産尊重  
の原則は、絶対的なものとして確立されており、戦敗國の国民の財産といえ  
ども、それが没収されることはあり得ないはずであるという主張があるが、  
國際法上私有財産尊重の原則はたして絶対的なものとして確立されている  
かどうか(たとえば激性船舶、戦時禁制品の捕獲、没収等)の問題があるの  
をおくとしても、その原則が侵されたときは、たゞ、その侵した外國の國際  
法上の責任が問題になるだけであつて、その国民に対して本國が補償をすべ  
きであるという國際法上の義務が出てくることはない。なお、平和条約の規  
定に基づいて戦勝國がその管轄下にある戦敗國の財産を没収することは、  
ヘーグ陸戦法規の規定する占領軍の私有財産没収禁止とは別個の問題であつ  
て、この規定の適用を受けるものではない。  
前述の理由により、國際法上の観点からは、在外財産に対して國に補償義務  
があるという結論には達しないことになり、問題は、國內法上の観点からの検  
討にまつことになる。

(ii) 國內法上の観点からの検討

(イ) 憲法第二十九條第三項の文理解

國內法上在外財産に対する國の補償義務について問題になるのは、憲法第  
二十九條第三項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用  
ひることができる」という規定である。

(注) この規定の文理解の問題よりもさらに基本的な問題として、次のよ  
うな問題が指摘されるが、これらについては、後述する。

すなわち、①戦敗國の立場上、やむを得ない場合には憲法のわくをこ  
える処理をすらし余儀なくされる平和条約の特殊性からいって、このよう

にはこの規定の一つの態様であるといふことができる。したがつて、この規定  
の下での憲法第二十九條第三項の適用問題の所在も、これらの場合と同様であ  
る。

三 補償義務の有無

以上述べたような条約関係を興にする各地域所在の日本財産についての検討お  
よびこれをめぐる法律問題の審議の結果、國に法律上の補償義務はないというの  
が本審議会の意見であり、その論拠は、以下に述べるとおりである。  
この問題を検討するにあつては、國際法上の観点と國內法上の観点とがある  
ので、各別に考察する。

(一) 國際法上の観点からの検討

(イ) 平和条約に補償規定がないことの解釈  
わが國が締結した前記の各種の平和条約等(以下「諸平和条約」といふ)  
においては、在外財産を喪失する者が國の補償義務を規定したも  
のは、一つもない。

そもそも、平和条約において戦勝國が自國內にある戦敗國関係の財産の処  
分権をもつことを定めるのは、古來見受けられるところであつて、過般の大  
戦後わが國が締結した諸平和条約独自の問題ではない。ただ、そのような場  
合、最近の通例においては、その処分権の行使により生ずる戦敗國の損害  
について、戦敗國が補償すべきこと、または補償するよう配慮することを定  
めた規定が設けられているのに対し、わが國の場合には、そのようないわけ  
る補償規定がないことが特色になつてはいる。

この補償規定がないことの解釈については、これを根拠にして、平和条約  
の超法的性格、意識的にこの規定を欠くこととした立法者の意思等とあわ  
せ考察して補償義務なしとする見解や、既存の外國の平和条約の例により当  
然補償義務ありとする見解もありうるが、元來、國際法は國と國との関係を  
規律するものであつて、特定の國とその國民との間の權利義務関係を規律す  
るものではない等、國際法の本質に照らして考えた場合、次のように解する  
のが正当である。

すなわち、補償規定がないのは、補償問題は日本の國內問題であり、この  
問題について日本國の立場を國際的に拘束する必要はなく、日本國はこの問  
題をどのように取り扱うかにかかわる問題は、そもそもこの憲法の規定が適用  
されるような場合にはあり得ないのではないかと、という問題、また、  
②戦争ないし敗戦という國の存亡にかかわる非常の事態に伴つて多くの  
國民の生命や財産が失われた現実においては、在外財産の喪失について  
も、それは広範に発生した戦争犠牲に該當するものであるとして、一般  
の國民の感覚からいへば、憲法の補償義務というようなことはなじみ  
ようがないのではないかと、という問題がそれである。

この第二十九條第三項の規定は、私有財産は國または公共的な主体により  
公用に供することができること、およびその場合には正当な補償の支払が必  
要とされることを定めているのであるが、この規定が定めているのは、日本  
國憲法の規定である以上當然のことながら、わが國またはその公共的な主  
体、すなわち、わが國の公権力により私有財産が用いられる場合のことであ  
る。他方、この場合の私有財産には、いふまでもなく、國內にあるもののみ  
ならず、國外にあるものも含まれる。ただ、在外財産は、その所在する外國  
において当該外國の法制により認められ、日本國民に帰属していた財産であ  
るから、わが國の公権力そのものによつてその内容を左右しうるものではな  
く、また、その所在地の法制により変動が生ぜしめられる場合、わが國の  
公権力が及びうるかきりのものでもない。その場合、わが國は、日本國民の  
財産が当該外國において不利益な取扱いを受けないようにするためのいわけ  
る外交保護権を有するだけである。

ところで、諸平和条約の規定に基づいて在外財産が喪失したいずれの場合  
においても、財産権が失われたのは、その所在地國における公権力の行使に  
よるものであつて、わが國の公権力の行使そのものによるものではなく、わ  
が國としては、相手國による処分を認め、國民の財産権の喪失について異議  
を唱えず、外交上の保護を行なわないことを約束せしめられたものである。  
このことは、前述の在外財産と日本國憲法との関係からも當然導き出される  
ことであり、諸平和条約の規定の表現も、日本國が自ら國民の私有財産  
権そのものを取り上げて、消滅せしめる建前にはなつていない。このよう  
に、在外財産は、わが國の公権力自体により用いられたという法律関係に立  
つていないのであるから、この場合における憲法第二十九條第三項の規定の

適用については、消極的な結論しか導き出され得ないと考えられる。

(a) 憲法第二十九條第三項と平和条約の内容およびその受諾行為

以上の見解に対し、(a)日本国は、諸平和条約の關係規定において連合國に對して在外財産の処分権を認め、または請求権を放棄し、それによつて日本國民の有する在外財産に對する權利を「消滅」せしめたのであつて、このことは、日本國が日本國民の私有財産権を平和條約の締結という公共的目的に用いたことになり、憲法第二十九條第三項の規定の適用があるとする見解、および、(b)在外財産を直接処分したのは、なるほど連合國の主權によるとしても、日本國の受諾があつたからこそ、そのような処分が行なわれ、また、既往の処分が支えられたのであつて、日本國民が在外財産を失つた原因は、そのような諸平和條約の關係規定を受諾した日本國自身の行為にあり、このような受諾の行為そのものが憲法第二十九條第三項にいう「用ひ」行為に該当するという見解(このような受諾の意思表示によつて、國民の財産権そのものが消滅するといふわけのものではないにしても、實質上國民がその財産権を行使することができない以上、そして、このことが國民全体に利益を及ぼしているといふ立場からすれば、國が國民の財産を用いたことになるといふ見解をも含む)がある。しかし、これらについては、次に述べるような消極の見解があり、本審議會が在外財産に對する補償義務に對して消極の見解をとる根拠として、別掲の諸理由とあわせて考へられる。

(a) 諸平和條約の關係規定は、連合國が自らすすんで行つた処分またはこれから行なう処分等について、今後、主權を回復し、または國交を回復する日本國から外交上の異議が出る場合のことをおもひなばかつて、諸平和條約の締結の際にあらかじめそのような異議を封じておくために挿入された条文であり、戰敗國である日本國としては、ただ、連合國のこれらの処分に對して異議を唱えない、すなわち日本國民の財産權についていえば、これにかかわる外交保護權を行使しないという意思表示をすることを余儀なくされた規定であるにすぎない。このような意思表示によつて國民の財産權そのものが消滅するといふわけのものではないのであるから、これを指して國が國民の財産を用いたものであるとすることはできない。

(b) 日本國民の在外財産に對する權利は、日本國が諸平和條約第十四條(二)(丁)等において連合國の処分権を認めさせられたことの直接の效果として消滅するのでなく、同條(二)(IV)等に定めるように、連合國がそれ

ぞれの國內法の定めるところにしたがつてその權利を行使することにより、はじめて具體的な權利變動が与えられるのである。換言すれば、単に連合國の処分権を認めたにすぎないこの規定の下においては、連合國が当該財産をもつた權利者に返還することもありうるものであつて、事実、中南米諸國をはじめとして、その例はあるわけである。したがつて、このような規定をわが國が受諾した行為を指して、日本國民の在外財産を用いたものであるとすることはできない。また、同條(二)(IV)、第十九條(九)等の場合においても、すでに行なわれた連合國の在外財産に對する処分は、あくまでも連合國によつて行なわれた処分であつて、わが國が戰敗國の立場で諸平和條約を締結するにあたり、將來においてこれに關する異議を唱えないことを不可避的に認めさせられたからといつて、そのことによつて、わが國がその公權力により國民の私有財産を用いたことになるとはならない。

(c) 在外財産の賠償引当

憲法第二十九條第三項の規定の適用の問題を検討するにあつて、連合國による在外財産の処分を認めたことは、在外財産が連合國に對する賠償に充てられることを認めたものであり、したがつて全國民が負担すべき賠償を在外財産の所有者の負担において処理したものであるとして、このような措置は同項「公共のために用ひる」に該当するという見解がある。この見解によれば、諸平和條約第十四條(九)の規定は、日本國が連合國に對して賠償義務を認許し、その履行の一つの方法として各連合國がその國內にある日本財産を処分することを定めたものであると解釈をせざるを得ないのである。在外財産の処理に關する諸平和條約の規定は、さきに指摘したように、諸平和條約第十四條(九)の類型のものにかざられず、その他の規定、たとへば分擔地域の在外財産に關する同條第四條(四)、すでに処理済みの在外財産に關する同條第十九條(九)等においては、賠償との関連は規定されていない。また、特にわが國から分離して獨立した國との間では、戰敗國が戰勝國

に對して支払うべき賠償という問題自体が発生し得ない。したがつて、前記の見解は、法的地位の確定した在外財産の全部についてあてはまるものではないと考えられる。しかし、いずれにせよ、このことについては、次に述べるような消極の見解があり、本審議會が考察した別掲の諸理由とあわせて考へると、前記のような解釈の上に立つて積極説をとることはできないと解される。

(a) 諸平和條約第十四條(二)に規定する措置は、同條(九)の柱書きの趣旨からみて、日本國が連合國に對して賠償を二の責任を認めさせられたことと無関係ではないと思はれるが、同條(二)の規定するところは、連合國が日本國の一定の財産を処分する權利を有するというだけのことであつて、日本國の支払うべき一定の損害賠償債務が客觀的に存在し、その一部として在外日本財産の処分額を見込むことにより、國がそれだけの債務を免れたということではない。(a)諸平和條約において各連合國による処分額が認められた日本財産の額は、それぞれの連合國の戦費損害額との間に何らの対応關係がないばかりか、これらの連合國の間には、日本國と直接交戦せず、格別の損害を受けていない國も含まれている。

(b) 諸平和條約第十四條(九)の柱書きに「賠償」という言葉が用いられているのは、戰勝國である連合國が戰敗國である日本國に對して在外財産の没収という一方的要求をするに對して、その要求を形式上正当化するものではない。連合國が在外日本財産の没収という舉に出た實質的な意味は、日本國に對して侵略國家の烙印を押し海外における旧日本勢力を排除し、これをいわゆる四つの島に閉じこめようとしたポツダム宣言以來の考えによるものと解すべきであつて、本来は日本國から財貨を取り立てたいところを、たまたま手近にある在外財産に肩代わりさせたものと解するのは、必ずしも合理的でない。なぜならば、連合國としては、第一次大戦後の経験、第二次大戦後の國際政情等からして、民主國家としての日本國の早期自立と安定を期待こそすれ、ことさらに日本國から財貨の賠償を取り立てて、日本經濟ひいては世界經濟に支障を及ぼすことは回避したいという基本的認識があつたと考えられるからである。(すなわち、このような規定が設けられなかつ

たと仮定した場合、そのために國民全体の負担による賠償金の支払が必要となつて、國の債務が増加したと断定しうる根拠はなく、したがつて、在外財産が賠償を肩代わりしたということを法理的に断言することはできない。

(c) 前記の見解は、在外財産の損失をもつて特別犠牲とする立場であるが、在外財産の損害は、實質的には戰敗によつて決定づけられたものであり、それは、戰爭損害の一種として理解されるべきものである。元來、戰爭損害は、被害の態様が広範かつ深刻であるとともに、その発生が不可抗力的であり、その責任の追及がきつめて困難な性格をもつてい。したがつて、特に在外財産の損害を取り上げて、これを特別な國民の財産權に對する國の侵害と考へ、平時の事態における同様に法律上補償すべき絶対的義務が國にあるといつても、それは、個々の態様こそ異なる間接に各種の戰爭損害をこらむつた一般國民の納得する理論にはならないと考へられる。

(a) 平和條約と憲法の効力  
なお、平和條約と憲法との關係については、平和條約は國との關係を定めたものであり、日本國と日本國民との關係については、平和條約とは無関係に、憲法が完全にその効力を発動すべき地位にあるという見解があるが、これについては、次に述べる理由から消極に解するのが相当であると考へられる。

(b) 戰敗後、平和條約が發効するまでの間、わが國においては、國家主權そのものが制約を受け、憲法が完全な形で適用されることはなかつた。その主權を完全なものとし、憲法の適用を完全な形のものにするための前提

が、まさに平和条約そのものだったのであるから、このように主権が制約された段階での措置に対して、憲法が完全な形で適用されることになった段階での法律論をあてはめることはできない。

(4) 憲法第二十九条第三項の類推適用

前述のほか、憲法第二十九条第三項をめぐって議論においては、同項の類推適用を主張する向きもある。すなわち、在外財産の処分は、日本国が直接手を下したものでない限り、憲法第二十九条第三項の規定がそのまま適用されることはないにしても、在外財産を失った国民の立場からみれば、実質上日本国に取り上げられたのと変わらないのであり、したがって、このような処分を受けた在外財産については、憲法第二十九条第三項を類推して適用すべきであるという見解が、それである。しかし、同項の規定は、国が公権力を行使して国民の財産権に手を付けることができる場合と条件とを定めただけであって、この規定を根拠にして、これに該当しない場合の法律上の責任まで導き出すことはできない。また、敗戦に伴う平和条約の締結という異常な事態は、憲法が予想して規律する事態とは根本的に事情を異にするのであって、このような場合に、法律論として直ちに類推適用という考え方をもつてくることはできない。

(5) 外交保護権の放棄と損害賠償責任

在外財産をめぐって国内法上の問題としては、前述のような憲法第二十九条第三項の解釈問題が中心であるが、そのほか、国の不法行為による損害賠償責任の議論もありうる。すなわち、国は国民の権利、利益を保護すべき責任があるにもかかわらず、諸平和条約の規定において日本国が外交保護権を放棄して、国民の在外財産を連合国の処分にあかせ、または請求が事実上できないようにしたことは、国民の財産権に対する違法な侵害であり、国に損害賠償の責任があるとする見解が、それである。しかし、これについては、次に述べる理由から消極に解される。

(a) 国が国民の権利の保護について万全の努力をすべきものであることはいうまでもないが、敗戦に伴う平和条約の締結という異常な事態の下においては、日本国としては、戦勝国である連合国側の要求に対して最終的にこれを拒みうる自由をもたなかったものであって、このような事情の下にこれ

を承諾した行為をもって違法な公権力の行使であるとして、損害賠償を請求することはできない。

(b) 本来、国民の権利を外交的に保護することは、国際法上の国家固有の権利であり、その権利を行使するか否かは、その国の裁量にゆだねられているところである。したがって、それを行使することができなくなつたからといって、国が国内法上の損害賠償責任を負う筋合いのものではない。

四 補償義務があると仮定した場合の問題

以上のような論議から、在外財産に対する国の法律上の補償義務はないというのが本審議会の意見であるが、他方、この問題については補償義務があるとする見解も現にあることに関連して、この際本審議会が明らかにしておかなければならないとした点は、在外財産に対し法律上の補償義務があるということは、具体的にどのような効果をもたらすのか、すなわち、在外財産に対し法律上の補償義務があるとした場合には、具体的にどのような形において在外財産問題が処理されることになるのかという点である。というのは、補償義務があるとする世論の論議がそのような問題意識を十分に持つた上でなされている場合ももちろんある一方、そうでない場合も決して少なくないのが現状であるように見受けられたからである。

(a) 法律上の補償義務があるとした場合に、そこで問題になる在外財産が法的地位の確定した地域の財産にかきられることは、さきに述べたとおりである。たとえば旧満洲国および関東州を含む中国本土や多くの旧外地関係等の財産については、現に権利を行使することができないという事実そのものは、ここで取り上げて、現に法律上の問題にはならないが、このことは、これらの地域の在外財産が全体としての在外財産のなかで圧倒的に大きなウェイトを占めているのが実情であるだけに、特に重要なことである。

(b) 法的地位の確定している地域の財産だけについてみた場合にも、たとえば東港平和条約第十四条(a)を根拠にして、在外財産が賠償に充てられたとされる場合、そこで問題になる在外財産は、その連合国に所在した財産のすべてをカバーするのではない。すなわち、戦時行為のない終戦後におけるそれぞれの現地で混乱の過程において破壊されたり、滅失した不動産や動産が第十四条(a)の規定の適用を受け得ないことはもちろん、たとえば敗戦によって通用力を失

つた軍票、その他敗戦によって経済的実体を失った各種の債権等は、観念的には相手国内に残留してきたといわれても、事実上その国にとっては価値のないものであり、したがって賠償に充当する可能性を欠いた財産であるから、やはりここで問題になる余地がない。このように、もとの権利者が在外財産と現実と条約の個々の規定の適用がある在外財産とは必ずしも一致せず、後者の在外財産だけが、法律上の補償義務ありとした場合の措置の対象になりうるものであって、諸平和条約におけるその他の規定についてみた場合には、同様の事情がある。

(c) 以上のように、法律上の補償義務があると仮定が成り立つのは、特定の地域の、かつ、特定の箇箇の在外財産にかきられることとなるが、このことに加えて、それらの在外財産に対する法律上の義務として国が個々の債務を支払うべきであるとする以上、個々の財産について具体的な証拠がなければ、国と国民との間の債権債務関係を確定することはできず、したがって国は実際に補償することができないという問題がある。この点については、終戦の前後における各種の混乱に加えて、その後二十年余を経過した今日、公平な処理を期待しうる状況にはないというのが実情であるように思われる。

(d) 法律上の義務があるとするかぎり、そのような国の債務の金額を具体的に個々の財産についてどのように評価し、確定することができるといふことも、あわせて解決されなければならない問題である。このことに関しては、評価の時点をつにずか、その時点において在外財産が所在したそれぞれの地域の特殊性をどのように取り上げて個々の財産の評価に盛り込むかという困難な問題がある。なお、これに関連して、憲法第二十九条第三項の適用があるという前提に立つて、国が国民に対して支払うべき正当な補償とは何かを問題にするにあたっては、当該国民が有していた客観的価値の如何、すなわち、在外財産についていえば、当該国民が、敗戦そして引揚げという異常な状態の下にあって、その財産についてはたしてどれだけの客観的価値を有していたことなるかということが基準になるべきものであるが、すでに現実に自己の支配管理下になつた在外財産の事情から考えて、その額は実際に従前の価値のままではあり得なかつたのではないかと問題等も提起されている。

いろいろな問題があることは、これを認めざるを得ない。なお、そのような問題があるために、たとえ補償義務があるとしても、全体の在外財産問題の解決は期待できないのではないかとこのように考慮もなされたが、それがはた法律上の問題でなく、もっぱら政策論上の問題に属するものであるとはいうまでもない。

第三 在外財産問題に対する政策的措置の要否

以上のように、在外財産に対する国の法律上の補償義務はないというのが本審議会の意見であるが、もとより、この在外財産問題は、日本国の降伏という未曾有の事態に起因する問題であるだけに、法律論としてよりも、政策論としてこそ検討する必要があるという意見もある。

そこで、本審議会は、法律論の審議に引き続き、現に世論問題となつている在外財産問題に対し国は別途何らかの政策的措置を講ずる必要があるか、あるいは政策的にも措置を講ずる必要がないかという政策論について、他の各種の戦後処理問題等に関する資料をもあわせて検討しながら、審議を行なつた。

一 前回の措置に対する評価

法律上の補償義務に基づかない政策的措置の要否についての検討の過程を通じて、特に問題にされたのは、さきに引揚者給付金支給等の措置について、現在の時点でこれをどのように評価するかということであった。

この点に関しては、前回の措置は、本問題を在外財産という物の面から処理することがはたして可能か、そしてそれがむづかしい場合に、引揚者という人の面を考慮しつつ、他の各種の戦争犠牲者との補償をとるために必要な措置は何か、ということについて十分な審議がなされた上で講じられたものであり、現在に及んでその当時と異なる新しい理由づけを合理化するような事情の変更は認められないとする意見があつた。

しかし、本審議会における多数意見は、前回の措置の果たした援護的な意義は十分に評価されるべきであるが、在外財産問題については、なお残された問題があり、それに対して所要の措置を講ずることにより、本問題の最終的取束を図ることが望ましいとの意見であつた。その場合に指摘された問題は各般にわたるが、これらの意見を整理すれば、次のとおりである。



二 在外財産の特異性

(一) 在外財産の損害の態様は、戦闘行為による損害、軍票の無効化その他敗戦により経済的価値そのものが消滅したことによる損害、原住民による略奪その他敗戦に伴う混乱による損害、所在地内における内戦等による損害、共産主義政権の樹立に伴う国有化による損害、その他一方的な接収、没収等による損害、平和条約に基づく所在地内法上の措置による損害等々、地域別、時期別あるいは財産の種類別等により千差万別である。したがって、敗戦によりもとの権利者が現に使用、収益、処分することができなくなった在外財産について、その所在地内にあるはその国民がどのような取扱いをしたであろうかというところを考えた場合、一方においては、すでに権利としての価値、財産としての実体を失つてしまったため、そのようなことが全く問題になり得ないものもあるのであるが、しかし、他方においては、財産としての実体がなお存し、それだけの間あるいはその国民がそれに対して手を下し、処分した財産があるというところもまた否定できない事実である。

すなわち、一口に在外財産の喪失といふことがいわれる場合、それらの財産の客観的価値そのものは、決してすべてが一律に無に帰したというわけではなく、財産の所在地内にあるはその国民がそれらの価値を自らに帰属させることにより利益を齎ることのできた財産も存在したという事実が見落とされてはならない。

(二) もつとも、外国あるいは外国の国民が日本国民の財産から利益をあげ得たとしても、それが、直ちに、国の負担において財産のもとの権利者である国民に何らかの措置を講ずべきであるとする議論には結びつかない。

そこで、前述のような事実と自己の在外財産の特異性を求めて国の措置を期待する立場からは、そのような在外財産の喪失は、わが国の平和回復や外交正常化のための外交交渉において念頭に置かれることによつて、わが国のために寄与することになつたのではないかと、また、そのような在外財産は、それによつて利益を得た外国の対日感情をやらげ、わが国に対する各種の圧迫を緩和することになり、ひいてはそれがわが国の現在の再建、平和に高度の貢献をすることにたつたのではないかとという問題が提起されている。このように、在外財産の喪失者、特に引揚者が、その心情において、国外における長年の苦勞の

もとに蓄積した財産は、敗戦という事態においても何らかの形で国の役に立つたという意識づけをしたいという気持は理解するにたかくない。ただ、ここで掘起されている問題は、それでは、もしもそこで問題をとされるような財産、そしてその財産に対する処分がなかつたとすれば、一体現在のわが国の国内事情や対外関係がどう変わつていくことになるのかということについて具体的なきめ手はない問題である。

この点については、そのような性格の問題について客観的な評価を下すことは困難であり、したがって政策的措置の根拠とすることはできないという意見もあつたが、多数は、その評価の仕方あるいは評価の対象とするところは区々であつても、在外財産が何らかの意味で国の役に立つたといふことはいえるのではないかという意見であつた。しかし、それによつても、それだけをもつて、在外財産の損害に対し国が特別の措置を講ずべきであるという理由にすることはできない。なぜならば、戦争ないし敗戦という異常な事態の下で、国民各層が多かれ少なかれ各種の犠牲をしいられずいられた現存を思い起こすとき、何らかの意味で今日のわが国の再建、平和に役立つたといふことがいわれるのは、在外財産だけでなく、それら各種の犠牲についてもまた同様であるとの考え方があつたからである。

在外財産の損害に対して特に政策的措置が必要であるといふことがいわれるためには、これに加えて、さらに別の理由が求められなければならない。そして、そのためには、所在地内にあるはその国民が処分した在外財産の側面からではなく、在外財産を喪失したもとの権利者の側面からの検討が必要になる。

三 在外財産喪失者としての引揚者の特異性

(一) 在外財産を現に使用、収益、処分することができなくなったもとの権利者の側面からみた場合、これに対して措置を講ずべき何らかの特異性があるかどうかという問題を検討するに、これら在外財産の喪失者のうち、身を国外に置いてわが国の対外的な発展に努力してきた国民のこうむつた損害は、財産の喪失のみならず、その者の生活さえも破壊するまでに及ぼされて過酷なものであつたという点で、他の財産損害の場合とは区別される顕著な特異性をもつている。それは、在外財産以外の財産損害との比較において指摘しうる特異性であるばかりでなく、在外財産の喪失者の中でも、法人や国内居住者たる個人とは

區別して、国外居住者たる個人にかきつて特に措置の必要が問題にされる特異性である。

(一) すなわち、これらの国外居住者は、当時の国策に沿つて海外の第一線で働き、生活を営んでいたこと、日本国の降伏により突如として住みなれた社会から遮断されて、生きるか自己がきわめて危険ないし不安な状態のなかに投げ出された。しかも、その場合、たとえ自力のみで自己の生活を守ろうとしても、それらの国民に課された至上の命令は、そこに居住すること自体が許されず、いやおうなしに退去しなければならぬといふことであつた。

そのような状態のなかで、それらの国民は、財産について保全の措置を講ずることができなかつたことはもちろん、まさにそこに居住すること自体によつて長い間につちかわれた人間関係、生活利益、誇り、安らぎ等、人間としての生活の最も基本となる支えまでも根こそぎ失うに至つたのである。

(二) しかも、その間、国内においては、国民の生活をめぐる諸条件が、政治的にも経済的にもはなはだしい変動の渦中に置かれていた。その激変は、引き続き国内に居住していた者にとつてさえ、それに適応するのに容易なものではなかつた。まして、幾多の辛酸をなめながら、ようやくして祖国に上陸した引揚者にとつて、そのように全く移り変わった社会環境のなかで新しく生活を営み始めるために改めて克服しなければならぬ困難が、一倍大きいものであつたことは多言を要しない。

四 措置の必要性

(一) それらの国民がわが国に引き揚げて以来、国内におけるそれらの引揚者の社会復帰のためにとられた諸措置は、あるいは引揚者の立場からみればなお足らざるどころがあつたとしても、互いに戦争の犠牲者である国民の負担の下においては、当時としてならざるかきりのものがなされたと考えざるべきものである。第二次審議会の答申に基づく引揚者給付金支給等の措置も、全生活の基盤を失つたことに引揚者の特殊事情を見出しつつ、主として社会復帰に資するために講じられた措置であるという意味で、これら一連の現置措置を最終的に仕上げたものとして評価される。

しかし、引揚者が、前述のように、敗戦による一般的な非常事態の下においてもなおかつ特に異常な事態に投げ出されて受けた打撃は、これらの援護措置

によつてすべて完全に解決されたと割り切ることができない。

(二) 国外において引揚者が失つたものは、まず、在外「財産」といふ言葉からもすぐに連想されるように、法律上の権利や経済上の価値としてのいわゆる財物である。現に引揚者が国の役に立つたとして在外財産は、そのような意味での財産であらう。具体的にそれらの財産がそれぞれの国においてどのような運命をたどつたかを一々指摘することは、きわめてむづかしいのが現状であるだけに、そのような意識づけを求める人の気持は、個々の財産の地位や実態に關係なく、すべての財産について共通に持たれている気持として理解されるべきである。

そして、他の被害者と區別されるさらに重要な事実も、引揚者は、それらの財物のほかに、それらの物の上に成り立ち、また、それらの物がそこから生まれる資本でもあつたところのもの、すなわち、その父祖から承継しあるいは自らが開拓した土地の上に居を構え、そこで家族とともにあり、そこでの地域社会のために自らの業務を分担し、そして、あるいはさらに、自らに与えられた生をそこで全うするというような人間として最も基本的な権利、権益、利益までも失つたといふことである。

このように、引揚者の喪失した財産は、単なる財物ではなく、特別な意味と価値をもつた財産である。この特別な意識をもつ財産の喪失に対し、国が特別の措置として引揚者に交付金を支給しこれに報いることは、在外財産問題のなかに残された最後の課題を解決し、国の責任においてこの問題に終止符を打つ所以であると考へる。

(三) この場合重要なことは、現実の問題として、その多くの敗戦の混乱のなかで失われた在外財産について、現在の時点でこれを確認し、評価することはほとんど不可能に陥し、したがつて、措置にあつて個々の物的損害を基準にすることは著しい不公平を招くことになるばかりでなく、前述のような特別な意味と価値をもつた財産(すなわち単なる財物ではない財産)の喪失に対し、引揚者に特別の措置を講じようとするものである以上、その措置の基準として個々の物的損害にこだわることは、むしろ適当でないといふことである。したがつて、措置を講ずるにあつたのは、そのような財産喪失者としての引揚者の人的側面に着目し、一般的な基準によつてこれを行なわざるを得ないし、また、

そうすることが適当であるということになる。

第四 措置の処理方針

以上述べたように、本審議会としては、政府が引揚者に対し特別の交付金を支給する措置を講じ、もつて多年にわたる在外財産問題の最終的収束を図ることが適当であると考える。この措置を講ずるにあつては、次の諸点に留意すべきであるが、具体的基準等については、技術上の問題も含め、政府においてさらに一層の検討を行ない、適切妥當なものにすべきである。

なお、措置の実施にあつては、戦後すでに二十年余を経過し、現に相当の高齢に達している引揚者が少なくない実情等にかえりみ、できるだけ早急にこれを行なうことが必要である。

(一) すでに指摘したとおり、終戦当時の引揚者の個々の在外財産の価額を基準にすることは、事実上不可能であるし、また、必ずしも適当でないが、それらの者の国外における財産形成や生活利益の状況を考慮すべきことは当然であり、そのための実際上の基準としては、引揚者の当時の年齢および在外居住年数に配慮することとし、一定の年齢に達していなかった者および在外居住が一定年数に達していなかった者は除外するとともに、当時すでに中年以上であつた者に対しては、特に重点を置いて措置すべきである。

(二) 財産の形成が主として世帯を単位としてなされてきた実情等から考えると、当時生計を一にしていた世帯を支給額算定の単位とすることが合理的であると考へられるので、この点についても、できるだけ配慮すべきである。

(三) 過去の財産喪失に着眼して措置するといふことは、対象となる者の現在の生活状況等とは直接関係がないことであるので、所得制限を付するのは適当でないと考えらる。

最後に、本審議会は、この措置が、結局、国民の負担によつて行なわれるものであり、しかも、それらの国民の大部分も多かれ少なかれひとしく戦争によるいは敗戦によつて各種の犠牲をこうむつた実情にあることにかえりみ、財政負担の規模の決定にあつては、ひろく国民の負担が得られるよう、十分、国家財政全般の見地に立つて配慮することが必要であると考へる。

は、各国が処分したイタリア財産やその評価額、評価に必要な資料などをイタリア政府に交付するとともに、イタリアからの専門家派遣を認めるものとした。③その他の国(米英仏等)の場合には、負債や若干の請求権の支払に充てた残余の分の返還、あるいはイタリア財産の処分額の放棄などを定めてい

る。以上は、外国に所在するイタリア在外財産についてのことであるが、旧イタリア植民地(リビア・エトリア・イタリア領ソマリア)の分については、平和条約の附属書において、これら旧植民地に関する経済的・財政的規定は、米英仏ソの四か国がこれら植民地の最終的処分を決定する取極めにおいて定められるものとするといはれている。

第二 国内措置

一 まず参考として、一九五三年十二月二十七日付法律「戦争損害補償法」がある。この法律は、戦争行為によつて損害を受けた国内財産および在外財産のイタリア人所有者(個人および法人)に対して補償金または助成金を支給することを内容としたものであつて、正式には、「戦争損害に対する補償金および助成金の賦与に関する法律」といふ。

貴金属、宝石、裝飾用品、スポーツ・レクリエーション用品、現金、持参人払い証書、別荘・狩猟場を遷移に属する不動産、墓地、教会堂、記念碑といったものは、法律の対象から除外され、これら以外の動産および不動産について戦争損害がある場合に、所有者は証明書を添えて申請し、補償金または助成金のいづれかを選択して支給される。

補償金は、損害財産の修復(再建)義務を伴わない場合のもので、一九四三年の評価額に一定の率を乗じ、これから一定の減額をして算定される。助成金は、修復(再建)義務を伴う場合のもので、開戦の前年を基準にして一定の率を乗じた額の五〇%として算定される。(商船等については選択権がなく、補償金のみが支給される。)補償金、助成金ともに、このようにして算定された額の多い場合には、累退的に減額され、その支払は最高三十年間、六十回までの分割払とされる。

なお、補償金および助成金の支払額の〇・五%を控除して、戦争被害者のうち貧困者に対する扶助を保障する権限が国庫省に認められている。

(附一) イタリア・西ドイツ等における在外財産問題(要約)

● イタリア

第一 条約と在外財産

一 対イタリア平和条約は、一九四七年二月十日、パリにおいて締結された。この条約において、賠償およびその他の請求権ならびにこれらの弁済方法に関する規定が設けられ、①ソ連への賠償は一億ドルとし、その弁済は、イタリアの国内製品およびルーマニア・ブルガリア・ハンガリー三か国に在るイタリア在外財産をもつてすること、②アルバニアへの賠償は五〇〇万ドル、エチオピアへの賠償は二五〇万ドル、ギリシャへの賠償は一億五〇〇万ドル、ユーゴスラビアへの賠償は二億二五〇万ドルとし、イタリアの国内製品およびその他の資本財または役務をもつてするものとし、かつ、これら四か国の請求権でこれら各賠償額を超える分に対しては、それぞれの国に在るイタリア在外財産から弁済されること、③その他の諸国(米英仏等)の請求権は、それら各国内に在るイタリア在外財産から弁済されることとされた。

二 このように、イタリア在外財産は、連合国の請求権の弁済に充てられることとなつたが、弁済に充てられる在外財産はあくまでも各国がイタリアに対して有する請求権の範囲内に限られるものとし、請求権の金額を超えた残余のイタリア在外財産(またはその売却金)は返還される旨を条約は規定している。三 対イタリア平和条約には、いわゆる補償条項の規定が設けられて、かつ、返還されないイタリア国民(自然人および法人)に対し、イタリア政府は補償することと約束するとの規定である。

四 イタリア政府は、平和条約の具体的施行のため、各連合国との間に二国間条約を結んで、請求権の範囲の明確化、在外財産による弁済方法等についての取極めを行なつた。在外財産の処分について述べれば、①ソ連・ギリシャ・ユーゴスラビアの場合には、イタリア政府と各関係国との間に両国合同委員会を設け、この委員会が弁済に充てられる在外財産についてそのリストの作成、評価の基準、償額の決定などを行なうものとした。②アルバニア・エチオピアの場合に

二 在外財産に対する補償措置を定めた法律として、一九五四年十月二十九日付法律「在外イタリア財産補償支払法」がある。この法律は、対イタリア平和条約のいわゆる補償条項に關連して制定されたものであつて、正式には、「一九四七年二月十日パリにおいて調印された平和条約第七十四条および第七十九条の実施により失ひ、また失ふこととなるべき在外のイタリア財産、権利および利益の権利者に対する補償の支払に関する法律」といふ。この法律の施行令として、一九五五年八月十七日付の大統領令がある。

(一) 条約と補償請求

補償支払法をめぐつて、在外財産を失つたイタリア国民の側には、補償を請求する権利があるかどうか、従つて國に補償の義務があるかどうかについての論議があつたが、結局、判例として次のことが明らかになった。すなわち、①条約というものは、もつぱら國と國との関係を規律するにとどまるものであつて、直接私人に対して権利を与えるものではない。國際秩序と國內秩序とは同格のものではなく、明確に区別されるべきものである。②条約において國際的に義務を負つた場合、イタリア國は、その義務の履行上必要な法的変更を國內秩序の中に導入すべきことを単に相手國に対してだけ拘束されるにすぎない。③従つて、私人がイタリア國に対して補償を請求しうる根拠は、この問題を規定した國內立法からだけしか出て来ない。

ところで、イタリアの國內立法たる補償支払法の内容を見ると、同法は、國民の受けるべき補償を「権利」としては考へず、これをもつてイタリア國により保護されるべき「正当な利益」の創設、賦与として取扱つてゐる。この点については、裁判所の判決においてそのように認められ、補償の請求に關する訴訟は、「権利」を所轄する司法裁判所の権限ではなく、「正当な利益」を所轄する行政裁判所の管轄であるとされている。

このように、立法者が補償の請求を法律上の権利としては認められないとする根拠としては、①イタリア國は、条約で負つた補償義務を履行するため、これを國內立法の形で果さなければならぬが、具体的にいかなる内容で立法すべきかについては条約上何も定められていないから、それはイタリア國の自由裁量に任されているものであること、②イタリア國が國內立法で補償を行なおうとするのは、戦争から生ずる負担は、すべて均等化される

第一節 在外財産の補償請求訴訟—カナダ裁判

在外財産の補償請求に関する訴訟は、第二次在外財産問題審議会の審議の結果、昭和三十三年の引揚者給付金等の支給があつたにもかかわらず、これを補償にあらざりとして提起されたものである。事案は、次表に

事件名	提訴者	事件番号	結果
一 カナダの在外財産に関する補償請求事件(対日平和条約第十四条(1)項)	秋山 藤元 外一名	東京地方裁判所 三五(八〇)一 東京高等裁判所 三八(五二)八 最高裁判所 四〇(四一)七	三八・二・二五 判決(国の勝訴) 四〇・一・三〇 判決(国の勝訴) 四三・一一・二七 判決(国の勝訴)
二 南朝鮮の在外財産に関する補償請求事件(対日平和条約第十四条(1)項)	坂口 亀吉	佐賀地方裁判所 三三(二六)八 福岡高等裁判所 三六(三二)八 最高裁判所 三七(七七)一	三六・三・三一 判決(国の勝訴) 三七・三・二〇 判決(国の勝訴) 三八・九・六 判決(国の勝訴)
三	江上 東太郎	大阪地方裁判所 四三(三六)三六	四四・二・一四 判決(国の勝訴)
四	足立 三郎	東京地方裁判所 三七(五九)二五 京都地方裁判所 三七(六七)四	三八・八・二〇 取下げ 四三・一・三二 判決(国の勝訴)
五 南朝鮮、北朝鮮及び満州の在外財産に関する補償請求事件(対日平和条約第十四条(1)項、第十四条(4)項、第十四条(5)項、共同宣言第六項、日華条約第十一条、日華条約第十四条)	米倉 精三郎 外二名	大阪高等裁判所 四三(二〇)五四 最高裁判所 四六(一〇)四五	四六・七・一六 判決(国の勝訴) (係属中)

第四部 在外財産に関する裁判所の判決

示すとおりである。

このほか、次のような事案があつた。

一 昭和三十九年、原告植村栄吉ほか二名より、国を相手とした訴訟が東京地方裁判所に補償金請求事件として提起されたが、昭和四十四年四月七日、訴の取下によつて終了した。(訴状については省略する。)

二 昭和四十四年五月三十日、原告渡部助治より国を相手とした訴訟が東京地方裁判所に在外私有財産に対する補償請求事件(昭和四十四年(五八八)二)として提起されたが、同年九月、本訴は、郵政省に対する損害賠償請求の訴に変更された。(訴状については省略する。)

これらの訴訟のうち最も代表的な裁判は、一番最初にあげたいわゆるカナダ裁判といわれるもので、この事案について記述すれば、次のとおりである。

このカナダ裁判の概要は、原告らは、昭和三年以降昭和十八年十一月までカナダに居住し一定の財産を所存していたが、戦争はつれどもともカナダ政府により財産を接収され、戦争終結後、対日平和条約第十四条(1)の規定によつて日本政府が連合国による在外財産の処分権を認め、原告らの財産の返還請求が不可能となり、その財産を喪失した結果、原告らの賠償義務を履行するために、日本国民の在外財産を連合国の処分にかかせることにある。これは結局、日本政府がその国民の私有財産を、国民の意思に基づかないで公共の用に供したもので、公用収用たる性質をもつものであるから、憲法第二十九条第三項に基づ

き、日本政府は、原告人らにその損失を補償すべきであるというものであつた。

### 第二節 裁判所の判決（カナダ裁判）

一 本訴訟は、昭和三十五年二月三日、東京地方裁判所に提起されたが、同裁判所は、昭和三十八年二月二十五日、「原告等の請求を棄却する」との判決を下した。その判旨は、次の如きものであつた。

(一) 憲法第二十九条第三項の趣旨は、公共目的の達成の必要があるときに限り、国その他の公権力は国民の私有財産を制限、収用することができ、且つその場合は、国その他の公権力は、国民の蒙る損失を補償すべき義務を負うと在る。

しかるに対日平和条約第一四條(2)(1)の規定の趣旨は、右平和条約第一四條(2)(1)に於いて承認の対象となつてゐる日本国民の在外財産について、権利変動を生ぜしめる(処分する)のは日本国ではなく連合国であり、連合国はその管轄のもとにある右財産を自からの主権に基づき処分するや否やの自由を有し、日本国政府としては、唯連合国に限る右処分に対し異議がないこと、換言すれば、右の財産に対しては、日本政府は国際法上所有する外交保護権を放棄すると云うに在る。とすれば原告等がその所有する在外財産を喪失するに至るのは、連合国の財産処分行為に基因するのである。日本政府のする右財産の処分承認が原因ではない。従つて、原告等の右財産を処分したものが連合国であるとみられる以上、日本政府その他の公

権力が財産処分の主体であることを前提とする憲法第二十九条第三項の公用収用に該当しない。

(二) 対日平和条約第一四條(4)本文の「日本国は、戦争中に生じた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。」の規定は、勝者である連合国が、敗者としての日本国に対し一方的要求をするにつき、この要求を形式上正当化するための文言であり、条約第一四條(2)(1)にいうところの「賠償」は特異性を具有する特殊なものといわなければならない。(通常の賠償と異なる戦争賠償と解すべきものと思われる。)

それは、日本国の行為によつて一定の損害が発生し、その損害額が確定された上で、日本国が客観的に一定の損害賠償義務を負担するといふのではない。従つて日本政府が国民の財産処分を承認した事実を以つて日本政府がその行為に因つて負担するに至つた賠償義務の履行のためになした承認であると解することは出来ない。更に、この場合、日本政府が自己の負担する債務の履行に代えて、国民の財産を処分したというに当らない。即ち、そもそも「充当」なる概念を容れる余地がないと考えられる。

(三) 原告等の日本国民の在外財産喪失による損害の實質的原因は、日本政府の財産処分承認に在るとの主張は当然とせず、強いて言へば、その損失の原因は、日本国の戦争遂行及び敗戦という事実自体に在るといわざるを得ない。その意味では、原告等の損害は、今次の大戦により一般国民が強いらねばならなかつた犠牲と何等異なる所はない。

これらの損害が政策的に判断、処理せられることは別論として、原告等主張の連合国の処分によつて蒙つた損害を通常の状態において、日本政府が国民の個々の財産権を収用する場合と同一に事を理解して憲法第二十九条第三項に基づく原告等の主張は失当といふはかはない。

二 原告等は、この地方裁判所の判決に対し、ただちに、東京高等裁判所に控訴した。同裁判所は、昭和四十年一月三十日、「控訴を棄却する」との判決を行なつたが、その判旨は、次の如きものであつた。

(一) 対日平和条約第一四條(4)項全文の趣旨からすれば、日本国が承認した戦争損害の賠償義務は、右役務(条約第一四條(4)にいう生産、沈没引揚げその他の作業における日本人の役務)の提供のほか在外資産の清算処分によつて履行せしむることは文理上明かであつて、それは連合国側の右財産処分を正当化するための単なる修辭にすぎぬものと見ることはできない。元來交戦国といえども自国内にある敵国民の私有財産を恣に没収することができないとするのは、確立された国際法上の原則である故、交戦国が戦争遂行の必要上、敵国民の資産を管理し、時にこれを処分することがあつても、その管理にかかる財産又は処分された財産に代るべき代価は、戦争終結と共にこれを原所有者に返還すべきであり、相手国の承認を取り付けない限り直ちに賠償に充当することはできない筈であると解される。従つて平和条約の規定から窺われるように、連合国側においては、戦争によつて極度に荒廃した日本国の経済的存立と

賠償支払能力を考慮し、各自国の管轄下にある日本国及び日本国民の所有する資産を清算し処分して戦争損害の補填に充当する方法によつて容易且つ確実に賠償を得ることを欲し、一方日本国としても敗戦の結果無条件降伏をし、連合国軍隊によつて国土を占領されており、事実上右連合国側の要求を拒否する自由を有しなかつたといへ、自国民の所有する在外資産が賠償に充当されることを承認し、その限度で賠償義務を免れた以上、それは日本国即ち日本国民全体の負担すべき賠償義務を特定の在外資産所有者の犠牲において解決したものと見るはかはない。

(二) そして右処分を行う主体は勝者たる連合国であり、日本国はただ連合国の要求するままに異議を唱えず、これを承認したに止るにせよ、本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還されるべき在外資産が、平和条約締結の結果賠償に充当されたことは、國が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したのと結果において何ら異なるところなく、従つて國はかくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二十九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき責務を有するものといわなければならない。

(三) しかしながら、憲法の前記規定(第二十九条第三項)は、國が国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合には正当な補償をなすべきであるとの一般的原则ないし方針を明らかにしたに止り、

直接同条により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできない。そして在外資産に対する補償の措置を講ずる場合の財政状態を慎重に勘案する必要のあるのは勿論のこと、今次大戦中及び終戦後の困難な経済建直し時期を通じ、直接間接戦争に基因して各方面に亘り国民が蒙った犠牲と苦痛との関係において損害負担の公平を考慮すべきことは、国民感情の上からも当然であるから、この意味で社会政策的経済的配慮をも加え、納税者たる国民が真に納得し得る範囲において合理的に補償の程度、方法、手続等を決定すべきであつて、それは正に法律の規定をまつべきものと考えらる。然るところ、現在このような補償に関する法律は制定されていないのであるから、具体的な補償請求は未だこれをなし得ないものといわざるを得ない。

三 原告は、これを不満として同年最高裁判所に上告したが、同裁判所は、昭和四十三年十一月二十七日、上告を棄却し、国の勝訴が確定した。この最高裁判所の棄却の要旨は、次の如きものであつた。

(一) わが国は、平和条約の締結によつて、主権の回復を図ることになつたのであるが、「同条約は、当時未だ連合軍総司令部の完全な支配下にあつて、わが国の主権が回復されるかどうか正に同条約の成否にかかつていたという特殊異例の状態のもとに締結されたものであり、同条約の内容についても、日本政府は、連合国政府と実質的に対等の立場において自由に折衝し、連合国政府の要求をむげに拒否することができるような立場にはなかつたのみならず、右の

ような敗戦国の立場上、平和条約の締結にあつて、やむを得ない場合には憲法の枠外で問題の解決を図ることも避けがたいところであつたのである。在外資産の賠償への充當ということも、このような経緯で締結された平和条約の一条項に基づくものにほかならないのである。」

戦争犠牲又は戦争損害は、国民がひとしく受忍しなければならなかつたところであり、「右の在外資産の賠償への充當による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところといふべきである。」

(二) 平和条約第十四条(a)項に規定されている在外資産の処分については、敗戦国において補償すべき旨の規定を設けていないので、その趣旨とするところは、「補償問題については、少なくとも国際的に、日本国を拘束する必要はなく、日本国が国内問題として適当に処理するところに委ねようとするにあり、したがつて、平和条約上、国の補償義務の生ずる余地はないといわなければならない。」

また、平和条約第十四条(a)2(i)の趣旨は、日本国民の在外資産を当該国が処分し得べきものとするにあり、平和条約締結の経緯からいつても、「わが国が自主的な公権力の行使に基づいて、日本国民の所有に属する在外資産を戦争賠償に充當する処分をしたものということはできず、この場合、わが国は、日本国民の右資産が当該外国において不利益な取扱ひを受けないようにするために有するいわゆる異議権ないし外交保護権を行使しないことを約せしめられたに

すぎないものといわなければならない。平和条約は、日本政府の責任において締結したものであるが、同条約の右条項のごときは、不可避的に承認せざるを得なかつたところであつて、その結果として原告の被つた損害も、「敗戦という事実に基づいて生じた一種の戦争損害とみるほかはないのである。」

結局、このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、国民のすべてが耐え忍ばなければならないやむを得ない犠牲であつて、その補償は、憲法第二十九条第三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地のない問題である。

以上のいわゆるカナダ裁判の事案でもわかるように、その他の訴訟事案すべては、いずれも国の勝訴となつている。

参考

判決  
上告人秋山藤元外一名と被告原告人との補償金請求事件について、昭和四十三年十一月二十七日次のような判決があつた。(最高裁判所) 昭和四〇年(初)第四一七号

判決  
東京都世田谷区池尻町三九九番地  
上告人 秋山 藤元  
同所同番地  
上告人 秋山 たいけ

右兩名訴訟代理人弁護士 大滝亀代司

福岡 豊吉

被告原告人 国  
右代表者法務大臣 赤間 文三

右当事者間の東京高等裁判所昭和三八年(初)第五二八号補償金請求事件について、同裁判所が昭和四〇年一月三〇日言い渡した判決に対し、上告人らから全部放棄を求め旨の上告の申立があつた。よつて、当該裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。  
上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人大滝亀代司、同福岡豊吉の上告理由について、論旨は、要するに、原判決の以下の判断は憲法二九条三項の解釈を誤つたものという。すなわち、原判決は、まず、前段において、平和条約により日本国が連合国に対する賠償義務を承認し、本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還されるべき在外資産を右賠償に充當することに對して國として何ら異議を唱へることなく、これを承認したことは、國が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したと結果において何ら異なるところがなく、したがつて、國は、かくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には、憲法二九条三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき責務を有するものであるとして、その補償

義務を肯認しながら、その後段において、憲法の右規定は、国が国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合には正当な補償をなすべきであるとの一般的原则ないし方針を明らかにしたにとどまり、直接同条項により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできないから、補償に関する法律の制定されていない現在、具体的な補償請求は未だこれをなし得ない、と判断している。しかし、原審の右後段の判断は、憲法二九条三項の解釈を誤つたものであり、よつて、憲法の違背があるといふのである。

よつて按ずるに、当裁判所としては、原判決がその前段において肯認し、上告理由においても当然の前提として主張するところの、在外資産の喪失に対しては、国において補償をなすべきものとする前提そのものを認めることができず、したがつて、憲法二九条三項の趣旨について判断するまでもなく、上告人の主張は、その前提を欠くものとして、排斥を免れず、原審の判断は、結局、その結論において、正当として支持すべきものとする。その理由は、次のとおりである。

(1) わが国は、敗戦に伴い、ポツダム宣言を受諾し、降伏文書に調印し、連合国の占領管理に服することとなり、わが国の主権は、不可避的に連合軍総司令部の完全な支配の下におかれざるを得なかつた。わが国は、いわゆる平和条約の締結によつて、この状態から脱却して、その主権の回復を図ることになつたのであるが、同条約は、当時未だ連合軍総司令部の完全な支配下にあつて、わが国の主権が回復されるかどうかは正に同条約の成否にかかつていたという特殊異例の状態の

もとに締結されたものであり、同条約の内容についても、日本政府は、連合国政府と実質的に対等の立場において自由に折衝し、連合国政府の要求をむげに拒否することができるような立場にはなかつたのみならず、右のような敗戦国の立場上、平和条約の締結にあつて、やむを得ない場合には憲法の枠外で問題の解決を図ることも避けがたいところであつたのである。在外資産の賠償への充當といふことも、このような経緯で締結された平和条約の一条項に基づくものにはかならないのである。

ところで、戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いづれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであり、右の在外資産の賠償への充當による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところといふべきである。

(2) 平和条約一四条(4)項は、わが国の賠償義務について、いわゆる役務賠償のほか、在外資産の処分をあげているが、これらの在外資産の処分については、イタリヤ平和条約等に見られるような敗戦国において補償すべき旨の規定または補償するよう配慮すべき旨の規定を設けていない。その趣旨とするところは、賠償問題については、少なくとも国際的に、日本国を拘束する必要はなく、日本国が国内問題として適当に処理するところに委ねようとするにあり、したがつて、平和条約

上、国の補償義務の生ずる余地はないといわなければならない。

ところで、平和条約一四条(4)項(1)には、各連合国は、日本国民の在外資産を「差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」旨規定している。この規定の趣旨とするところは、もともと外国の主権に基づき当該国の法制の支配下におかれ、戦争中から戦後にかけて敵産として接収管理されてきたわが国民の所有に属する在外資産を右規定に基づいて当該国が処分し得べきものとするにあつて、さきに述べた平和条約締結の経緯からいつて、わが国が自主的な公権力の行使に基づいて、日本国民の所有に属する在外資産を戦争賠償に充當する処分をしたものといふことはできず、この場合、わが国は、日本国民の右資産が当該外国において不利益な取扱いを受けないようにするために有するいわゆる異議権ないし外交保護権を行使しないことを約せしめられたにすぎないものといわなければならない。平和条約は、もとより、日本国政府の責任において締結したものではあるが、同条約中の右条項のごときは、上述の経緯に基づき不可避的に承認せざるを得なかつたところであつて、その結果として「上告人らが被つた在外資産の喪失による損害も、敗戦という事実に基づいて生じた一種の戦争損害とみるほかはないのである。」

これを要するに、このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民のひとしく堪え忍ばなければならないやむを得ない犠牲なのであつて、その補償のごときは、さきに説示したように、憲法二九条三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地の

ない問題といわなければならない。したがつて、これら在外資産の喪失による損害に対し、国が、政策的に何らかの配慮をすることがどうかは別題として、憲法二九条三項を適用してその補償を求める所論主張は、その前提を欠くに帰するものであつて、所論の憲法二九条三項の意義・性質等について判断するまでもなく、本件上告は排斥を免れない。

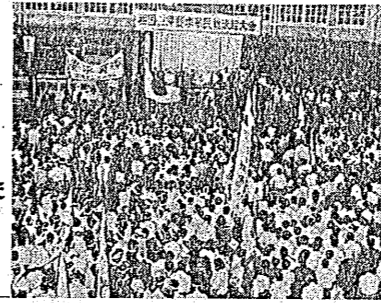
よつて、民訴法四〇一条、三九六条、三八四条二項、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員的一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所大法庭

- 裁判長裁判官 横田 正俊
- 裁判官 入江 俊郎
- 裁判官 奥野 健一
- 裁判官 草鹿浅之介
- 裁判官 長部 謙吾
- 裁判官 城戸 芳彦
- 裁判官 石田 和外
- 裁判官 田中 二郎
- 裁判官 松田 二郎
- 裁判官 岩田 誠
- 裁判官 下村 三郎
- 裁判官 色川幸太郎
- 裁判官 大岡健一郎

総論 第一節

沖繩返還協定第四条



第一節 日米共同声明と沖繩返還協定

1 平和条約第三条によって日本本土から分離された地域のうち、まず奄美群島が一九五三年(昭和二十八年)二月二日復帰し、小笠原群島、西之島、火山列島、沖の島、南島は一九六八年(昭和四十三年)六月二日復帰した。そして残された琉球諸島および大東諸島の復帰は一九六九年(昭和四十四年)十一月二日の日米共同声明によって一九七二年(昭和四十七年)中に実現することが合意された。

2 日米共同声明が沖繩返還のみに関する声明でないことは注目しなければならぬ。共同声明の眼目はむしろ米国の極東政策とそれに対する日本政府の協力に関する合意であり、沖繩返還はその中の一環でしかなかった。共同声明で合意された政策の要諦は軍事、経済両面においての米国の対する日本の積極的協力である。ウエトナム戦争の泥沼化を大きな原因とする財政的危機の深刻化と反戦世論の増加(六七年一〇月のギャラップ調査では半数に至らなかった)ウエトナム派兵反対の意見は六九年一〇月の同調査によれば五八%に達し、賛成は三三%に落ちた。その前月九月のハリス調査でも支持は三五%である。このウエトナムからの手際の上昇とドル防衛とを米国内閣の最重要課題とした。共同声明は次のように述べている。

「大統領は、この地域(極東)の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国内閣は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、と確言し総理大臣は……大統領が言及した義務を米国内閣が十分に果しうる義務にあることが極東の平和と安全にとって重要であることを強調した」(三三)。

「大統領はウエトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説明した」(四四)。

「総理大臣と大統領は……日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果してはる役割をともに高く評価し」(五五)。

「総理大臣と大統領は、現在のような極東情勢の下において、沖繩にある米軍が重要な役割を果していることを認め……日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖繩の日本への早期復帰を達成するための具体的取次めに関し直ちに協議に入ることに合意し……米国内閣が沖繩において西国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安全保障条約に基いて保持することに同意が一致した」(六六)。

「総理大臣は……沖繩の施設復帰は、日本を含む極東の諸国の防衛のため

に米国内閣が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した」(七七)。

「大統領は……日米安保条約の事前協議制度に関する米国内閣の立場を害することなく、沖繩の返還を……実施する」(八八)。

「総理大臣は、復帰後の沖繩の局地防衛の義務は日本自衛の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした」(六六)。

「総理大臣は……極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした」(七七)。

「総理大臣は……韓国の安全は日本自身の安全にとって重要である……台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素であると述べた」(四四)。

「総理大臣と大統領は……特に貿易および国際收支の大幅な不均衡の現状に照らし、国際貿易及び国際連帯の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負っていることを認めた」(十二二)。

「大統領は、米国内閣におけるインフレーションを抑制する決意を強調した」(十二二)。

「大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国内閣が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めるとの日本政府の意図を示した」(十二二)。

「総理大臣は……日本経済の成長に

じて、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であると述べた」(十三三)。

共同声明はこの年七月に明らかにされたグアムドクトリンの方針にそった米国の政策変更(アジアにおける第一線防衛を各国とくに日本に期待し、自らには有事自由使用可能な基地を確保しつつ戦略予備的地位に立つこと)によって軍事費の節約をはかり、国内不安も解決しようという米国の新極東政策とこれに対応する日本の政策とを説明したものである。防衛費削減と「基地確保」、防衛費削減と「防衛協力」とがその骨幹となつてゐるのである。

3 日米共同声明の眼目は両国の極東政策の合意であり、沖繩返還が眼目のな

ではない。沖繩返還はその一環に過ぎないのである。したがって、その前文に「共同声明の基礎の上に行なわれ」とあるように「沖繩返還協定」は「日米共同声明の枠」から逸脱することはできない。そして「基地確保」のために「沖繩返還協定」は「防衛費削減」の引受けに関する取次め、また両者に共通するものとして「沖繩」の公用地等の暫定使用に関する法律案が定められ、「ドル防衛協力」のために「米国内閣の取次め」(返還協定第六條、第七條)と「対米請求権放棄」(返還協定第四條)が当初から予定されていたといつてもよいのである。

(註) 小笠原返還協定の場合は無償譲渡であった(同協定第三條、四條)。

この種の条項はサンフランシスコ平和条約第一九條のほか後述するようにウェルサイニ条約、イタリヤ平和条約、ポントス条約、オーストリア国家条約等、第二次世界大戦後の諸平和条約には共通して存在する(註)と、それはここにいう「国民の請求権を放棄する」とはどのような意味内容を持つものであるか。

2 この点については平和条約第一九條(ウ)項の解釈として、国民の権利の放棄も放棄したものではないという有力な見解がある。この見解の論拠を列挙すれば、

(一) 国民の同意なくしてその権利を処分することはできない。

(二) 国際法上、個人は権利義務の主体とはならないから、個人の権利の放棄を定めること自体無意味である。

(三) 個人の権利を放棄することは、国連憲章、世界人権宣言、ヘーグ陸戦法規等に示され一般的に承認された私権の取扱いに関する国際的規則に反する。

(四) ウェルサイニ条約、イタリヤ平和条約その他大多数の平和条約では、放棄された敗戦国民の請求権については、放棄(放棄)による補償条項があるが、サンフランシスコ平和条約第一九條(ウ)項にはそのような条項がないから、実体的権利放棄がなされたとは解することはできない。

(五) 放棄の対象となる請求権は、平和条約第一九條の場合、わが国としてその

実体を認識しえない立場にあり、認識外のものも放棄することはできない。

(六) 項は、「日本国民が連合国およびその国民に対して有する請求権を、当該連合国がその主権に基づいて否認しても、日本政府としては当該連合国に對してその否認につき日本国民の権利を守るべき救済手段をとらないとの約束をしたことと異なるのであり、日本国民自身を持つ請求権を放棄したのではない」とされる。

この見解は東京地方裁判所昭和三〇年(昭二九)四号、昭和三年(昭四)一七七号損害賠償請求併合訴訟事件(いわゆる「原爆訴訟事件」)において被告側がとつた見解であり(註)、昭和三八年一月二五日東京地裁判決、昭和四〇年一月三〇日東京高裁判決(註)、第三次在外日客および大蔵省主計局長より総理府南方連絡事務局局長宛昭和三年八月三日附文書も同じ立場をとっている。

3 これに対して、「国民の請求権を放棄する」とは実体的権利を放棄したものであるとする別の有力な見解がある。この見解によれば、その論拠は大要次のとおりである。

(一) 国際関係においては国は原則としていかなる問題についても一國に固有のものであれ、国民個人に属する権利義務であれ、他國との間に条約を締結することができる。国内法的に國と國民との間に解決すべき問題が残る場合でも、

9-返還協定第4条

一 沖繩返還協定第四條第一項は、「日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその

国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する」と定めてゐる。

この文言は地域の表示以外に「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(大東諸島返還協定)第五條第一項本文と全く同文であり、また「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(奄美返還協定)第四條第一項本文後段も同趣旨

を規定する。この規定はサンフランシスコ平和条約第一九條のほか後述するようにウェルサイニ条約、イタリヤ平和条約、ポントス条約、オーストリア国家条約等、第二次世界大戦後の諸平和条約には共通して存在する(註)と、それはここにいう「国民の請求権を放棄する」とはどのような意味内容を持つものであるか。

2 この点については平和条約第一九條(ウ)項の解釈として、国民の権利の放棄も放棄したものではないという有力な見解がある。この見解の論拠を列挙すれば、

(一) 国民の同意なくしてその権利を処分することはできない。

(二) 国際法上、個人は権利義務の主体とはならないから、個人の権利の放棄を定めること自体無意味である。

(三) 個人の権利を放棄することは、国連憲章、世界人権宣言、ヘーグ陸戦法規等に示され一般的に承認された私権の取扱いに関する国際的規則に反する。

(四) ウェルサイニ条約、イタリヤ平和条約その他大多数の平和条約では、放棄された敗戦国民の請求権については、放棄(放棄)による補償条項があるが、サンフランシスコ平和条約第一九條(ウ)項にはそのような条項がないから、実体的権利放棄がなされたとは解することはできない。

(五) 放棄の対象となる請求権は、平和条約第一九條の場合、わが国としてその

それゆえにたんに国際間の取極めの効力に影響を及ぼすというのではないのであり、国際条約においては国が当事国としてなす行為の内容が国民の権利義務に影響を及ぼすことは往々見受けられることである。国際法上の主体が原則として国家であるというときは、条約の効果を個人に及ぼすことができるか否かという問題は全く無関係であるといえる。

(2) 「国連憲章、世界人権宣言、ヘーグ陸戦法規等に違反する」との点については、請求権発生の原因となつた行為の違法性としてそれから生じた請求権を放棄する行為の評價とは別個の問題である。補償措置を講ずることなく請求権を放棄することとは結局国際法の原則に反した違法行為を認許することとなるので問題があるといえるであらうが、要は事後措置の当否にかかっているのであって、その措置と無関係に放棄行為のみをとりあげてその効力を云々することはできない。

(3) 「大多数の平和条約には補償条項があるから、この条約にはそのような条項がないから、実体的権利放棄がなされた」と解するに過ぎない」という点については、

本来、条約において当事国とその国民との関係を規定すること自身が国際法上は無意味であり、それは批准その他に於いての対内的配慮であるに過ぎないものであって条約上特段の効力はない。したがってそのような条項がないからといって個人の権利を放棄したのではないと

断定することはできない。むしろ同じ性質を有する大多数の条約について請求権を放棄して見るとみるならば、第一九条(四)項もまた国民の実体的権利を放棄しているを解するのが妥当である。

(4) 本条は請求権放棄の原則を定めたものであり、原則の宣言に際して具体的な請求権の認識は不要である。

(5) さらに平和条約第一九条(五)項但書は「一九四五年九月一日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権」を放棄の除外例としているが、外交保護放棄法に於いては、実体的権利はそもそも放棄してないものであるから、これらの規定は「法令で特に認められた請求権」については外交保護権を行使することがあるという点となるのであって、本来相手国の権利否認を前提とする外交保護権、相手方が「特に認め」るケースに限って行使するというものでは論理的に矛盾する。

とになるであろうが、権利者たる国民の立場からみれば、その影響は実質的には差異がない。すなわち、「単に外交的保護を行なわないう約東にとどまり、国民の実体的権利を放棄したものでない」としても、それは事実上「実体的権利」の実現を不可能にするものであって「実体的権利を放棄した」とする見解と結果においては何ら違ふところはないのである。

二 国際法上の先例

1 一九四七年(昭和二年)七月一日パリで調印され同年九月一日発効した「イタリア国と連合国との間の平和条約」(イタリア平和条約)第七六条は「イタリア国は、直接戦争から生じたか、又は当該同盟若しくは連合国が戦争状態に在ったか否にかかわらずヨーロッパにおける戦争状態の存在によって右期日の後に執られた行動から生じた請求権を連合国に対する一切の種類の請求権をイタリア国政府又はイタリア国民のために左のものを含んで一切放棄する。

「戦争および占領によつて生ずる事項の解決に関する条約」は「補償されるべき賠償」を「賠償」する」という表現をしてゐる。(註10) 外務省条約局「条約集」二五五二巻、もともとこれによりたんに補償義務を定めたものと解しないことは明証のとおりである。(註11) 外務省条約局の非公式見解は、「現地当局には琉球政府を含まれる」とは明証を欠いてゐる。もし「琉球政府」を含まないとするならば、「現地当局」という文字は理論上 unnecessary であるが、仮に琉球政府を含むとするならば、それが「琉球政府」を包含するもので、この点の解釈は明確にしておく必要がある。

何人であるかを問わず (WHOEVER MAY BE THE PARTIES IN INTEREST) 「完全且最終的」(COMPLETELY AND FINALLY) 「国民の対外請求権を放棄したものであるが、同時に、放棄国の国民に対する補償義務をも明記してゐる(註9)。これに對してイタリア平和条約と同時に同様に調印された「フィンランド国と連合国との間の平和条約」(フィンランド平和条約)第二九条は、大部分がイタリア平和条約第七六条と同文でありながらその第二項後段「国民に対する補償条項」を欠いてゐるのである(註10)。これと同種の形式をとつてゐるものは、同条約以外ではサンフランシスコ平和条約および奄美から沖縄に至る一連の返還協定のみである。

4 請求権の処理を後日の問題として留保した例としては、米國が一九四六年(昭和二年)一〇月二二日フィリピン國との間で調印した米比基本条約や、日本が一九五三年(昭和二十七年)四月二八日中華民国との間で調印した日華平和条約がある。

7 なお放棄される請求権は、相手國およびその国民に対する請求権であるが、奄美、小笠原、沖縄の各返還協定はそのほか「現地当局 (LOCAL AUTHORITIES)」が加えられており、これは他の先例にはない字句である(註11)。(註12) 一九五二年四月二八日、サンフランシスコ条約発効の日に関連して、同年八月五日その条項が中華民国政府の支配下に現にありまたは今後入る領域に限定されることを条件として発効した日華平和条約は、請求権の処理を特別取扱の主題として留保してゐる。(註13)

1 沖繩返還協定第四條第二項は次のように定めてゐる。  
「もつとも(註、第一項)の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆國による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆國の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本國民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆國は、日本國政府との協議のうえ定められる手続に従ひこの協定の効力発生の日以後そのような請求権を取り扱ひかつ解決する

ため、正当に権限を与へた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。」  
また同条第三項は、  
「アメリカ合衆國政府は、琉球諸島及び大東諸島の土地であつて合衆國の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十二年六月三十日以後この協定の効力発生の目前にその使用を解除されたものの所有者である日本國民に對し、土地の原状回復のための自費的支払を行ふ。この支払は、千九百六十二年七月一日前に使用を解除された土地に對する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布令



オーストリア国家条約24条

Article 24  
RENUNCIATION BY AUSTRIA OF CLAIMS  
AGAINST THE ALLIES.

1. Austria waives all claims of any description against the Allied and Associated Powers on behalf of the Austrian Government or Austrian nationals arising directly out of the war in Europe after 1st September, 1939, or out of actions taken because of the existence of a state of war in Europe after that date whether or not such Allied or Associated Power was at war with Germany at the time. This renunciation of claims includes the following:  
(a) Claims for losses or damages sustained as a consequence of acts of armed forces or authorities of Allied or Associated Powers;  
(b) Claims arising from the presence, operations or actions of armed forces or authorities of Allied or Associated Powers in Austrian territory;  
(c) Claims with respect to the decrees or orders of Prize Courts of Allied or Associated Powers, Austria agreeing to accept as valid and binding all decrees and orders of such Prize Courts on or after 1st September, 1939 concerning ships or goods belonging to Austrian nationals or concerning the payment of costs;  
(d) Claims arising out of the exercise or purported exercise of belligerent rights.

2. The provisions of this Article shall bar, completely and finally, all claims of the nature referred to herein, which shall henceforward be extinguished, whoever may be the parties in interest. The Austrian Government agrees to make equitable compensation in schillings to persons who furnished supplies or services on requisition to the forces of Allied or Associated Powers in Austrian territory and in satisfaction of non-combat damage claims against the forces of the Allied or Associated Powers arising in Austrian territory.

3. Austria likewise waives all claims of the nature covered by paragraph 1 of this Article on behalf of the Austrian Government or Austrian nationals against any of the United Nations whose diplomatic relations with Germany were broken off between 1st September, 1939 and 1st January, 1945, and which took action in co-operation with the Allied and Associated Powers.

4. The Government of Austria shall assume full responsibility for Allied military currency of denominations of five schillings and under issued in Austria by the Allied Military Authorities, including all such currency in circulation at the coming into force of the present Treaty. Notes issued by the Allied Military Authorities of denominations higher than five schillings shall be destroyed and no claims may be made in this connection against any of the Allied or Associated Powers.

第六十号に基づいて行つた支払に比し均等衡を失ふまいと行ふ」と定められている。  
2. これは第一項による原則的放棄に對する例外として、特に米國に對する請求權を留保したものであるといわれる。そして請求權行使の手續を沖繩現地で行なうことができるようにするため「正当に權限を与えた職員」——総領事等と思はれる——を置くとして、便宜を図つており(註12)、またこの「職員」は米國の日本國民に對する確定債務の支払も行なう(註13)。  
なお合意議事録は、第二項にいう「日本國民の請求權」の「日本國民」には市町村を含むものとし、「請求權」の主要なものとして次のとおり例示している(合意議事録「第四条關係」)。  
(1) 土地に對する損害に係る請求權及び取用宣言書に係る請求權で、その解決方法が貸借權の取得に關する高等弁務官布令第二十号に定められているもの。  
(2) 高等弁務官布令第十九号によつて設置された琉球列島米國土地裁判所の管轄に属する請求權。  
(3) 外國人の請求に關するアメリカ合衆國の法律によつて解決を求めることが出来る請求權。  
(4) 労働災害の補償に關するアメリカ合衆國の法律又は労働者災害補償に關する高等弁務官布令第四十二号によつて保護されるアメリカ合衆國政府又はその機關の被用者の請求權。  
(5) 報酬その他の利益に係るアメリカ

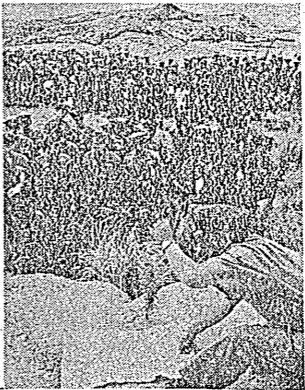
13-返還協定第4条

合衆國政府又はその機關の被用者の請求權  
3. 第三項の「自發的支払」の對象となつて復元補償は次の二つの條件を充つものとしてなされる。  
(1) 一九五〇年七月一日前に形質変更があつたこと。  
(2) 一九六二年六月三日後に解放されたこと。  
一九五三年(昭和二八年)二月五日布告第二号「軍用地内における不動産の使用に對する補償」により米國は一方的に「一九五〇年七月一日」または土地取用の翌日から「假裝」(IMPLIED) I.E.A.S.により軍用地の貸借權を取得するとして、復元補償の基準日(その日の状態に回復する)もこの日とするとして定めた。そして一九五〇年七月一日以後に形質変更されたものについては一九五七年二月三日布告第一六四号「アメリカ合衆國土地取用令」および一九五五年二月二日布告第二〇号「貸借權の取得にかつて」により、解放時期の如何にかかわらず復元補償の對象となつて、これらの布令は第四條第二項にいう「現地法令」にあたるから(合意議事録「第四条關係」1.(1)(6)この分の復元補償は——その金額の当否は別として——「米國による支払の對象となる」)  
次に一九五〇年七月一日より前に形質変更がなされたものには前記の布令の適用はないが、そのうち一九六二年七月一日より前に解放されたものについては一九六五年一月二八日の米本國法(公法

第八九二二九〇「支払權限法」に基づき一九六七年高等弁務官布令第六〇号により、いわゆる講和補償の一環として支払の對象とされ(第四條第二項後段參照)、これらの法令は第四條第二項にいう「アメリカ合衆國の法令」および「現地法令」にそれぞれ該當するから(合意議事録「第四条關係」1.(1)(6)この場合も「米國による支払の對象となる」)  
この兩者のいずれにもあたらないもの、すなわち一九五〇年七月一日より前に形質変更されかつ一九六二年六月三日より後に解放された土地を對象とした規定が第四條第三項であり、これによつて解放軍用地の復元補償についてはすべてカバーできるとされているのである。  
二 米國による支払の性質  
1. 第四條第二項第三項は一応は沖繩住民の請求權を保護しているかのように見える。しかし仔細に検討すればそれは決して被害者たる住民の要求を充つるものではないことが明白である。  
2. これらの「請求權」はこれまで沖繩で適用された「アメリカ合衆國の法令又は現地法令によつて特に認められる請求權」である。したがつてその「權利」の内容はこれら法令で「認められた」範圍にとどまるものである。そしてこれらの処理には「正当な權限」を有する米國の「職員」(DULY EMPOWERED OFFICIALS)がなされた。その限

りでは日本の法令も日本の機關も關係がない。  
3. 沖繩住民に對して米本國法および布告、布令が認めていた「請求權」の内容がいかなるものであるかは前二回の調査報告書でも明らかにし、後にも詳述するところであるが、それは司法的賠償請求手續に對する制度的要請を欠き、裁判的救済の途をいさゝか遮断したうえで認められた行政機關に對する「制限された訴願權」であるに過ぎない。しかも一定額以上の支出には米本國議會の承認を必要とし、不服申立の方法も法令上事実上極めて制限されているのであって、米國による支払は「義務」としてはなかつた「恩恵」としてなされているのである(註14)。このような内容の「請求權」が「權利」の名に値いするとは到底言えないし、また「正当な權利」を有する米國官憲によつて裁定がなされるということも、それに対する不服があつても、日本の裁判所に救済を求められないということとを意味する。  
それはいわば復讐前の状態の継続であり、もしこのような恩恵的「見舞金方式」の存置をもつて請求權留保とみなし(註15)これについては日本國として賠償しないとするのであれば、住民にとつてはかえつて不利益を招くおそれもある。  
第四條第二項第三項は、単に一定のケースにつき米國が従来同様方式による支払をなすことを確認したに過ぎぬ事項である。したがつて米國の行政裁量による具體的支払金額を超える請求部分につ

いては第一項にいう請求權と全く同様の取扱ひをしているのである。後に述べるように國に賠償義務があることについても第一項と異なるところはないのである。  
(註12) (註13) 合意議事録「第四条關係」2.(註14) このよきな思想は、第三項の「自發的支払」という字句にも現れている。  
(註15) このことは、第三項後段の「從來も行なつた支払に比し均等を失はないように行ふ」という字句からもわかる。



# 沖縄県民の国に対する請求権の法的基礎

## 第一節 沖縄県民の対米請求権の存在と

### 一 対米請求権の存在

戦後二六年にわたる米国の沖縄統治期間中、沖縄県民は、米軍による不法な土地接収や、米軍人・軍属の犯罪等によって、莫大な損害を蒙り、かつ現在もなお蒙り続けている(註1)。そして、右米軍およびその構成員である米軍人・軍属等がその行為によって沖縄県民に与えた損害は、サンフランシスコ平和条約発効の前後を問はず(註2)、陸戦の法規例に關する規則等の国際法(註3)や、米国外法の憲法(註4)あるいは沖縄統治の基本法である米国の米大統領行政命令(註5)、ないしは統治者としての固有の責任(註6)に照らして、米國が全責任を負うべきものである。ところが米國は、これらの損害のうち、ある部分については「わゆる講和損失補償(註7)(一九六五年)や、布令第二〇号「貸借権の取得について」である「外国人損害賠償法」等によって恩恵の支払(見舞金)をしてきたが、この補償は見舞金の名が示すとおり極めて不完全かつ不十分なものであり(註8)、沖縄県民の対米請求権の相当部分についてはいまだおその補償が全くなされていない(註9)。それは、各論で述べるように、①軍用地の復元補償、②人

### 米国の損害賠償義務

身および財産損害の賠償、③軍用地料の増額、④漁業・入会・水利等の補償、⑤軍用地の接収に伴う通損補償、⑥減失地・海没地等の補償、⑦未払軍用地料、⑧解放土地についての復元補償がなされるまでの間における用不能による損失填補、⑨解放地の復元費用、その他、⑩基地公害、演習等による損害の補償等々、数千万ドルを超える莫大なものである。

### 二 返還時における米国の原状回復義務

きたるべき施政権の返還、米国の沖縄統治の終了に際し、米國が沖縄県民の請求権に対するすべての義務を履行し、清算する義務があることは、このような場合における国際法の原則である「原状回復の原則」や余理に照らして当然である。したがって沖縄県民の側から見れば返還の時点において米國に対し、原状回復(米國統治下において発生した損害賠償請求権の履行を含む)またはそれに代わる損害賠償の全部の履行を求める権利がある。

また、日本政府は、米國をして右義務を履行させ、沖縄県民の対米請求権を

における政府当局者(註10)の答弁は示唆に富んでいると思われる。  
「……島(沖縄)の住民はすべて米國の統治下であり、而も占領軍は住民の福祉に責任があるという特殊の關係が未だ現存している。従って米國は根本的には補償の責任がある(下田外務省長官)。  
「私有財産の権利は尊重されねばならぬ。施政権者たる米國は、かかる権利を

## 第二節 対米請求権放棄の意味

### 15-請求権の法的基礎

さきに、日米両国政府によって調印された沖縄返還協定は、沖縄県民の対米請求権を原則として放棄する規定(註10)を(註11)日本政府は、沖縄県民の意思に反して対米請求権を放棄しようとしているのである。しかも、右協定によって、放棄される請求権の補償に關する規定は挿入されていない(註12)。そこで、沖縄県民の対米請求権に及ぼす影響との関連で第四節第一項にいう対米請求権の放棄の意味が一応問題となる。

この点に關しては、前章で述べたように、放棄されるのは、請求権そのものであり、したがって沖縄県民の対米請求権自体が消滅するという考え方を、放棄されるのは外交保護権であって、沖縄県民の対米請求権そのものは、消滅しないという考え方がある。前説によれば、沖縄県民の対米請求権自体が政府の放棄行為によって直接消滅するのであるから、協定が發効すれば、それ以後米國を

相手方とする権利の実現は不可能にならない。また、後説によれば、沖縄県民の対米請求権自体は消滅せず、したがってこれに對する米國の履行義務は依然として残ることになる。しかし、この場合においても日本が外交保護権を放棄した結果、沖縄県民が請求権行使の手段をとったにせよ米國がこれに應じないとしても、日本國はこれに外交保護を手えなければならず、このことを米國に對し、沖縄県民の対米請求権の実現は、事実上不可能ないし極めて困難になる。いすれにしても、対米請求権の放棄事項が規定されている沖縄返還協定が發効すれば、沖縄県民の対米請求権の実現は、不可能ないし極めて困難になり、沖縄県民は政府の行為によって右請求権を事実的に失った同じ結果になる。そこで、このような協定を締結した政

府・國は、沖縄県民に對し、いかなる責任を負うべきであるかが問題となる。  
(註10) 同協定第四條  
(註11) 同協定上の取扱いにおいては、この場合、沖縄県民は請求権を放棄した政府・國に對して損害の賠償または損失の補償を求めることができるかどうか、それとの関連で、國の不法行為責任または國家補償責任の有無が問題となる。

## 第三節 國に對する請求権の法的基礎

一 不法行為責任説  
政府・國に不法行為(または債務不履行)責任があるとする説の論拠は、つきのとおりである。  
(一) 國家は元來、國民の人權を保障する義務を負っている。その中には、もちろん財産権も含まれる。憲法第二九條第一項は「財産権はこれを侵してはならない」と規定している(なお國連憲章第五五條第五款、世界人權宣言前文、第一七條第六款、憲法前文、第一三條等)。  
また、右義務との関連で國家は、國際法上、外交保護権をもっている。この權利は、主權平等の原則から認められた國

際法上の權利であって、主權そのものの作用であり、國民の主權に對する忠誠義務と対応關係にあるものである(一九六七年日弁連沖繩報告書第三節第三章第五節外交保護權參照)。だから、沖縄県民が日本國の主權に對して忠誠義務を負っている以上、これに對して日本國(の主權)は、沖縄県民に對して外交保護権を行使する當然の義務を負っているといわなければならない(註13)。したがって、政府は米軍の不法な土地接収や米軍人・軍属の犯罪等によって生じた沖縄県民の對米請求権については、過去においても、また沖縄返還協定の調印・批准の時点においても、その実現のため万全の措置を講ずべき義務があり、それは國際法上是認される當然の權利であるとともに、沖縄県民に對する當然の義務である(同前)。要するに政府・國は、沖縄県民の對米請求権を尊重し、これを実現すべき法的義務を負っているのである。  
(二) それにもかかわらず、政府はこの協定でこれら對米請求権を原則として放棄した。したがって、この政府の放棄行為は國が沖縄県民に對して負っている前

現される義務を負う。

(註1) 一九六七年および一九六九年日本弁護士連合會沖繩報告書、本報告書各論參照。  
(註2) この点については、後述第三章第一節平和條約第一九條(同項)について參照。  
(註3) 前掲日弁連報告書(一九六七年)第三節第五款(軍用地)の項および第一三章(陸戦法規)第四六條は、「一家の名誉及權利、個人生命、私有財産並に、信託及その遺物は、これを攻撃すべし、私有財産は、これを没収することを得ず」と規定し、また、陸戦の法規例に關する條約第三三條は、「交戦当事者は、その軍隊を組織する人員の一切の行為につき責任を負い、損害賠償の責任を任ずべきこと」を定めている。  
(註4) 米國憲法第五條は、「何人も正当な補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せられることなし」、同第一四條は「いすれ州も法律の定める正規の手続きによらずして何人に対しても生命、自由、または財産を奪うことを得ず」と規定している。  
(註5) 大統領行政命令第二二二號は「琉球列島にある人々に對し、民主主義國家の人民が享受している言論、集會、請願、宗教ならびに信託の自由、法の定める手續によらない不当な捜索並びに収容および生命、自由または財産の剝奪から保護を含む基本的自由を保障しなればならぬ」と規定している。  
(註6) 一九五五年(昭和三十年)六月一日衆議院内閣委員會での講和前の沖縄県民の對米請求権問題についての質疑応答

く一部の例外を除き、國民の對外請求権を放棄した場合に、同時に、放棄國の國民に對する補償義務を定めるを例とする(總論第一章第二節第五參照)。

記法的義務に違反する行為であるという  
 ことができる。しかもそれは、①国際法  
 の原則からいっても、また統治者として  
 の固有の義務からいっても、米國に右請  
 求に応ずべき法的義務があったこと、  
 ②施政権の返還は講和と異り、日本國が  
 米國に對し賠償するいわれはなく、そ  
 の他、政府が請求権を放棄すべき理由が法  
 的になかったこと(註13)、③施政権返  
 還交渉は講和の場合と異り、戦勝國と戦  
 敗國との間の関係におけるものではな  
 く、そこに強制的要素が入り込む余地が  
 本来ないはずであること等からみて、前  
 記の義務の履行が法的には可能であ  
 ったと認められる条件のもとでなされた  
 ものである。この点において、政府は前  
 記義務不履行の責任を免がれない。

また、請求権の性格ないしは、そ  
 の発生原因からみて、政府がこれを放棄  
 することについては、つぎのような疑問  
 がある。第一に、沖繩県民の請求権は  
 米國の沖繩統治そのものが、(平和条  
 約発効後)はさらに強制的意味で)  
 ポツダム宣言や國連憲章、世界人権宣言  
 等の國際法に違反し、法的正当性を有し  
 ない疑いが濃厚な状態下において発生し  
 たものであり、かつ、その多くが、  
 (ヘグ陸戦法規等の國際法に違反す  
 る米軍の違法な土地の接収や、米軍人軍  
 属による犯罪行為等(不法行為)の結果  
 として発生したものである。したがっ  
 て、もし、右請求権を正当な補償なしに  
 放棄することになれば、それはただ単に  
 当該請求権を放棄された沖繩県民が救わ  
 れないというだけでなく、政府・國自身  
 が米國の右不法な行為を犯罪・追認する  
 結果となる。

政府・國といえども、この種請求権  
 権のようなくに明白な國際法違反の不法  
 行為にもとづく損害賠償請求権を、正  
 当な補償なくして放棄することはできな  
 いと解すべき余地があるのではないだろ  
 うか(註14)。

第二に、政府・國は右請求権発生  
 の基礎である米國の沖繩統治の開始およ  
 びその継続その他について、政治的・道  
 義的および法的に固有の責任を担うべき立  
 場にあることを忘れてはならないと思わ  
 れる。

まず、沖繩が本土と分離され、二六年  
 にも及ぶ米國の長期統治下におかれ、本  
 土と異別な取扱いがなされたそもその  
 きっかけは、日本政府による太平洋戦争  
 の遂行と沖繩に敗れて米軍に直接軍事  
 占領されたことにあるのであるが、これ  
 はすべて政府の行為にもとづくものであ  
 る。

そして、この沖繩が沖繩全島を戦場  
 とし、沖繩全島民をこれに巻きこんで戦  
 われた結果、沖繩はまさに死の海、死の島  
 と化し、当時の沖繩県民(除軍人)の約  
 三分の一にあたる約六万人にものぼ  
 る、莫大な非戦闘員死者を出してい  
 る。

また、政府は、沖繩県民の祖国復帰の  
 叫びを無視して、一九五一年九月八日、  
 サンフランシスコ平和条約を締結(一九  
 五二年四月二十八日発効)し、その第三条

によつて日本の領土の一部である沖繩地  
 域と日本國民の一部である沖繩県民とを  
 米國の施政下に委ねたのであるが、この  
 ことが、戦後二十六年に及ぶ米國の沖繩統  
 治を許してきた根本的な原因である以  
 上、政府・國の責任は重大である(註15)  
 このような状態の下において、米國は  
 前述のような不法行為をほし、いまに  
 し、平和条約発効後においても、同条約  
 第三条を唯一の法的根拠とし、軍事目的  
 の優先のもと、法制的には大統領行政命令  
 を頂点に高等弁務官が恣意的に發布する  
 布告、布命、等によつて九十五萬県民を支配  
 し続けてきた。そこでは統治者たる米  
 國およびその構成員らによつて、世界人  
 権宣言第三条(生存・自由・身体の安全  
 や第七条(財産を所有し奪われない権利)  
 )違反の人權侵害行為が日常的に行な  
 われ、しかもこれに對する司法救済の道  
 (同第八條)さえ閉ざされているのであ  
 る(註16)。

よつて、政府・國は右事態に際して  
 も、外交保護権を有効適切に行使せず、  
 その解決を沖繩県民自身にまかせて、國  
 としての責任を十分に果たさなかつ  
 た。そのため、沖繩県民の被害は倍加  
 し、その解決は困難になり、結果とし  
 て、莫大な請求権が現に存在するこ  
 とになつてゐるのである。この点につ  
 いて、政府・國の責任もまた重大である。  
 これらの諸点を考えれば、政府・國が  
 沖繩県民に對して負つてゐる國民保護義  
 務(對米請求権の尊重およびこれを實  
 現させる義務)は、ただ単に日本國が

消滅してないから國に責任はない。④  
 根拠法令がない。⑤政府の放棄行為は統  
 治権の作用としてなされたものであ  
 つて、違法とはいえない。かりに、債務不  
 履行にあつたとしても統治行為に該當す  
 るので司法的審査にはなじまない、等々  
 である。

用いることができる」と規定してい  
 る。右によれば、私有財産は公共のため必  
 要な場合に限り、正当な補償を支払つ  
 て、公共のために用いること、つまり、  
 公用取用することはできるが、正当な補  
 償なくしてこれをなすことはできない。  
 公共のために特定の私有財産に加へられ  
 た損害を私有財産制度を保障する見地か  
 ら補償すべきものとする趣旨である(註  
 18)。それはまた適法な公権力の行使に  
 よつて加へられた特別の犠牲は、これを填  
 補し、調節することが私有財産制度を建  
 前とする法治國家の要請に合致するとす  
 るものである。

したがつて、それが憲法第二九条第三  
 項に該當する場合には、國は右行為によ  
 つて損失を蒙つた國民に對し、正当な補  
 償をなすべき義務を負ふことになる。  
 (一)ところで、協定第四條による對米  
 請求権の放棄が憲法第二九条第三項に該  
 當するかどうかについては問題がないわ  
 けではない。

三 結 論

(一) 以上の検討を通じ、われわれは政  
 府の放棄行為がたとえ、かりに違法とさ  
 れるにせよ、また適法とされるにせよ、  
 ずれの場合においても、國は、政府が對  
 米請求権を放棄することによつて請求権  
 を侵害された沖繩県民に對し、それによ  
 つて蒙つた全損害を賠償または補償する  
 法的責任があるとする。

しかし、サンフランシスコ平和条約と  
 沖繩返還協定とは、それ自体事案が異なる  
 ので、サンフランシスコ平和条約第一九  
 條(a)項の解釈および最高裁判所の判例を  
 そのまま適用することは妥当ではない。  
 また、沖繩県民の對米請求権の特質と性  
 格および對外國政府に對する請求権の特  
 質(國內法上の請求権と異り、請求権が  
 存在しても直ちに裁判所の司法手続によ  
 つて権利が實現される仕組みになつてお  
 らず、そのためには人民が團結してこれ  
 を要求するか、國の外交交渉によること  
 が必要である)をも充分に考へることが  
 必要である。

したがつて、政府の行為を違法とはいへ  
 ない場合には當然に憲法第二九条第三項の  
 國家損失補償の問題になる。

したがつて、國は右放棄によつて  
 損失を蒙つた沖繩県民に對し、憲法第二  
 九条第三項またはその趣旨にもとづい  
 て、正当な補償をなすべき法的義務があ  
 る。

この点についても、不法行為責任説に  
 對すると同様の意見の存在が考えられ  
 る。とくにかかる對米請求権の放棄等と  
 いうことは憲法第二九条第三項の要件に  
 該當しないし、また、かりに該當するこ  
 とであるから、憲法第二九条第三項のも  
 のであるから、憲法第二九条第三項の適用は  
 ない、との意見もあると考へられる。

したがつて、政府は憲法第二九条の  
 規定および前記國の國民保護義務に違反  
 し、権利者たる沖繩県民の莫重なる對米  
 請求権實現がたつての要請や各界か  
 らの要望にもかかわらず(註17)、あえて  
 請求権を原則として放棄することの協定に  
 調印し、これを放棄しようとしている。  
 このような政府の行為が、國民の基本  
 的人權の一つである私有財産権尊重の原  
 則(憲法第二九條)や、前述した國の國  
 民保護義務に違反し、違法なものである  
 ことは疑いない。

17—請求権の法的基礎

二 國家補償責任説

政府・國に損失補償を為すべき責任が  
 あるとする説の論拠はつぎのとおりであ  
 る。

(一) 憲法第二九条第一項は「財産権は  
 これを侵してはならない」と規定すると  
 ともに、同条第三項は、「私有財産は、  
 正当な補償の下に、これを公共のために

國として一般的に負つてゐる義務とい  
 う性格だけではない。政府・國の行為にも  
 とつて、國が當然に負担すべき固有の  
 義務の性格すら有しているといふこと  
 ができる。

(二) しかるに、政府は憲法第二九条の  
 規定および前記國の國民保護義務に違反  
 し、権利者たる沖繩県民の莫重なる對米  
 請求権實現がたつての要請や各界か  
 らの要望にもかかわらず(註17)、あえて  
 請求権を原則として放棄することの協定に  
 調印し、これを放棄しようとしている。  
 このような政府の行為が、國民の基本  
 的人權の一つである私有財産権尊重の原  
 則(憲法第二九條)や、前述した國の國  
 民保護義務に違反し、違法なものである  
 ことは疑いない。

明白である「事実(註19)に照らしもいえるのである。

また、政府自身、対米請求権に関する取り決めに、沖縄県民の権利の保護が十分でなかったことを認めて「請求権については不十分だったので、今後政府が責任をもって配慮する(一九七一年六月二二「愛知外相」と言明した趣旨からしても当然である。

最後に、フランスの国際法学者ロッシェルをして、恐縮に充ちた提議をした法的怪物、といわしめた。過去に前例のないサンフランシスコ平和条約第二条とつづく米国の沖縄統治の処理の一環としての対米請求権の問題については、従前の国内法的発想に基づく形式的解釈によつては正当な解決は導き出せないといふことを附言する。

(註18) 前掲日弁連沖報告書(一九六七年)第三部第三章施設施設第五節外交保護の項参照。

(註19) この意味において、平和条約第一九条(四)項の問題とは、性質を異にするので、右条項についての最高裁の判例は、沖縄返還協定第四條については、先例とはならないと思われる。

(註20) たえば、戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約(一九四九年)は「殺人、拷問、又は非人道的な待遇、重大な傷害……又は軍事上の必要によつて正当化されない不法且つ恣意的財産の没収は人々の尊厳若しくは彼等の条約違反行為に因りて負うべき責任を免がれ、または締約国をしてその国が負うべき責任から免がれさせはならない」と

規定している。

(註15) 平和条約第三条については、前掲日弁連沖報告書(一九六七年)第三部沖報の法的地位参照。

(註16) 前掲報告書(一九六七年)および各論 参照。

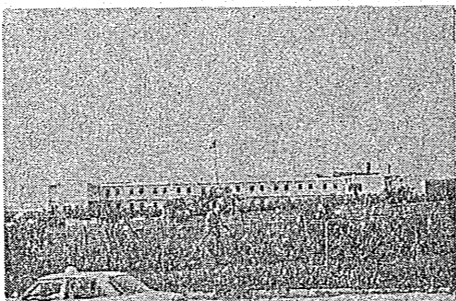
(註17) 日本弁護士連合会も一九七一年(昭和四十六年)五月八日「沖縄復帰対策に関する要望」書を提出し、①沖縄県民の対米請求権は安易にこれを放棄すべきでないこと、②もし、やむを得ず放棄する場合には、国が債務を承継すべきであること、③その場合、これらの請求権を「権利」として認めらるるべきで、正当な補償をなすべきであること、等を要望した。

(註18) 宮沢俊彦「憲法」Ⅱ、今村成和「国家賠償法」、宮崎繁樹「国家と私有財産」在外財産補償の問題一節参照。

(註19) 日本国と米国の間の安保条約第六條に基づき、行政協定の実施に伴う「土地等の使用等に因する特別措置法」、同「民衆特別法」、米軍軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律、「米軍軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限に関する法律」、「米軍軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給に関する総理府令」等々。

論議 第三編

請求権に対する抗弁とその批判



第一節 平和条約第一九条(四)項について

一 問題の所在

一九五二年(昭和二十七年)四月二十八日、サンフランシスコ平和条約は発効した。同条約第一九条(四)項は、次のように規定する。

「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいづれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」

本節で問題にするのは、平和条約第一九条(四)項は沖縄に適用されるのかどうか、平和条約発効前に沖縄住民が蒙った各種の損害に対する請求権は、平和条約第一九条(四)項によってすべて「放棄」されたかどうか、ということである。

述べるように、米國政府は、このような「講和前置書」の補償を要求する沖縄住民の長い運動の結果「見舞金」の形でその一部を支払ったのであるが、それは、

(1) 「権利」としてでなく恩恵的な支払いであったこと、

(2) 支払われた額も損害の補償として不十分であったこと、

(3) 補償の対象に該当しながら、申請もれ、申請おくれなどの結果、補償を受けられなかったものがかなりあること、

(4) 補償の対象を限定されたため、それからはずれた損害の補償はなされなかったこと、

の諸点において、沖縄住民の平和条約発効前の請求権を国際法上の原則にしたがって全面的に解決補償したのではなかったのである。右のいわゆる「講和前置書」が、このようなものであったから、当然、沖縄住民の中に、補償もれに対する要求が生じてきた。そしてこれは、日米両政府間の沖縄返還交渉が始まるとともに活発となり、琉球政府をはじめ、立法院、軍用土地地主会連合会、沖縄県祖國復興協議会などの団体は、復讐対策に向けてのそれぞれの要請事項のなかで、平和条約発効前の未補償損害の解決問題をとり上げていた。とくに、人身の死傷事件にもとづく損害については、期限

内に申告手続をとりなかつたなどの理由で、死亡者一六〇名を含む約三三〇名、請求額約六〇万ドルにつき、全く未解決のままであるので、この種損害関係については、すでに「講和前置書」の補償が組織され、「講和前置書」の再要求に動き出している。

これに対して、米政府側は、「講和前置書」に対する補償請求は、平和条約第一九条(四)項によって、日本国がすでに請求権を放棄している、と主張して、支払を拒絶している。ところが、果たして米國側のいうように、沖縄住民の「講和前置書」に対する補償請求権は、第一九条(四)項により放棄されたのであろうか。

二 平和条約第一九条(四)項に関する諸見解

これについては、一九六七年「日弁連沖報告書」の第四章第六節「講和発効前の損失補償に関する経過」講和発効前損失補償獲得期成会編「講和発効前補償解決の記録」(一九六九年発行)ならびに法律時報第四二巻第五号所載金城清子「沖縄返還協定の問題点」(一九七〇年四月号特集「沖縄」)に詳しいので、ここでは、これらを要約して紹介するにとどめたい。詳細は、右を参照せられたい。

1 アメリカ側の見解

前述のように、アメリカ側は一貫して、平和条約第一九条(四)項により沖縄住民の請求権も放棄されているから、沖縄

における「講和前置」の法的責任は米  
国にはない、との主張をとりつづけてき  
た。その基本的見解はすでに一九五五年  
六月七日連合軍最高司令部民事政局長  
マーカット少将の下院軍事委員会におけ  
る次の証言に示されている。

平和条約第一九条で、日本は米国の対  
するその国民のすべての戦争請求権を放  
棄した。したがって、沖繩の住民も、一  
九五二年四月二十八日以前については、そ  
の土地使用に対して合衆国に補償を要求  
する法的根拠を有しない。

一九五六年六月八日下院軍事委員会  
特別分科委員会報告書(いわゆるブライ  
ス報告)でも、全く右と同旨のことが述  
べられている。また現地沖繩でも米民政  
府は復元補償に関する具体的要求に対し  
て、同様の見解を述べて、これを拒否し  
ている。

2 日本政府の見解

日本政府は、沖繩住民の「講和前置  
補償」の責任が日米両政府のいずれにあ  
るかという点について、当初次のよう  
に主張した。一九五六年(昭和三十一年)  
七月二日衆院外務・内閣・法務連合委  
員会における下院外務省条約局長の答弁  
である。

マーカット少将の見解は、日本政府当  
局としては必ずしも同意していない。請  
求権の原因発生たる米軍がまだ向うに  
おり、請求権を有する沖繩住民は、現実  
に米軍の施政権下にあるという特殊な関  
係が統一しており、沖繩住民の福祉につ  
いて責任をもつ米軍がいるわけであるか

ら、第一義的には、米軍の責任において  
何らか考慮しなければならないという関  
係が統一しているわけであり、奄美大島が  
返ったときは平和条約だけで処理すると  
書いてなく、別の措置を設けたので、得  
来沖繩が返ったときは、平和条約だけで  
処理するということにならないと思う。

法的論議には明確でないが、「講和前  
置」については日本政府は法的責任  
はなく、沖繩の施政権者である米軍にあ  
るとの見解である。一九五七年(昭和三十  
二年)三月、日本政府が「〇億円の見舞  
金を出したときにも、同題旨の見解を述  
べている。しかし一九五七年(昭和三十  
二年)二月一日総理府南方連絡事務局  
長に寄せられた外務省非公式見解におい  
ては、沖繩住民の講和前置請求権、平和条  
約第一九条(四)項によって放棄された米  
側と同一解釈に立つた主張をしている。

その論議の主な点は次のとおりであ  
る。

(イ) 平和条約第一九条(四)項が沖繩地域  
に適用しないとすると、日本と連合国と  
の関係において戦後処理に因り未解決の  
大きな問題を残すことになる。

(ロ) 平和条約にいう「日本国領域」と  
は地理上特別の規定がない限り、原則と  
して沖繩地域を含むと解して矛盾はな  
く、一体的解釈を要することはない。

(ハ) 沖繩地域を日本の行政範囲から分  
離した昭和二年一月二十九日連合軍最  
高司令官宣言は、わが国の最終的領域に  
ついてのいかなる決定をも含むものでな  
く、平和条約にいう日本国領域が、右記

書にいう領域に限られるのは全く  
根拠がない。

(ニ) 沖繩地域は、平和条約によってわ  
が国が領土主権を失った地域ではなく、  
平和条約発効の前後を問わず、日本の領  
域であることに変わりはないので、当然  
に「日本国領域」に入る。

3 沖繩側の見解

「講和前置」を要求した沖繩住民の  
依頼をうけて米軍国において奔走した代  
理人(ヘンディング)弁護士は、沖繩側  
の立場において、米軍政府に対し、詳細  
な「諸願書」を提出したが、この諸願書  
において示された主張は、そのまま沖繩  
側の見解をあらわしており、これが米軍  
政府当局を動かすに相当の役割を果たし  
たと認められる。その要旨は次のとおり  
である。

(イ) 日本は一九四五年七月以降琉球諸  
島に対する統治権と行政権の行使を停止  
させられていたから、琉球人の請求権を  
主張したり消滅させたりする権利はな  
い。

(ロ) 琉球人は、米軍によって日本政府  
と交渉することを禁じられているのに、  
補償問題に限って交渉を奨励されること  
になる。

(ハ) ヘンディングは、米軍と日本との  
間の原則は適用されるべきであり、公正  
な補償なしに公共の使用に供するため  
する私有財産の接収を禁じた米軍憲法第  
正第五條は沖繩にも適用されるべきであ  
る。

(ニ) 米軍は、日本本土におけると異な

り沖繩においては、土地接収に対する補  
償責任を負うべき地元政府の地位にあ  
つた。

(ホ) イタリア、ルーマニア、ハンガ  
リー等との平和条約においては、接収財  
産に対する本國政府の補償条項が明記さ  
れているが、サンフランシスコ平和条約  
にはそれが無い。

(ヘ) 住民個人の請求権が消滅したとす  
るには、米軍が調印国となつてゐる条約  
ではその旨規定されるにからず、サン  
フランシスコ平和条約には、同旨の規  
定がないから第一九条(四)項は個人の権利  
を消滅させたものでない。

(ヘ) 日本の権利の発生、消滅に関する  
本条約の効力は、すべて条約の発効によ  
つて生まれた「日本国」について生ずるの  
であつて、第一九条の「米軍統治以前の  
日本国」に関する規定は適用されない。

(ロ) 米軍が一九五〇年、沖繩の使用地  
に対する地代を支払うとの政策を採用し  
たのは、講和前置の賠償請求権は第一  
九条(四)項の影響をうけないことを認めた  
ものである。

(ロ) 奄美返還協定(一九五三年)で  
は、請求権の放棄を規定しているが、講  
和前置の賠償請求権は第一九条(四)項  
すでに放棄されたはずである。このよう  
な規定は不要であつたはずである。

なお、ヘンディング弁護士は、こ  
のほか、米軍が一九四五年に沖繩の  
受託者としてその被保護者たる沖繩住民  
に対し何らかの補償措置をとるべきであ  
り、そうすることが、米軍にとって政治的

利益にもなることをつけ加えている。

三 講和前置の処理状況の概  
要

「講和前置」の法的責任はないとし  
て、沖繩側の要求を拒みつづけてきた米  
国は、官民あげての補償要求運動の高まり、  
沖繩側代理人である前記(ヘンディ  
ング)弁護士、沖繩問題に關心の深い米  
国国会議員(ジャッド下院議員、ダニエ  
ル・井上上院議員など)らの活動によ  
り、従来の態度を変更するに至り、一九  
五五年七月ブリス高等弁務官は声明を発  
して、すでに設置されてあつた「米琉合  
同土地諮問委員会」に講和前置に関す  
る審議権と弁務官に対する報告権を認め  
た。高等弁務官の諮問機関として、一九  
五年一月設置された米琉合同土地諮問委員  
会(米側側から四人、沖繩側側から四人で  
構成)は、その審議の結果が、高等弁務  
官から米本國政府に提出される意見書の  
基礎となるので、資料の収集、調査、研  
究にとりかかつた。これは、すでに一  
九五八年三月に結成されては「講和前置  
勸前補償獲得期成会」(沖繩市町村会、  
沖繩市村議長会、軍用土地連合会が構  
成)と、本土の南方同胞護衛会などの協  
力が大きく働き、不動産関係の損失補償  
として四二八三万五二二・八七ドルの  
要求をまとめた提案書、次いで人身被害  
関係補償として七五万六〇四・五ドル  
の提案書を提出し、高等弁務官によって  
米本國政府に送付された。

21—請求権に対する抗弁とその批判

一九六〇年一月のブリス高等弁務官  
の声明と、一九六一年四月のキャラウエ  
イ高等弁務官の声明とによって、一九四  
五年八月五日から一九五二年四月二八  
日の平和条約発効までの間の、沖繩住民  
の蒙つた土地に関する損失、人身の死傷  
に関する損害の補償を、法的責任からで  
はなく施政権者として琉球住民の福利に  
関心をもち、解決する旨が明らかに  
された。その結果ブリス委員会(一九  
五〇年七月一日から五二年四月二八日  
に於ける期間)の土地に関する補償請求を審議  
する、キャラウエイ委員会(一九四五  
年八月一日から五〇年六月三〇日に至  
る期間)の土地に関する補償と一九四五  
年八月一日から五二年四月二八日に至る  
期間の傷害、死亡に関する補償の各請求  
を審議する)を設けて、検討を加え、損  
失額をそれぞれ決定し、米國議会の補償  
法(支払権限付与法)立法の資料として  
提案された。

かくて、一九六五年八月二日右補償  
法案は米本國上院を通過し、次いで同年一  
〇月八日下院を通過し、一〇月二八日大統  
領の署名を経て公布され、明年度資金を  
要請する旨発表された。しかし、補償金  
支払いの支出金審議で手間どり、幾多の  
曲折を経て、実際に沖繩の被害者らに補  
償金支払いが開始されたのは、六七年  
二月であつた。五五年、「講和前置」が、  
始めて公けに問題にされ、それへの  
沖繩側のとらえと努力が開始されてか  
ら二年目のことであつた。結局、日本  
政府から一括支出された見舞金(一九

四 結び—平和条約第一九条(四)  
は適用されない

前述の米国の支出した「講和前置」  
は、米軍には沖繩住民が平和条約発効前  
に蒙つた損害、損失について賠償、補償  
をする法的義務はないとの立場から、恩  
惠的な見舞金として交付されたものであ  
るとするところ、第二款で述べたよう  
なことは明らかである。そしてその理由  
に、平和条約第一九条(四)項により、沖  
繩住民の請求権は放棄されたからである  
といふことであつた。

しかしこの見解は誤りであるといわ  
なければならない。前記(ヘンディング)  
弁務官の諸願書に示された見解こそ、基  
本的には妥当なものと考え、平和条約  
第一九条(四)項は、沖繩および沖繩住民  
には適用されないとする論議を重復を厭  
わず要約すると、次のようにならな  
い。

(イ) 日本は、平和条約締結の前  
を問わず、沖繩に対する統治権を失つて  
いたことは「ニミツ布告」、「若干の外  
陸地域を政治上、行政上日本から分離す  
ることに関する覚書」等によって明らか  
である。したがって日本政府は沖繩住民

の請求権を処分できる権限はなかつたも  
のである。

(ロ) 文理解釈の点からいっても、同条  
約の他の条項の場合とくに区別して、  
第一九条(四)項の場合にのみ、「日本国領  
域」中に沖繩地域を含めしめる理由はな  
らない。

(ハ) 近代国家は国民主権の原理の上  
に、国民の信任をうけて存在し國家行為  
を行なうものであるが、平和条約締結時  
沖繩住民は、日本国民としての意思を  
國家行為に反映させる道徳的形式にも実  
質的にも完全に与えられていたのである  
から、第一九条(四)項が沖繩住民にも及  
ぶとするのはこの原理に反する。

(ニ) 平和条約で請求権の処理について  
規定するのは、戦争ないし占領の終了に  
伴い、それまでの相互の請求権を清算す  
るためであるが、沖繩は平和条約締結後  
も同じく米國施政権の下に占領状態が維  
続してゐたのであるから、平和条約によ  
つて、占領の終了した本土と異なりな請求  
権について清算する必要も、また前提も  
なかつたのである。

このように、沖繩住民の「講和前置  
書」に関する請求権は、平和条約によ  
つて放棄されることなく、依然として  
存在するものである。

したがって「講和補償」のさいの、いわゆる補償もれ、申請もれについても米側は責任を免れることはできないというべきであり、沖繩住民は「講和補償」につき、全面的な補償を要求する権利があるのである。

なお「講和補償」のなかで、当然その対象となるべきものでありながら、取り残されたものがある。それは、戦中もしくは戦後間もない時期に、米軍によって行われた、人身損害、財産損害である。

このうち、八月十五日以後の損害についての補償は布令第六〇号によって、一部行なわれたことはすでに述べた。それは、井戸、石垣、墓等、痕跡が比較的残りやすいものが主な対象となった。しかし、住家、倉庫などは極めて少ない。これらは戦中に滅失したという理由で、補償の対象からはずされたが、戦後で使用に耐える状態に残っていたものが、相当数あったと思われる。沖繩本島中部、西海岸に上陸した米軍は、当初日本軍のさしたる抵抗にあわなかったために、上陸直後数キロ前進したといわれる。そのため、米軍前線の背後にのこされるかたちになった村落では、艦砲射撃、爆撃で破壊された家屋は、そのまま残ったのである。調査団が、嘉手納、北谷、南村で面接した人びとから、それを確かめることができた。

宿泊したものもある。また、占領直後に、米軍の手によって害虫をせよ衛生上の措置という名目で破壊され、焼かれてしまった家屋等もある。敗戦後、長期にわたる強制収容されていた住民が、部落にかえりみると、部落が全部基地にとりこまれ、残存した家屋もなくなっていたものが多い。

布令第六〇号による「講和補償」には、一九四五年八月十五日以前の損害は全く除外されているが、この除外は、理論的には根拠に乏しい。敗戦前であった米軍による施設等の破壊が戦時国際法によって許されない場合や破壊そのものについては、速かな補償がなされるべきである。

ところで残存家屋等の破壊については補償を請求できるけれども、問題は立証の点にある。米軍は、国際法上許されない住民の強制収容を続け、そのことについて所有者の確認を困難にした。その点を考慮すれば、証拠が、ひそかに収容所をめぐらして、部落の様子を見にきた者の供述にのみとどまる場合であっても、これを認めるのが、衡平の原理にかたくなであろう。また、米軍基地内に残っていた家屋などは、他の者の立ち入り禁止していたのであるから、それが失われれば、米軍の手によって破壊が行われたという推定がなりたつのである。

一編「沖繩の証言」(昭和四六年九月、中央公論社)一三四頁以下には、一九四五年六月三日、沖繩本島南部の糸満町(旧高嶺村)岡吉の部落で、一般避難民四五〇人が、米軍によって射殺されたことが、住民の供述として記載されている。戦時国際法は、捕虜の殺害を禁止しており、米軍は日本占領中にB級戦争犯罪として米軍人捕虜殺害を訴追し、死刑をふくむ処罰を加えたことは周知のとおりである。まして、一般住民に対する殺害は許されるべくもない。米軍の支配下において、言うことをばかきる事情にあり、この種の問題も公然と発言することができなかったと思われる。このような事件は、おそらく、岡吉部落のみにとどまらないであろう。復讐が急がれている今日、米軍の支配下では、発言をおさえておかなければならなかったであろう沖繩住民の損害についても、調査がなされ、公正、適切な措置がとられることをのぞむものである。

平和条約発効前の損害、損害という場合本土より早く戦行為が終った沖繩については、これを一九四五年八月十五日以降に限定しなければならぬ合理的理由は全くないのであるから、平和条約第一九条を論ずるさいには、右の点も含めて全面的解決をはかる必要がある。(註一) 右は、キヤウウェイ委員合関係の支払額である。

(註二) 補償法又は支払権限付手続の正式名称は一九四五年八月五日より一九五二年四月二日に至る期間における米

国軍及びその要員の作爲又は不作爲により生じた人身の死傷及び損害並びに私財の没収及び損害に對し琉球列島の特定の住民に支払ふべき限度を付する法律で、米国防法八九一九六号として公布された。これは「二〇〇ドルの限度での支払いを認めたものである。なお、沖繩現地では、一九六七年一月一〇日布の高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和補償請求の支払いについて」にともなうて支給がなされた。

(註三) 「講和補償」で支払の対象とされた補償項目は次の二項目であった。

(一) 土地使用料 (二) 復元補償 (三) 水利補償 (四) 人身傷害及び死亡 (五) 立毛 (六) 樹木立木竹 (七) 薪炭材 (八) 建物使用料 (九) 建物破壊 (一〇) 井戸 (一一) 石垣 (一二) 貯水タンク (一三) 破壊地補償 (一四) 貯水工場 (一五) 但しこれは支払はなされず (一六) 沿岸漁業権 (一七) 建物移転費 (一八) 残地補償 (一九) 不法行為による賠償損害

(註四) 日本政府の支出した「見舞金」については、次節「見舞金の法的性格」でふられている。

## 第二節 見舞金の法的性格

### 一 見舞金の種類

ここで見舞金というのは、法令上その支払義務が規定されていないにもかかわらず支出される金員を指すこととする。したがって、一旦法令でその支払について定められることとなれば、その段階から、右の意味の見舞金ではなくなる。となす。しかし、法令で定められたとしてもその内容が恩恵的で、単に政策的なものであるにすぎない場合も実質的には見舞金の性格をもつと思われるので、これも広い意味では見舞金といえるものとして、一応念頭におくこととした。

このような意味での見舞金として沖繩で考えられるものとしては、たとえば次のようなものがある。

(一) 一九五七年九月九日、日本政府が沖繩軍用土地等見舞金処理委員会の委員長宛一括交付した一〇億円

(二) 高等弁務官布令第二〇号「賃借権の取得について」により支払われた金員

(三) 高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和補償請求の支払について」により支払われた金員

(四) 外国人損害賠償法(註)により支払われた金員

右のうち、(一)は、法令の規定にもよ

ないものであり、(二)(三)は、一応法令によるものではあるが、金額の制約、金額決定機関の性格、不服申立手段が前提とされないなど、種々の点で手続に疵がある。これらの手続は住民が有する賠償請求権等の権利を、権利として正しくとらえたものではない。したがって、その支払も、本来有する支払義務の一部の履行にとどまるものであって、これを受領しているからといって、残余の請求権が消滅しているわけではない。

今後、沖繩住民の請求権問題を、見舞金の形で処理するのは、沖繩住民の受けたい損害をいまいなままとし、その賠償をおいにくくすることにはかならない。特別立法を考慮するとしても、その請求手続、審査機関、不服申立方法など、権利行使に適正な道を考慮する必要がある。前記(四)ないし(三)のうち、(四)および(三)につき、その性格を考察することとする。

### 二 日本政府の見舞金

一 経過概要

沖繩では戦後、各地で米軍に土地を接

取され、その補償もないまま、平和条約が発効した。同条約第一九条(四)項で日本国と日本国民の対米請求権は原則として放棄することとされたので、一九五五年六月に、沖繩から平和条約発効前(講和前)補償を含む軍用土地問題に関して陳情団が米政府を訪問したさいも、右条項を理由に補償を拒否された。

その後、右陳情団代表の東京での各方面への陳情、在京沖繩出身者で構成する沖繩土地問題解決促進委員会の結成、一九五六年(昭和三年)の沖繩代表の政府・国会への懇談、一七億円の補償要請を内容とする陳情書の提出、同年四月の沖繩軍用土地委員会委員合会长等の同意、一六九億円の補償要請の諸願書提出、五月の衆院外務委員会と六月の内閣委員会での「沖繩における講和補償」をめぐり、一二月、自民党沖繩問題特別委員会は、「平和条約発効前の米軍の軍用地接収によって、沖繩住民の蒙っている損害については、政府をして強力に対米交渉を行わしむること、但しこれら住民の目下の状態は、対米交渉を待つことが許されない窮状にあるので、差し当たり見舞金として五〇億円程度を立替支給する措置を政府をしてとらしたること」との方針を決定した。

一九五七年(昭和三年)三月の国会では、沖繩住民に二億円を支給する旨の補正予算案が提出、可決された。そこで九月九日、政府は沖繩軍用土地等見舞

金処理委員会委員長あて見舞金一〇億円を一括交付した。(一億円は外地引揚費用者などへの特別支出金。ただし、将来沖繩住民が米軍から補償または見舞金を受けようとした場合は、そのうち一〇億円に相当する額は国庫に返還または補償せしめる旨閣議決定された。(これら経過の詳報は、一九六七年沖繩報告書一九一頁以下、とくに一九六七頁を参照)。

### 2 その法的性格

右のような経過で支払われたものであるから、右の一〇億円は、法律に規定された支出ではない。その支出を求める法律上の根拠はなく、もっぱら政治的な配慮によるものであるから、その意味では、見舞金の典型ともいえず。

政府も一九五七年(昭和三年)三月の、一〇億円の金の性格に関する答弁で、日本政府には「講和補償」について法的責任はなく、施政権者である米側にある旨述べている(もともとその理由は必ずしも明らかでない)。したがって、政府自身の意識の上でも、見舞金と考えられていたことは明らかである。

しかし、見舞金は、本来返還を予定しないものである。しかるにこの一〇億円については、前述のように、将来米軍から補償あるいは見舞金を受けられる場合に一〇億円相当額は国庫に返還または帰属することとされている。究極的には国の負担にならないことが前提とされている。したがって、見舞金というよりも立替金あるいは仮払金とでもいふ方が一層正確

である。つまり、見舞金にすらならないと考えられるのである。

### 三 布令六〇号による金員

#### 1 経過概要

講和前置債についての沖繩側の対米活動も一九五五年以来続けられている。一九五八年三月に講和発効前補償獲得期成会の結成、南方同胞協議会から米人弁護士ヘンディングガ氏への講和発効前補償問題についての対米活動依頼、同氏から米國務・国防両長官への請願書提出、それによる米國政府の姿勢転換、高等弁務官の諮問機関としての米琉合同土地諮問委員会の審議、沖繩の前記期成会の補償総額の算出(不動産関係四二八三万五二二・八七ドル、人身関係七五万六〇四・五二ドル)、などの経緯がある。

さらに、一九六〇年八月のジャッド議員の沖繩への補償をさせる目的で、金額を支出する権限を琉球政府に与える法案の提出、沖繩での補償問題審議のための米琉合同委員会の設置、同委員会での検討、沖繩側の陳情活動が続いた。米國でも一九六四年八月三日、陸軍省提案の二〇〇万ドルの支払を規定した補償法案が第八八議院に提出された。法案の名称は、「一九四五年八月一日より一九五二年四月二日に至る期間における米國軍隊及びその要員の行為又は不作業により生じた人身の死亡及び傷害並びに私有財産の使用及び損害に対し琉球列島のある特定の住民に支払をなす権

限を付与する法案」となっている。同法案は翌年の第八九議院に再提案され、上下両院を通過し、同年一月大統領署名を得て、公法八九一・二九六号として成立した。(その経緯詳細は、一九六七年沖繩報告書一九七九頁参照)

同じ議会で公法八九一・一九九号によって、資金の支出も認められるに至り、これを受けて一九六七年一月一日、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前置債請求の支払について」が公布され、同月一七日から施行されることとなったのである。

2 布令六〇号の支払金の法的性格  
布令第六〇号の根拠となる公法八九一・二九六号の内容をなす米國上下両院の決議は、次のように述べている。

「...対日平和条約第一九条により、琉球住民を含む日本国民の一切の請求権に対し、米國の法的な責任は免除され、その結果、前述の損害に対して米國は補償をしていない。...米國軍隊又はその要員の行為に附随して損害を蒙った琉球住民に補償をなすという事は、琉球における唯一の施政権者として、米國が琉球住民の福祉に寄せている関心に特に一致する。この恩恵的補償の支払は、琉球住民の福祉を促進させることにより、米國の国家安全上の利益、外交政策、及び外交関係を助長するものである。...」  
このように、米國では講和前置債につき法的責任はないと考えられているから、講和前置債に対し金銭を支払うのは、「恩恵的」である。この考えは、布

令第六〇号の前文に二度も「恩恵的支払」との表現が出てくるところにもあらわれている。

また、支出の上限を定めている点も恩恵的性格を示している。公法八九一・二九六号は二〇〇万ドルを支払う上限とし、本米一定の要件ある場合に賠償をみとめるという考えに立つならば、額の制限という考えには結びつかない。また、請求の時期も過去になされたものという風には限定しないで、布令施行後相当期間を設けて権利行使の機会を与えるはずである。したがって、大量の補償も

### 第三節 外国人損害賠償法による支払及び請求却下

#### 一 外国人損害賠償法による支払の性質

外国人損害賠償法による支払の恩恵や請求却下の効果を論ずるためには、まずその支払がいかなる性質をもつかが前提となる。すでに広く論じられているように、外国人損害賠償法はその制定目的が「相当な損害賠償請求を早急に解決することに」より親善関係を維持促進するため「To promote and maintain friendly relations through the prompt settlement of meritorious claims」(A)項Vである。損害の回復に資することがあるとして

れも生じないであろう。

この二〇〇万ドル以内の支払は、実際は、前述の一〇億円相当分を控除し、さらに市町村に対する補償分九六万ドルは、公共施設に投資したとの理由で控除したうえで、手続に移されている。このことは、布令第六〇号による支払金の恩恵的・見舞金としての性格を端的に物語っている。

(註) 外国人損害賠償法(Foreign Claims Act)は、外人補償請求法とも対外的賠償請求法とも記されているが、いずれも米國連邦法典第一〇編第二三四節ないし二七三五節を指す。

ても、損害賠償請求を沖繩住民の固有の権利として認めた上で、これを救済することにあるのではない。米國の対外関係の友好の維持という政治的必要性から、便宜の、行政的の、いわば恩恵的なものであることに注目しなければならぬ。これは、この法の構成上も、住民に対し権利を認めるような構成をもたず、各軍の長官に対し、損害賠償事務を担当する将校や委員会を任命してこれら者に一万五〇〇〇ドルの範囲で解決し、支払う権限を与えるという形をとっていることから明らかである。なお、この支払権限を軍に認める米國の国内法である。そのような意味で住民が損害賠償を請求

できるのはこのように米軍担当官に支払権限を与えられたことの反射的效果であるに過ぎない。

だからこれら権限を与えられた米軍の担当官は、米軍が加害者であるにもかかわらず、最終的な決定機関であり、住民はこの担当官に対して、また米軍に対して、その裁量にもとじて提供された金額の多少の問題を権利として主張することができず、裁判において争うこともできない。このような性質の支払は、いわば「見舞金」であるといえても法律上の意味における損害賠償とは見なされない。

#### 二 支払受領の効果

このような性質の支払であるから、これを受領した場合、被害者としては損害の填補となつたという意味で弁済の一部には充てられるとしても、それは請求権を全部消滅させるものではないといえる。

ところが、外国人損害賠償法は、提供された額を「満額の弁済として」(Full Satisfaction)受領しない限り支払わないことを規定し、またこの法律にもとづく損害賠償請求の解決は、他のいかなる法の規定にもかからず最終的かつ決定的なもの(Final and conclusive)であるとされている。

これにもとづき、請求書中には不動産文字で「私は本請求の此の額を充分な満足と最終的解決として受領することに同意

いたします」と印刷されており、支払の通知書にも、「賠償要求の十分な補償および最終的解決として承諾されるなら支払う」とある。

受領者はこのような文言を読み、その意味を熟知して受領したといわれてもやむをえない状況にある。しかしこの場合、受領者は果たしてこのような支払の受領により請求権を消滅させ、何ら残債はないといえるのであろうか。米國は沖繩において施政権を行使しながら、基本的権利である身体、財産を侵害する行為を受けた場合に世界人権宣言第八條に規定する「権限ある国内裁判所による有効な救済を受ける権利」を保障せず、加害者の一方的な便宜的な救済手段をおくにとどまった。このため受領者は、他の公正な手段を期待することができず、いかに不服であってもこの法による支払を受けねばならない立場に置かれた。したがって沖繩住民の被害者はこのような支払であっても、このような文言が印刷され知らざ

れていてもそれを理由に支払を拒否することを期待するといふことはできなかつたのである。このような不正なやり方で解決してきた米軍側にもこの問題の責任があるのであつて住民側にはない。したがってこの様な規定、印刷された文言は、支払受領後も請求権を完全に消滅させるものではないと考える。

#### 三 請求却下の効果

外国人損害賠償法がこのようなものであり、しかもその請求に対する審査が加害者側の一方的な判断なのであるから、請求却下もならこの請求権自体には消長を来さない。なぜならこの「却下」は加害者による支払の拒絶でしかないからである。また、この「却下」に対して司法的救済の道も開かれていないのである。したがって被害者はこの却下によって何ら影響されることなく、請求権の主張がなされるものといふべきである。

### 第四節 土地裁判所裁定の効力

沖繩における米軍用地は、各論第一章序論「米軍による土地接収の経過と制度」においてのべるように、布令第二〇号にもとづく基本的賃貸借契約を土地所有者が提出していることの有無にかかわらず、実質的にはこれを見れば、すべて強

制的に接収されたものといつてよいと思われる。米軍は、占領直後は実力により、その後は布令によって土地接収をしているが、取用そのものは、制度として争う方法がないのである。米軍は、取用の強行による政治的配慮を別にすれば、

自由に、ほいだけの土地を接収できることになつてはいる。

土地接収にもなる補償も、基本的に米軍の一方的意思にかかっている。そして、これに不服な場合は、補償の条件についてだけ訴訟ができることになつており、現在、軍用地についての訴訟は、米民政府の機関である「土地裁判所」が管轄している。

沖繩返還協定第四條と、これについて日米両国政府代表によって合意された議事録の第四條一項に関する部分によれば、この土地裁判所の管轄に属する請求権は、日本政府がなした請求権の放棄をふくみず、このような請求権を取り扱い解決するための米國の機関が、協定の発効後もおかれることになつてはいる。土地裁判所に係属中のもの、もしくは係属すべき事案は、沖繩の日本復帰が実現されたものにおいても、この土地裁判所に類似する機能を當てられ、定められ、ひきつづき、そこで審理され、裁定されることが予定されている。

琉球政府の「軍用地等に関する提案」の第六項「土地裁判所訴訟事務の処理について」によれば、軍用地料の訂正を要求する訴訟として、一九七〇年五月末現在六九一八件、一万七八八筆が係属中である。また海上演習等にもなる漁船の操業制限等によって生じた漁業損失は、平和条約発効後については、全く補償されていないので、これも土地裁判所に訴訟中であるが、七〇年五月末現在で訴訟中のものが二七件ある。

後述するように、従来訴願が容認され... 土地裁判所の設置については、...

その根拠法令は、一九五九年一月二... 土地裁判所の設置については、...

のものは、この土地裁判所で争えない... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

この変更要求の中で、特殊なものとし... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、米国防長官の任... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

るといふもので、軍用地は米軍の接取... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

地権利者と被訴人である米国防政府... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

められたものである。土地裁判所の判事は、米国防長官の任命に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

裁判所への訴願は、すでに見たとおり... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

保有者の権利要求が、日米両国政府の... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

は米陸軍沖繩地区工兵隊の補償条件の... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

27-請求権に対する抗弁とその批判

米軍の沖繩統治の期間を、一國の通常... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

第五節 消滅時効について

請求権については、その法的性格... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...

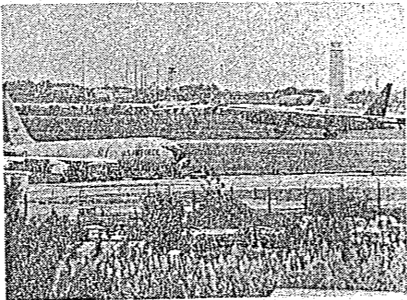
土地裁判所の権限は、「取用宣言書に... 土地裁判所の権限は、「取用宣言書に...



は、そもそも消滅時効制度を適用しうる法的基礎を欠くものといわなければならない。消滅時効は、権利を行使することに法律上の障害がないにもかかわらず、これを行使しないことにより進行するが、対米請求権に関しては、請求による権利行使の不可能という根本的な法律上の障害事由が存在するのである。したがって、施設権返還前において、対米請求権が消滅時効により消滅するということや消滅時効が進行することはありえないといわなければならない。

3 なお布令第一〇号は復元補償の請求期間を土地の返還の三〇日前までとし、また外国人損害賠償法は請求期間を事件発生後二年以内と定めているが、期間内に請求をしなければ請求権は消滅するに過ぎない。この請求権は、請求権の行使の不可能であるから保護に値しないという理論が成り立つであろうか、一つの問題点ではある。しかし、すでに見たとおり、これら法令が司法的救済制度としての裁判手続を欠如していること、請求期間の限定が法的安定の見地から定められたものではなく専ら行政上の便宜に基づくものであること、被支配者としての立場から生ずる諸種の制約等を考慮するとき、単に期間の経過によって請求権が消滅したとみなすことは無理であろう。

論議 土地に関する損害



土地に関する損害

序節 米軍による土地接収の経過と制度

沖縄の米軍基地の面積二五三平方キロのうち、私人の所有地は、約一三万七〇〇〇区画、面積で約二〇〇平方キロに及び、この所有者は、ざつと三万八〇〇〇人といわれている。国、県有地の大部分は、沖縄本島北部にある演習地であり、山野であること考えれば、経済的価値からいって、民有地の占める比重が、単なる面積の比率の示す数字よりも、はるかに大きいことが注意されなければならない。基地としての成り立ちを考えると、これら民有地の大部分は、米軍が日本軍との戦闘行為の結果として、占領した土地を囲いこんだものである。一九四五年（昭和二〇年）八月一日、日本政府が、ポツダム宣言を受諾することによって、連合国と日本との間に、全面的な休戦状態がもたらされたのちにおいて、沖縄にいた米軍は、非戦闘員である民間人に対して、収容所に強制収容を続けた。その間に、米軍は、基地建設その他必要とする部分を内部的にきめ、一九四五年一月から、彼らが不用と考えた部分を指定地として、住民を収容所から解放することを始めた。この移動は、翌四六年半ばで大体おわったが、一度指定されたところから二度三度と移動を命じられることがあり、四七年後半までかかっている。住民は、収容所から解放され

たからといって、自らの住家またはその跡地にただちに帰れるというわけではなく、部落が、軍用地に囲い込まれて、全部落民が他の部落に移り、そこに居住地と耕作地を割当てられて生活するという状況が多々みられた。沖縄本島中部の基地密集地帯では、割当制度の廃止された現在も旧割当地における生活が続けられている。沖縄における米占領軍の住民の土地の使用は、接収とか取用とかという言葉により与えられる通常の概念を超えている。接収といえは、居住者または所有者の事実上または法律上の支配を前提として、その支配を排除して、接収者の支配下におさめるのであるが、沖縄の米軍は、住民の所有または占有そのものを全く無視していた。

米軍は、沖縄地域について占領そのものに、私権的な意味における支配をも含めてしまつて、占領の名によって住民の私的権利を全く排除してしまつたのである。そして、将来の拡張の見通しをふくめて、欲しいだけの土地をその支配下に取り込んでしまつた。非戦闘員を、強制収容所に収容すること自体、種々の理由がつけられるにしろ、国際法上極めて問題のあるところであるが、全般的な休戦状態になつたのちにおいても、長期にわたつて抑留をつづけたことは、戦時国際法の違反といふべきである。まして、い

わんや、休戦後の強制収容の間に、私人の土地を取り込んでしまふことは、これを支持する根拠を欠くばかりか、ヘーグ陸戦法規の明白な侵犯である。

米占領軍によって、生活の基礎となる土地を取り囲まれた沖縄県民は、これを承認しなかつたことは勿論であるが、収容所から解放されたものも暫くの間は、文字通り庶士化した沖縄において、その日の生命を守るために全力を傾けなければならなかつたので、土地に対する要求は、現実のものとならなかつた。この間、米軍は、私人の土地の使用についても、何らの補償しなかつた。仮りに、これらの土地の使用が容認せられるとしても、ヘーグ陸戦法規第五二条に規定されている私有財産の徴発に準じて、補償がなされるべきであつた。

一九四五年四月から六月にかけて、沖縄における日米両軍の戦闘は激烈であり、沖縄本島中南部の山野は、戦火によってその地勢をあらためるにいたり、土地の境界も判然としなくなつた。加えて米軍が囲い込んだ土地は、大規模な土木工事が行なわれて、もとの形状が失われにいたつた。また、地籍を示す図面、文書も、焼失または紛失してしまつた。これらの土地の境界を定め、その権利関係を明らかにすることが、必要なことはいふまでもない。土地所有権認定事業は、一九四六年二月二十八日附米軍政府指令第一二二号によって開始された。しかし、その頃は、住民の収容所からの解放

ごめんだ。土を離れて農民はどうなるか。石油業者が誘致されれば高なるほど活気があがるかもしれないが、しかしだからといって高の人たちの生活が楽になるかというところは疑問だと述べている。

その後、ゴルフ社がさし向けた測量隊を、反対派の人たちが阻止したり、会社側の者がビケを敲って予定地に立入り強行するなどの経過があり、こうしたなかでゴルフ社と与野村材長との間で土地賃貸契約の仮調印が行なわれるなど、対立は緊迫化している。

2 一九六七(昭和四二)年七月、琉球電力公社による変電所設置のための那覇市上間東原の北東約一〇〇メートルの地点の土地約一〇八六坪の買収計画が明らかとなり、地区住民、地主の反対をよんでいる。この予定地は、肥沃な一等地で生活のよりどころであること、関係部落は、すでに架設されている高圧線と変電所によって大きな被害をこうむっている、という反対の理由がある。

(c) 最近の沖縄論議のなかで、アメリカの極東戦略の中に占める役割について、軍事的価値が減少したとか、核基地としての意義も低下の傾向にあると説く議論がでてくる。この論議の当否はさておき、としても、われわれがこれまで見て来たところによれば、沖縄の基地は急進的に拡大されていくというところである。いたるところで土地の新規取得が行なわれて、大浦道路、兵舎群、総合補給センターなどが新設され、農耕地がつかさ

れて基地の施設に提供されているという現実、誰の目にも明らかである。このような米軍の土地取り上げに対して、県民の、生活と生命を守るための抵抗も、ますます強力なものとなり、組織化されてきている。

新規取得で最も問題となっている具志川村尾布、糸満町喜良哉、知念村志喜屋、山里、および与野村材長等に占める土地を守る会については、すでに述べたところであるが、一九六七年(昭和四二)年五月二〇日には鹿谷村でも土地を守る会が結成された。

このような各地で新たに結成された、またはすでに結成されている土地を守る会が、余剰的な結合になるのは必然であろう。余剰的な土地を守る会連合会結成の動きは、われわれの第一次調査訪問の際、すでにあったようであるが、一九六七年(昭和四二)年五月二八日、米軍の土地取り上げに対しては、伊江島、尾布、志喜屋、山里、宮城島、鏡谷、コザ、寄宮の七つの土地を守る会が団結して「金浦沖土地を守る会連合会」が結成された。そうして、土地採取即時中止要求の総会決議と宣言を採択した。この宣言によれば、県内諸団体が全動労県民との共闘を強めつつ、必ず土地を守り抜くことを誓うとともに、①土地採取の即時中止、②基地撤去、③米軍撤退、④ベトナム戦争中止、⑤沖縄の即時無条件植民権回復、⑥土地採取阻止県民共闘、などの実現のために、闘うことを明らかにしている。

## 第五節 国県有地の米軍による管理使用

### 一 沖縄所在国県有財産の数

沖縄に所在する公有地(国県有地)の数には必ずしも明確に把握されているとはいえない。それは、主として米軍政府が公有地の管理使用状況の詳細を公表しないことによるものであるが、反面において、日本政府自らも具体的な調査をしていないようである。そのほか、日本軍隊が戦時中に使用した軍用地につき買上げ地か、借上げ地か不明部分があること、戦争により地形の変化した部分もあり、登記関係書類も不備であること、戦後米軍による埋立や港湾整備が行なわれて増減を生じたこと等により、正確な公有地の数把握は一層困難となっている。

(1) いちおう所管部局である行政庁総務局用管理課にある一九六四年(昭和三九)年頃の資料によれば、次のとおりである。

琉球政府(移管になった)一九六二年一月二日高等弁務官指令第二号、  
「国県有森林原野の管理」により、森林原野八五九四万九千九百七十五坪(国有地八五九四万九千九百七十五坪、県有地二五八万八千五百七十五坪)

米軍政府が直接管理している森林原野二六七二万八千八二〇〇坪(国有地二六一万三千六一五坪、県有地六〇万四千六六七坪)

米軍政府が琉球政府へ無償で使用させている宅地、農耕地(具体的には行政庁管の存する場合)として、  
七二万二六〇〇坪(国有地五八万四千九百九十九坪、県有地一三万五千五百七十一坪)

米軍政府が直接管理している宅地三四四万九千九百六二坪(国有地二九三万四千九百七十九坪、県有地五〇万九千三百八十三坪)

米軍政府が住民へ有償で貸付している宅地農耕地二〇〇万三〇一四八〇〇坪(国有地一九〇万三〇一坪、県有地三〇万三〇一坪)

以上合計一億二九百九十七万七千七百三十三坪

〇〇坪

(2) その他の資料(一九六七年現在)としては、  
国有地九万九千三百〇二坪(約一億九千九百九十八〇〇坪)  
県有地四九万九千九百一〇坪(約六億九千九百九十八〇〇坪)

このうち、九五%は琉球政府の管理する森林、二万二〇〇〇エーカー(有用農耕地として使用のもの、国県有地の残りは空港、道路及び一五〇〇エ

### 1 カリが住民への貸付地、等の数

米軍政府が住民へ有償で貸し付けている宅地農耕地の賃料については、用度管理課の説明によれば、米軍政府は行政庁からのたびたびの要請にもかかわらず、一九五八年以降全く明らかにしていないことである。ただ、同課の琉球立法院に対する説明によれば、その推測によれば、年間の収入は、宅地六二万九千八百〇〇坪(坪あたり平均賃料一・八ドルとすると、歳入二二万三千七百九十九ドル)、農耕地二二万三千七百九十九坪(坪あたり平均賃料一・八ドルとすると、歳入四〇・二二ドル)とされる。米軍政府は、これを米軍政府自身の収益として「米軍一般基金」に組み入れている。なお、米軍政府が無償で使用している国県有地は、合計三〇一六万二千四百二五坪でこれに対する賃料が入ったと仮定して計算すれば、坪当たりの平均賃料を〇・一一ドル(金庫用地の坪当たり平均賃料)とみて、年間三三二万七千八百七十九ドルの利益を得ている。

### 二 国県有地の法的地位

(1) 県有地については、琉球政府は「沖縄県」の財産の管理処分権を有せず、県有地は法的には国有地と同じ扱扱いを受けるものと思われる。

(2) ヘーグ陸戦の法規則例に関する法規は第五五(国有不動産)で、占領地は敵国に属し且占領地に在る公共建物、不動産、森林及び農場に付いては、其の管理

者及び用益権者たるに過ぎざるものなりと考慮し、右財産の基本を保護し、且用益権の法則に依りて之を管理すべし」と定めており、「占領軍は(国有不動産)を没収し、又はその基本を毀損し、若しくはその用途を変更するが如きは違法で、斯る違法行為に対しては賠償の責任がある。」、「森林の伐採も前記条文の拘束を受け、用益権の法則に依りて之を管理するものなること勿論である。(信夫澄平、戦時国際法講義第二巻八〇七頁)

占領軍は、国有財産の果実を取得するのみで、戦争遂行上やむをえない場合以外は森林を荒廃させることはできない(オマペンハイム、国際法第二巻三九七頁参照)と解されているが、在沖米軍の公有地使用状況は管理の態様ばかりでなく、量的にも占領目的の必要範囲(平和条約第三条による)としてもその範囲は外延においておおむね一致する)を超えるものであることが明らかである。

(3) 米軍は、公有地を使用する場合、あまり土地取用上の問題を生じないため、安易に広大な公有地を使用している模様であるが(たとえば、プライスマットの北部において広大な土地を利用して本営の公用地であるので土地取用上の支障を必要とせず、またそれを使用することによって実際に土地を失う人もいないであろう)、余剰土地のない沖縄において、宅地である林野であることを問わず、公有地をいかに使用、収益するかは

沖繩県民の福祉に重大な影響を有している。琉球政府も公有地の返還要求を米軍政府に対し五回も行なっているが、返答がないことである。

(4) 米軍政府による琉球政府への無償貸付(前掲)は、右に述べた管理権の性質から見て法的には問題があり、占

## 沖繩救済書(日米連)一九六八年一月 第六節 平和条約発効前の損失補償 に関する経過

一 講和発効前補償の経緯

(1) 沖縄における米軍使用土地等に関する補償について、平和条約が発効した一九五二年(昭二七)四月二十八日以後の分は解決したにもかかわらず、講和前後問題の解決がいちじるしく遅れ、かつ難航したのは、プライスマットに対する激しい反対運動によって、講和前後補償の運動が一時中絶したことに由来する。それよりも、米軍政府が、終始一貫して講和前後補償の法的責任がないとし、これを拒否してきたことが、大きな原因であった。

たとえば、米軍は、沖縄における講和前後補償の法的責任がないとし、一九五五年(昭三〇)六月七日陸軍省民事務局局長マーカット少将が、米軍下院軍事委員会、日本は米軍に対する国民の戦時賠償要求をすべて放棄している。したがって、琉球人は、一九五二年四月二十八日以前の土地取用上に於いて、米軍に補償を要求する何等の法的根拠をもたない、と証言し、また、一九五六年(昭三二)六月一日の米軍下院軍事委員会、プライスマット特別分科委員長は、対日平和条約で、日本は、米軍に対するその国民すべての戦争請求権を放棄した。したがって、琉球人は講和前後補償を要求する法的根拠を有しない旨、前同様の見解を發表している。

さらに、現地沖縄においても、美里村の損害賠償請求ならびに解放土地の復元請求に対する、一九五六年(昭三二)八月三十一日付米軍琉球民政務局から琉球政府行政主席に対する書翰において、対日平和条約第九九条(4)は、一九五二年四月二十八日以前に発生した事務から生じた沖縄住民の請求権は放棄されたこと規定してあ

るとし、これを拒否した。

なお、コザ市解放地の復元補償請求に  
対する一九五七年(昭三〇)五月二四日  
付米國琉球民政務官から琉球政府行政主席  
に対する書簡において、確認第九四号修  
正二号により解放された土地に關し、陸  
軍工兵隊は関係村当局に対し、損害はす  
べて一九五二年四月二八日以前に発生し  
たものであり、かかる損害に対する請求  
権または復元請求または補償支払いは、  
対日平和条約の規定により打ち切られた  
旨通知した、と主張している。

(2) 沖繩側では、米國政府が講和発効  
前補償の法的責任がないとし、その補償  
を行なう意思がないならば、かかる損害  
の補償責任は日本政府がとるべきだとし  
ていたが、日本政府は、沖繩における講  
和発効前補償の法的責任は、日本政府に  
なく、米國が補償すべきだとの見解をと  
りつつも、沖繩側の日本政府に対する強  
い陳情や国会に対する請願に基づいて、  
見舞金として、一九五七年(昭三〇)九  
月九日金一〇億円を支出した。

(3) 一方米國側では、前記のごとく、  
終始一貫して講和発効前の法的責任はな  
いとして、沖繩側の要求を拒否してきた  
ものの、沖繩における講和補償請求運動  
の熾烈化や沖繩側代理人(ヘンティン  
ガー)弁護士の請願書提出により、同氏の  
提起した法理論、補償をなすことによっ  
て得る米國の政治的・道義的責任に  
ついて、これを検討した結果、講和補償  
に關する米國政府の見解を漸次変更す  
るに至り、ついに問題の責任を回避しえ

ないという結論に達した。

そして突如一九五九年(昭三三)七月二  
〇日、ブリス高等弁務官は、米露合同土  
地諮問委員会が、講和補償の審議権を  
有し、さらに審議の結果について高等弁  
務官に適當な措置を勧告する権限が、同  
委員会に賦与されている旨を発表して、  
対沖繩政策の転換を示した。

米國陸軍省は、沖繩の講和補償につ  
いて法的責任がないという立場に立ちつ  
つも、条理上の要求に応じて行動すべき  
だという倫理的命令による恩恵的支払  
だとして、一九六四年(昭三九)八月  
二六日二〇〇万ドルの補償法案を八八  
議会の下院に提案し、翌一九六五年(昭  
四〇)の第八九議会において、二〇〇  
万ドルを限度として支払権を与える旨  
の補償法案が上、下両院を通過するに至  
ったのである。

(4) 以上の次第で、紛糾を極めた沖繩  
における講和補償問題も、日米兩國政  
府からの支払いによって実質的に妥結し  
たわけであるが、日米双方とも、補償の  
法的責任についてはこれを否定している  
ので、法的責任の所在については未解決  
のまま残されたのである。

### 1 平和条約一九五〇年項について

沖繩住民の講和発効前の損失補償に關  
し、その法的責任は、米國にあるのが日

本にあるのかについては、当時、米國に

は責任がないとするもの、日本に責任が  
なくその責任は米國にありとするもの、  
日米双方に責任があると認めるもの等ま  
ざまな論があったが、ここでは、当時  
の、日米兩國政府およびその政府内ま  
たは沖繩側代理人の公式非公式の見解を  
紹介する。

しかして、見解の相違は、主として平  
和条約一九五〇年項の規定の解釈の相違か  
らくるものであった。同項に、「日本國  
は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在  
したためにとられた行動から生じた連合  
國及びその國民に対する日本國及びその  
國民のすべての請求権を放棄し、且つこ  
の條約の効力発生前に日本國領域にお  
けるいづれかの連合國の軍隊又は当局の  
存在、職務遂行又は行動から生じたすべ  
ての請求権を放棄する」と規定されてい  
るので、右規定の日本國領域に沖繩の地  
域が含まれているのか否か、含まれてい  
るとしても、日本國民の請求権すなわち  
沖繩住民の請求権は放棄されているかど  
うかが、問題の中心であった。

### 2 米國政府の見解および沖繩側代理 人の主張

(一) 前述のように、米國政府は、平和  
条約(項)によって、沖繩を含めた日本國  
領域における米軍の行動から生じた沖繩  
住民の請求権は、日本國がこれをすべて  
放棄しているの、米國政府にその損失  
を補償する法的責任はないという見解を  
固持してきた。

これに対し、沖繩側代理人(ヘンティ  
ンガー)弁護士は、その請願書において、  
次に述べるような批判を提出し、米國の  
補償責任の解除に条約一九五〇年項を適用  
することは法律問題として非常に疑問が  
あるから、米國政府は、条約一九五〇年  
に關する米國の見解を再検討すべきであ  
るとし、もし条約一九五〇年項に關する米國の  
見解が再確認されるのであれば、米國は  
関係國のすべてに対して、その根拠を明  
かにする義務があると主張したが、米國  
は、沖繩側に対し、ついにその根拠を明  
らかにしなかつたようである。

(二) 沖繩側代理人の主張  
ヘンティンガー氏は、前記請願書に  
おいて、大略左のように述べている。  
(1) たゞ、平和条約一九五〇年項の  
条文にできるかぎり最大の効力を与え  
るとしても、日本は、一九四五年以後に  
おいて、琉球人の請求権を主張、もしくは  
は消滅させる権利を有するかどうかは、  
琉球諸島に対する統治権および行政権を  
停止したことからいって、はなはだ疑わ  
しい。琉球諸島に対する日本の主権の行  
使に關する限り、平和条約三条は、米國  
の戦時統治下に置かれていた状態を恒久  
化したにすぎない。平和条約締結當時  
は、日米兩國とも琉球人の請求権を米國  
の責任として考へた。もし米國が琉球に  
對する補償責任の解除に第一九五〇年項  
を適用されたと考へるならば、米國は、従  
來同様一貫して、しかも従来よりも大幅  
に琉球に對する日本の「潜在主権」を認  
めねばならなくなる。

(4) 琉球人は、自分の政府として日本  
政府と交渉することを、米國から禁じら  
れていながら、しかも補償問題について  
は、米國からそうすることを奨励される  
ことになり、また日本はなんらの補償を  
伴わない主権の義務の履行を求められる  
ことになる。

(5) ヘーグ陸戦法規に基づく國際法の  
原則は適用せられるべきであり、公正な  
補償なくして公共の使用に供するために  
する私有財産の接収を禁じた米國憲法修  
正第五條は、沖繩における私有財産接収  
にも適用せらるべきである。

(6) 日本本土のように、中央政府をし  
て財産の接収を行なわしめたとは違っ  
て、沖繩においては、米國は、日本の主  
権を停止した軍事占領地として、土地接  
収に対する補償を行なうべき地元政府と  
なつたのである。

(7) もしそうでなかつたら、連合國最  
高司令官は、日本國に対し、講和以前の  
沖繩における米國の土地接収に關する補  
償を日本がすべきことを要求できた筈で  
あつたが、これをしなかつた。

(8) もし、米國が、日本國は琉球に対  
して責任を有するものとみなしていたな  
ら、イタリヤ平和条約およびその他の平  
和条約において接収事項を規定したよう  
に、日本國が琉球に對して責任を負うこ  
とを規定したであろうが、それもしてい  
ない。

(9) 講和前の請求権は一九五〇年によつ  
て放棄されたという米國の見解を正当化  
するためには、左の難点がある。すなわ

ち、(1) 講和前の主権行使の停止と三  
の行政権の停止とは性格を異にする考  
えねばならぬが、かような區別をするこ  
とは困難である。(2) また講和前は、日  
本が琉球住民を代行して國際上の權利を  
主張する権利を有していた、講和後はそ  
の權利を放棄したとしなければならぬが、  
講和前後日本の主権の行使は停止さ  
れていたので、日本はどのような權利を  
有していなかつた。(3) なお日本が請求  
権を放棄するといった權利行使によつ  
て、住民の請求権は消滅したと主張す  
るも個人の權利を消滅させるものではな  
く、個人の權利を消滅させる意思があ  
つたとき、米國が盟國となつてい  
る条約には、その旨を明確に規定してい  
るが、平和条約にはその旨の規定がない  
から、一九五〇年項の規定を適用する  
のではない。(4) 右消滅理論を適用する  
には、一九五〇年項が効力を有し、三条が効  
力を有していない瞬間を考へねばならぬ  
が、これを肯定する証拠はない。(5) 日  
本の權利の発生または消滅に關する条  
約の効力については、そのすべての条  
項が、条約の発効によつて生じた「日  
本國」を指しており、一九五〇年「日  
本國」が「条約以前の日本國」と解する根  
拠はない。

(6) 米國は、一九五〇年に、琉球諸島  
における使用地に對する地代として、一  
九五〇年七月一日以後の分については割  
当資金から、それ以前の分にはガリオア  
資金から、それぞれ支払いを行なうとい

う政策を採用したが、これは講和以前の  
請求権は一九五〇年項の影響を受けないと  
なしたことを示している。

(7) 一九五三年の奄美諸島復帰協定  
は、復帰の日までに発生した請求権の  
すべてを復帰の日付で放棄することを  
規定していたから、日本はどのような  
請求権も放棄してはなかつたはずだ、と主  
張している。  
ヘンティンガー氏は、前記のよう  
な論点をあげて米國の見解を批判し、米  
國は一九四五年以来の沖繩の受託者とし  
て、その被保護者である沖繩住民に対  
し、補償に關するなんらかの措置をとる  
義務がある。そして、平和条約以前の請  
求権の問題の解決策を見出す責任を受託  
することにより、國際連帯に關する米國  
の規程に恥しない行為をするには、米  
國にとつて政治的利益であると述べた。

### 3 日本政府の見解

(一) 講和発効前の沖繩住民の補償請求  
権に對する日本政府の見解については、  
一九五六年(昭三〇)七月の國會議員  
會における政府側答弁および一九五七年  
(昭三二)三月の二〇億円の見舞金の性  
格に關する答弁によつて、日本政府は右  
講和補償について法的責任はなく、そ  
れは施政権者である米國によつて為さ  
るべき旨を主張しているが、その法理論につ  
いては明らかでなかつた。  
しかし、米國政府が非公式であるが、  
一九五六年(昭三〇)一〇月頃根本官房

長官によつて用意された文書によれば、  
平和条約一九五〇年項に「日本國領域」に  
沖繩の地域が含まれる、「日本國領域」に  
いう「國民」に沖繩住民が含まれないと断  
定することは困難であるという前提に立  
ちつつ、日本國が、外交上の保護として  
、沖繩住民の損失の補償を米國に對し  
て請求することには問題がある。そし  
て、日本國としても、講和前は行政分  
離されているので、沖繩住民の土地の使  
用料等については聞知せず、講和以後に  
ても米國が施政権を行使しているので、  
日本本土に對すると同様に補償する責任  
はない。米國は施政権者として沖繩住民  
の福祉向上の責任を果たさなければなら  
ない。米國がその責任を果たさなければ、  
沖繩住民が日本國籍を保有する関係か  
ら、日本が一九五〇年より外交上の請求  
権を放棄しているとしても、米國にその責  
任の遂行を要請する必要がある、とし  
ている。

その後、さらに、大蔵省見解として、  
琉球政府行政主席からの照會に關し、総  
理府南方連絡事務局局長大蔵省主計局長  
一九五七年(昭三〇)八月三日付文書  
によつて、日本政府に法的責任がなく、  
米國にある旨の法理論を明らかにした。  
同文書において、大蔵省は、次項に述べ  
るように、文理上、条理上、論理上又は  
立法趣意からいっても平和条約一九五〇  
年項は沖繩に適用なく、仮りにあるとし  
ても、沖繩住民は米國に對し補償請求権  
を失つていないとし、米國政府は法律上、  
行政上支払責任があると主張した。

ところが、外務省は、一九五七年(昭三二)二月一日総府南方連絡事務局長に対し、一九九(四)項の解釈に關して、大蔵省の見解と全く反対の後記のような非公式見解を示しているのである。

(2) 大蔵省の見解は次の通りである。

1 講和前置と平和条約一九九(四)項との關係

(1) 平和条約一九九(四)項の「日本領土」に沖繩地域が含まれていない。  
(2) 講和前置と平和条約一九九(四)項との關係

対日平和条約第三條において、沖繩は、日本の通常の施政権の及ぶ地域とは區別され、また第二條地域とも區別されて、國際法上まったく新規特別の地域として規定されている。したがって、これを従来の國際觀念による日本領土の表現と全く同一視することは早計である。同條約において特に第三條地域を意圖して表現する場合には、第四條(四)項のようは、特に第二條及び第三條に掲げる地域の表現を用いている。次に、対日平和条約にいう「日本領土」、「日本領土」等の地域觀念の用例をすべて同條約を締結する前のもので解することは、第一條(四)項、第四條(四)項における用例を見れば正確でなく、また、いづれも同條約に「日本領土」または「日本領土」等の表現をもって規定している地域觀念をすべて同條約締結前の日本の領土と解し、第二條地域ないし第三條地域を含むものとして、さらにこれに対して第二條ないし第三條を重複適用すべきであるという考え方も無理である。すなわち、第四條(四)項

の、海底電線の「日本の終極施設」という場合の「日本」や第六條(四)項の「日本領土」に、第三條地域を含ませることや第一條(四)項の「日本領土」に、沖繩を含ませることは解釈上できない。

要するに、平和条約中における「日本領土」ないし「日本領土」の表現に現れた地域觀念に第三條地域を含ませる解釈には普遍性がなく、日本ないし日本領土の表現に広狭二義の使いわけを認める普遍性のない解釈は、使われないに於いて明確な論理を必要とする。しかし、特に第一條(四)項に關して第三條地域を含ませる解釈には論理的理由はない。したがって、第一條(四)項の「日本領土」には、沖繩を含まない。

平和条約は当事国の理性的合意によるものであるから、平和条約一九九(四)項において、放棄の対象となるものは、当時日本側においてその実体を認識しうべき範囲内のもので解せざるをえないが、終戦後の沖繩における米軍の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結時、日本の説断上の一九九(四)項に沖繩に適用がない。(4) 論理解釈として

平和条約は当事国の理性的合意によるものであるから、平和条約一九九(四)項において、放棄の対象となるものは、当時日本側においてその実体を認識しうべき範囲内のもので解せざるをえないが、終戦後の沖繩における米軍の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結時、日本の説断上の一九九(四)項に沖繩に適用がない。(4) 論理解釈として

対日平和条約と奄美復帰協定とあわせて合理的に解釈すると、同協定の第四條一項に條約一九九(四)項の規定と同趣旨の規定があり、しかもその表現に若干の相違があるにもかかわらず条約の特別法または修正法である旨の文言がない。ゆえに一九九(四)項の規定は奄美に適用があつたものと

効力によって日本国民の請求権が放棄されたものと解することはできない。  
(4) 國際法上は、個人が權利義務の主体となりえないと解するのが通説である。個人が國際法上の主体となりうる場合もあるという少数説に従つても、ベルサイユ條約におけるドイツの場合と異なり、日本国民の請求権そのものが拘束を受け、平和条約七六條一項との対比においても、対日平和条約一九九(四)項によって、日本国民の權利義務が放棄されたことと解することはできない。

をいうのは、日本政府による違法な行為によつて、沖繩における私権が侵害された事実がなければならぬ。しかるに、沖繩には日本政府の施政権がなかつたのであるから、内地と異なり補償責任はない。

(3) 日本國憲法第二九條第一項「財産権はこれを侵してはならない」との規定の關係において、本件に一九九(四)項の規定の適用を認める考えに立つた場合でも、政府が放棄したものは日本國民の財産権そのものではないから、一九九(四)項の措置は右日本國憲法規定の場合に該当するものではない。

3 沖繩住民は、米國に対し請求権を失っていない。

(1) かりに、一九九(四)項にいう「日本領土」に沖繩地域が含まれていないと認め、日本國民の請求権を放棄することを承認したことは、前記の如く、日本國民の請求権を、当該連合國がその國內法上否認しても、日本政府としては、國際法上の請求権を消滅させるものではないから、沖繩住民自身の請求権は存在している。

(2) 一九五二年四月三日付極東軍指令部發給琉球總司令官宛にて、一九五〇年七月一日以前米國の使用せる民有財産の使用料の支払をガリオア資金から支払うことを指令しているし、一九五三年三月二三日付琉球民政務第一〇五号は、

一九五〇年七月一日から一九五二年四月二七日までの借料の支払を規定し、この支払は現実に実施されたが、かような事例は沖繩住民に講和前置請求権の存在することを示している。

(3) 在米一世は米市民権を有する明瞭な第一條(四)項前段の適用を受けるものであるが、その請求権は除々に承認されている。

(4) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(3) 在米一世は米市民権を有する明瞭な第一條(四)項前段の適用を受けるものであるが、その請求権は除々に承認されている。

(2) 施政権者としての責任がある。

(1) 米國憲法修正第五條および第一四條の規定並びにヘーグ陸戰法規による國際法上の原則がある。

(3) かりに一九九(四)項が本件に適用されるという主張に沿つて考えた場合でも、同條が放棄したのは、日本政府が日本國民に對する外交上の權利を米國に對して行使する機能を放棄したに止まり、沖繩住民が沖繩住民に對する請求権を米國政府に對して行使することについては、何等の効果も及ぼすものではない。米國がこの請求権を處理することは、米國の統治權の範圍内の問題であり、國際法上米國が自らの責任において處理すべきものであるから、米國の責任に歸する。

(4) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。と主張した。

(2) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(1) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(3) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(2) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(1) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

(3) 沖繩住民に對し、米國が本件に關して適当な解決を与えることは、米國政府の內政上の責任であると同時に、ヘーグ陸戰法規、人権宣言および國連憲章等(國連憲章第一一章および第二二章の非自治地域および信託統治地域における統

治權に關する規定)に示された一般的に承認された私権の取扱いに關する、および主權の行使に關する國際原則に基づき、國際法上の責任である。

いことは当然である。右の諸書が連合軍国  
体についても、わが国の最終的領域につ  
いてのいかなる決定をも含まないもので  
あることが、覚書自体の中に記されてい  
ることに注意せねばならぬ。

(4) 平和条約にいう日本国領域は(同  
条約にいう日本国、日本国民の字句の場  
合も同様)、すべて同条約の規定におい  
て、同条約の発効後の日本国領域として  
みとめられるものと解すべきである。  
(ただ、戦争中または戦争前の事態ま  
たは事実上明白に関係する場合に限り、  
それはそれの明白である。沖繩地域の  
が用いられることにはしたが、その場合  
は、平和条約によって、わが国が領土主  
権を失った地域ではなく、それは当然に  
「日本国領域」に含まれる。沖繩が、平  
和条約発効の前後を通じて、わが国の領  
域であることに変わりがないというのが、わ  
が国の基本的立場である。

2 また、平和条約第一九条(四)は、  
国民の請求権を放棄している。その理由は、  
(1) この点について東京地方裁判所の  
昭和九年の第九〇〇四号国家賠償請求  
事件の、昭和十一年八月二〇日判決中、  
「平和条約第一九条(四)項は、わが国及  
びわが国民の一切の請求権を放棄  
する趣旨である」と解すべきである。……  
上記放棄される権利はいわゆる国の外交  
保護権と国民の個々の権利とを包含する  
ことは明らかである」と判示したことを  
根拠とし、現実的に考へた場合ヴェルサイ  
ユ条約、イタリヤ平和条約、ボン条

約、オーストリア国家条約を通じて、第  
一次第二次両度の戦後の諸平和条約に  
おける一貫した取扱について、なにゆ  
えわが平和条約に於いてのみ例外を設け  
た外交保護権放棄、私的請求権存置とい  
う、前例をみない奇矯、かつ複雑な制度  
を制定したと解すべきであるか、全く理  
解に苦しむところといわなければならぬ。

(2) 国際関係において、その処理が重  
要であれば、国はいかなる問題について  
も、いかなる、固に固有のものである  
も、また本個人に属する問題であつて  
も、これについて他国との間に条約を締  
結することができる。この意味におい  
て、国際条約においては、国が当事国とし  
てなす行為であつても、その内容が国民  
の権利義務に及ぶことはきわめて当然の  
ことといわなければならない。いわゆる  
国際法上主体としての論争は、条約の  
実質的効果が個人に及ぶか否かという点  
についての論争ではない。国際法の主体  
が原則として国家であることは、  
そのような国家から国際法上なす行為が  
、国民個人の地位、権利、義務に直接  
効果を及ぼすということをなんらそこ  
るものではない。

(3) さらに、ヴェルサイユ条約やイ  
タリヤ平和条約における対応規定との些  
細な字上の相違をとりあげ、たとえばイ  
タリヤ平和条約には「イタリヤ国政府又  
はイタリヤ国民のために」という字句が  
あるに反して、わが平和条約にはかかる  
字句はないとする論があるが、わが平和

条約の修正文には、正しくかかる字句が  
存在する。  
3 なお、本件についての日本政府の  
責任に関する所論において「政府が放棄  
したのは固自身の国際法上の権利であつ  
て、私権たる日本国民の財産権そのもの  
ではないのであるから、日本国憲法の規  
定上補償の問題は発生していない」とい  
う見解があるが、国が放棄したのは、ま  
しく私権たる日本国民の財産権を含むと  
する前記東京地裁の判決は正當な解釈で  
あると思う。かかる条約締結によつて  
が如何なる責任を負うかという問題は、  
本質的には国内法上の問題であらう。

(4) 以上いさか詳細に、沖繩におけ  
る沖繩賠償請求の法的責任の所在に関  
する沖繩賠償請求の所在に日本政  
府の所論を述べたが、その法理論の  
結論を出すことは、沖繩に関する限り該  
賠償請求がすでに実質的に解決してい  
る現在、必ずしも必要ではない。  
しかし、沖繩と国際法上全く同じ法的  
地位にある小笠原においては、講和補償  
債は全く未解決であるので、前記所論の  
多くは、小笠原の講和補償請求に参考  
として採用せられるであらう。けれど  
も、小笠原の実情はいちじるしく沖繩と  
異なり、昭和十九年に、小笠原の全住民  
は本土に強制疎開せられたまま無人島  
状態で、施政権が米軍に渡されたのであ  
る。昭和二十一年に小笠原島民のうち欧米  
系の三五名のみが帰島を許されたが、  
その他の小笠原島民は現在に至るまで全  
部本土に居住し、日本政府の施政下に

あるという状態の下に、今回の本土復帰  
を向かえたという事実を留意されなけれ  
ばならない。

3 講和発効前補償請求の運動および  
その経過  
一 対日関係  
一九五五年六月、沖繩備陳情書が、講  
和発効前補償を含む、軍用土地問題に関  
し、米閣を訪問した際、講和発効前補償  
に關して米閣側より、平和条約第一九条(四)  
による日本の請求権放棄を理由として、  
米閣側よりその補償を拒否された。右  
委員連合会長長江朝幸氏は、帰途東  
京に立寄つて、各方面に陳情を行つた  
が、これが対日陳情の最初であつた。同  
氏は、その際、調達庁において、占領中  
の本土における政府の措置に関する先例  
を研究した。

同年一〇月には、前記連合会の池原副  
会長が上京し、堀上元沖繩県知事に講和  
前補償の問題につき援助方を求めた。その  
結果、堀上氏の奔走により、在京沖繩  
出身者を以て組織された沖繩土地問題解  
決促進委員会が結成され、同委員会は日  
本政府当局に陳情した。  
一九五六年三月、沖繩代表が上京し、  
講和発効前補償に關し、米閣に陳情  
書を提出した。そのなかで総額一億一  
億円の補償を要請し、その理由として、  
「米閣は平和条約により日本の請求権放  
棄を理由に講和補償を拒否しているの  
で、母國にお願ひする。母國では進駐軍

の用に供する土地等の損失補償が行なわ  
れていないので、沖繩にも他の都道府県同  
様補償されたい」ということだ。  
かくて、その頃自民党内に有志代議士  
からなる沖繩問題懇話会が設置された。

同年四月、沖繩軍用土地委員会連合会  
会長、沖繩市町村会長、沖繩市町村会  
議長連名で、右陳情書と同趣旨の請願書  
を衆参両院に提出し、さらに総理府にも  
陳情書を提出した。同陳情書では補償総  
額を一六九億圓に修正されている。  
右請願は、同年四月受理され、同年五  
月三十一日衆院外務委員会、同年六月一日  
内閣委員会は、それぞれ沖繩における講  
和補償に關し、速かに必要な国内措置  
をとるべきことについて決議し、同年六  
月二日閣会において右請願が採択され  
た。

沖繩側は、米閣側が一貫して補償請求  
を拒否しているのに、さらに同年九月、  
日本の閣会に請願書を提出した。  
同年二月二〇日自民党沖繩問題特別  
委員会は、「平和条約発効前の米軍の軍  
用地接収によつて、沖繩住民の蒙つてい  
る損害については、政府をして強行に対  
米交渉を行はしむること、但しこれら住  
民の目下の窮状は、対米交渉を待つこと  
が許されない窮状にあるので、若し当  
り見舞金として五〇億圓程度を立替支給  
する措置を政府をしてとりしむること」と  
する方針を決定した。

日本政府は、沖繩住民の窮状を放置で  
きないので、一九五七年三月の閣会に、  
沖繩住民に対し金一億圓を支給する旨

の補正予算案を提出し、可決された。よ  
つて日本政府は、同年九月九日沖繩軍用  
土地等見舞金処理委員会委員長見舞金  
一〇億圓を一括交付した。

前記一億圓のうち一億圓は、沖繩に  
おける外地引揚困難者および元沖繩県吏  
員恩給規則該当者に対する特別支出金と  
して支出されたものであり、一〇億圓は、  
対日平和条約発効前における沖繩の米軍  
による土地等の接収等に基づき損失を蒙  
つた者に対する見舞金である。ただし将  
來沖繩住民が、米國から損失の補償を  
見舞金等を受けることになつた場合は  
は、その金額のうち、右一〇億圓に相当  
する額は、これを國庫に返還または補償  
せしめる旨閣議決定されたことは留意す  
べきである。

二 対米関係  
(一) 沖繩講和発効前補償獲得期成会の  
結成  
講和発効前補償に關する沖繩側の対日  
対米活動は、一九五五年以来つづけられ  
てきたが、日米兩國は、いずれも沖繩側  
の要求を回避してきた。  
一九五七年一月二五日琉球行政庁長官  
で米官席長官に對し、講和発効前の米  
軍使用による沖繩住民の蒙つた土地等の  
損害補償に對し、米國が補償できない  
ならば、米國政府から日本政府に對し、日  
本政府が補償するよう交渉されたい旨の  
文書が寄せられたりなどしているが、沖  
繩住民の講和発効前補償に關する活動  
は、一九五六年六月のブライズ勸告反対  
の激しい運動のため、一時中絶状態にな

つていた。  
しかし、沖繩側は、講和発効前補償問  
題解決を速かに進展させるため、強力的な  
運動の中核を組織すべく計画し、一九  
五八年三月、沖繩市町村会、沖繩市  
町村会長、沖繩市町村軍用土地連合会  
の三者をうって、一九五八年五月同氏に對し、沖繩  
の講和発効前補償問題につき、対米活動  
を依頼した。

(二) 米人弁護士に活動依頼  
おなじく米公館筋から、在ワシントン  
の米人弁護士ヘンディング氏に對し、沖繩  
の講和発効前補償問題につき、対米活動  
を依頼した。  
同氏は、同年八月、日本および沖繩を訪  
問して、関係当局との打合せならびに現  
状調査をした上、同年二月には、米國  
務院防務長官に對し、講和発効前補償獲  
得期成会を代理して、対日平和条約発効  
前の沖繩における米軍使用土地等の損失  
補償に關する請願書」を提出し、法理  
上、その他米國の政策に關する種々の問  
題を提起した。

(三) 米國の政策転換に關するブリス高  
等弁務官聲明  
前記請願書の提起した問題は、米國國  
防省において、真剣に検討されて陸軍省  
へも意見を求め、國防省でも研究される  
に至つた。その結果、政府内部の問題の  
責任を回避しえないとする見解が強ま  
り、米本國政府ならびに沖繩米民政府

は、沖繩における軍用土地等の講和発効  
前補償に關する従来の一貫して拒否して  
きた態度を転換するに至り、一九五九年  
七月二〇日突如として、ブリス高等弁務  
官は、さきに設置された米琉合同土地諮  
問委員会が、講和発効前の土地の損失補  
償に關する審議権を有し、さらに審議の  
結果については、高等弁務官に適當な措  
置を勧告する権限が同委員会に賦与され  
ていふと發表した。

ここでようやく講和発効前補償解決の  
曙光が見えたのである。  
(四) 土地諮問委員会における審議  
米琉合同土地諮問委員会は、高等弁務  
官の諮問機関として、一九五九年一月一  
三日設置されたもので、委員は、米國側  
四人、沖繩側四人で構成されているが、  
同委員会の審議の結果は、現地の高等弁  
務官から米本國政府に提出される意見書  
の基礎となり、同意見書は、米國政府の  
問題検討に重大影響を及ぼすので、右委  
員会の沖繩側委員は充分な調査と研究を  
行ない、講和発効前補償獲得期成会、本  
土の南方同胞援護会、ヘンディングガ  
イ弁護士等と緊密な連携を保ち、委員会  
に提出すべき書類を作成した。

一方講和発効前補償獲得期成会では、  
一九六〇年一月二七日、対日平和条約発  
効前の沖繩の不動産関係の損失補償に關  
し、その補償総額は、四二八三万五二二  
二・八七ドルであるとする提議書を、米  
琉合同土地諮問委員会に提出した。  
次に同年二月二三日向人身侵害関係補  
償提案書(要求額七五万六〇四・五一ド

心)を提出した。

同年四月、同委員会のキング委員長は、前記提案書に判定と最終意見書を作成して高等弁務官に提出し、高等弁務官の報告書は、同年六月頃米本閣政府に送付されている。

(4) 下院議員等の補償法案提出

ヘンディングガー弁護士が、かねて法案提出を依頼していたジャッド議員は、一九六〇年八月三十一日下院に、「琉球政府に対し、対日平和条約発効前において合衆国軍隊の行方から生じた民間人の財産の使用、人体、財産の損傷に対する補償を為さしめる目的で金額を支出する権限を与える法案」を提出した。

右法案と同内容の補償法案が翌一九六一年一月二五日、他の三名を共同提案者として再び同氏によって下院に提出されている。なお一九六三年二月にも、井上院議員が、前記各法案を同一内容と思われぬ補償法案を議会で提出している。

(5) 講和補償の一部支給に関するフリス高等弁務官声明

一九六〇年一月フリス高等弁務官は、講和発効前補償に関し、一九五〇年七月一日から一九五二年四月二八日にわたって米軍が使用した琉球の土地に関する補償請求に対する配慮ならびに解決を行なう権限が高等弁務官に与えられ、それらの期間についての補償は、民政府報告二六号によって支払われる旨声明した。

(6) キャラウェイ高等弁務官声明

次いで、一九六四年四月六日キャラウェイ高等弁務官は、声明を發し、講和発効

前補償に関して一九四五年八月一日から一九五〇年七月一日までにおける土地の使用と損害および一九四五年八月一日より、一九五二年四月二八日までにおける個人的傷害と死亡に関する請求について、高等弁務官が琉球側と全面的に密議する旨ならびにこの密議の目的は講和発効前補償の総合的な評価と国防長官に提出するためであるが、それは、米國がその解決、補償の支払いまたはその他の処理に対する法的責任をいささか負わず、また約束するものでもなく、施政権者として琉球住民の福利に関心を持ったのであるとし、なお近くこの問題を審議するため米琉合同委員会を設置する旨を發表した。この結果、次の二つの委員会が設置され琉球側委員、米國側委員が各々任命されて審議を行なうことになった。

(1) フリス委員会

さきのフリス高等弁務官声明に基づき、一九五〇年七月一日から一九五二年四月二八日に至る期間の土地に関する補償請求を審議するもの。

(2) キャラウェイ委員会

このキャラウェイ高等弁務官声明に基づき、一九四五年八月一日から一九五〇年六月三〇日に至る期間の土地に関する補償、一九四五年八月一日から一九五二年四月二八日に至る期間の個人的傷害、死亡に関する補償を審議するもの。

(3) フリス期間の土地使用料発表

一九六一年八月二日キャラウェイ高等弁務官は、一九五〇年七月一日から一九五二年四月二七日に至る期間、すなわ

ちいわゆるフリス期間に関する土地使用料として、米國が琉球人地主に約二〇〇万ドルを支払う計画を認可した旨發表した。

同日米政府海外報道局發表によると、この發表文中には約二〇〇万ドルと表示されていたが琉球双方の協約書においては、約二八五万ドルの追加借貸が支払われることに決定されており、さらに約四三〇〇エーカーの土地が賃貸契約によらずして未補償のまま使用されているので、確認され次第推定三五万ドルの支払が予想せられ、このほか、地上物件に対する補償七五万ドル(米確定)が見込まれるので、合計約三九六万ドルに達するものと思われることであった。

(4) キャラウェイ期間に関する全面要

キャラウェイ委員会では、十数回にわたって、請求の証拠書類について可能なかぎりの検討が加えられたが、この請求には、

(1) 一九四五年八月一日から一九五〇年六月三〇日まで、同年七月一日から講和発効まではフリス期間となる)の間、米國が土地を使用し損害を与えたことに対する請求と、

(2) 一九四五年八月一日から一九五二年四月二七日までの間、合衆国の行為によつて個人の財産、漁業権等と与えた損害または人身損害および死亡の請求が含まれた。

これらの請求の事実上の検討にかかる

前、琉球側委員と米側委員で審議を重ね

た結果、前記(1)の期間中、米國が一九四六年二月三一日以前に使用した土地に對しては、使用料を考慮しないことに決定した。これは、当時戦争によって疎開した住民がまだ自分の土地に帰つておらず、この期間は戦争の残務整理の期間であり、かつ、農作物の生産がなかつたものとみなされたことを理由としたものであった。

結局同委員会が、証拠により請求者が損害を受けたまま未補償のものとして決定した。土地使用料は、二項目にわたる合計二八七万四四二・四〇ドルである。

かくてキャラウェイ期間に関する補償額は、一九六二年三月三日合議を結したのである。

(5) その後の経過

一九六三年一月一八日、沖繩側は講和発効前補償獲得金高受任者協議会を開き、講和発効前補償の早期実現に関する要請決議を行ない、これを、米大統領、要請決議を行ない、これを、米大統領、上下両院議長、國務、国防長官等に送付した。

同年二月、ベルス陸軍次官が沖繩を訪問した際には、講和発効前補償獲得金高受任者協議会会長は、同次官に善処を要請し、同月一五日には、琉球立法院において本件についての早期実現の要請決議を行なつた。

同年八月一〇日、右期成会会長はキャラウェイ高等弁務官と会見し、本件の早期実現に関する請願書を提出した。その後、沖繩側は幅広い陳情運動を展開し、

事態は益々好転の気配と見せるにいたつた。

かくて講和補償のうちいわゆるキャラウェイ期間に関する部分は、政府関係各省の検討を経て、正式に一九六四年八月三十一日陸軍省提案の二〇〇万ドルの支払いを規定した補償法案が八八議会で受理され下院外務委員会に付託された。

しかし、右法案は、大統領選等のため、右会期では本格的審議が行なわれず、八八議案に再提案せられ、遂に上下両院を通過するに至つたのである。

三 補償法案及び立法勅告書の内容

(一) 提案の理由

法案の名称は、「一九四五年八月一日より一九五二年四月二八日に至る期間における米國軍隊及びその要員の作為又は不作爲により生じた人身の死亡及び傷害並びに私有財産の使用及び損害に対する琉球列島のある特定の住民に支払をなす権限を付与する法案」となっているが、一九六四年八月二六日付陸軍省より、下院議長宛の立法勅告書のなかで次のように述べられている。

「講和発効前に生じた琉球人の請求権に対する米國の責任は、対日平和条約により正式に免除されている。この条約一九九(九)項により、日本は、戦争状態の存在及び講和発効前の占領から生じた連合國及びその国民に対する日本國及び國民(琉球住民を含めて)のすべての請求権を放棄した。——中略——米國の法的立場は全く明白である。

しかしながら、前述のように条約第一

九条によりこれらの請求権に対する我が國の責任が免除されているという理由で、何のともない請求者達が、他の被占領地域における慣行と異なり、七カ年もの占領期間中の補償を受けてない事実を、今ここで衡平な調整を要求する情勢にきている。

この問題は、根本的には法的責任がないとしても、条理上の要求に応じて行動すべきだという倫理的命令にかかっている。」

とし、法的責任のないことを前提とした恩恵的支払なることを主張してゐる。

(二) 補償の額

キャラウェイ委員会において、琉球側委員と米側委員との間に妥結した金額は前述の如く、合計二八七万四四二・四〇ドルであったが一九六五年の八八議会で米上下両院を通過した補償法案ではこれを上回る二〇〇万ドルの限度内における支払権限が与えられている。

ただし、この補償金のなかから、日本政府によつて支払われた見舞金の返済を禁止しており、下院の修正によつて市町村公共団体に対する補償分九六万ドルについては、それらの公共施設に米國が既に資金を投じているという理由でそれを補償しないこととして右九六万ドルを差引いていることが注目すべきである。

以上の結果、キャラウェイ期間の二〇〇万ドルから九六万ドルを差引いた一〇四万ドルがフリス期間の四九万九六二・四一三ドルを加えると講和発効前補償の総額は左表のごとく総額二六〇三万

六二〇四・一三三ドル(九八億七三〇三・三三八〇円)となる。

① フリス期間 (1950.7.1-1952.4.27) ..... 米政府報告第26号により支払われるもの

貸付金(支払のため保証されたもの) ..... 3,860,204.13 F.

(1957年2月現在)

貸付金 3,563,007.17 F.

米側委員の請求 105 F.

貸付金の返還 1,136,000 F.

米側委員の請求 4,996,204.13 F.

(17億9,863,754.48円)

キャラウェイ期間 (1945.8.15-1962.6.30) (但し土地返還請求及び

軍用地の接収という点、住民が居住し、耕作している土地を、軍事的目的のために、その一部を取り上げるかのように考える。しかし、沖繩における軍用地の接収の経過は、そのようなものではない。米軍は、戦中に住民を島内数カ所の収容所に収容し、戦間中に住民を島内数カ所に移したままにした。そして、米軍は使用する見込みの少ない土地についてのみ住民を追い、かき立てはなして、そ

に居住を認め、生活をさせるといふ方式であり、米軍の指示がない限り住民は自らの所有地であつても帰れないというありさまであつた。要するに米軍が指定した土地の範圍だけが、住民の占有できる土地であつて、その他の部分は米軍が占有し、使用しているというにしたのである。要するに文字通りの接収ではなくて、限られた地域にのみ住民を収容するに過ぎない。米軍は自らの欲する土地を、すきなだけ無制限に占領することになつた。こうして、占領当初において約一八〇〇〇ヘクタールの米軍用地が確保されたのである。

毎年について 1947.1-1950.6.30) 21,040,000 F. (75億740万円)

② + ① = 26,036,204.13 F. (93億7,303,754.48円)

補償金二〇四万ドルのうち一九六七年六月三〇日現在で約九一〇万ドルが関係被害者に支払われ、残り一九四万ドルについても、一九六八年度中には支払が完了される由である。

かく、沖繩住民多年の宿願であつた講和条約発効前の軍用地等損失補償が、戦後二〇余年を経て漸く配分されるに至り、全面的に解決した次第である。

### 第七節 軍用地接収の法的批判

一 米軍による軍用地接収の意味

軍用地の接収という点、住民が居住し、耕作している土地を、軍事的目的のために、その一部を取り上げるかのように考える。しかし、沖繩における軍用地の接収の経過は、そのようなものではない。米軍は、戦中に住民を島内数カ所の収容所に収容し、戦間中に住民を島内数カ所に移したままにした。そして、米軍は使用する見込みの少ない土地についてのみ住民を追い、かき立てはなして、そこに居住を認め、生活をさせるといふ方式であり、米軍の指示がない限り住民は自らの所有地であつても帰れないというありさまであつた。要するに米軍が指定した土地の範圍だけが、住民の占有できる土地であつて、その他の部分は米軍が占有し、使用しているというにしたのである。要するに文字通りの接収ではなくて、限られた地域にのみ住民を収容するに過ぎない。米軍は自らの欲する土地を、すきなだけ無制限に占領することになつた。こうして、占領当初において約一八〇〇〇ヘクタールの米軍用地が確保されたのである。

99—特稿・沖繩は主張する

一 はじめに

昨年一月に日米両国が明らかに出た一九七二年に沖繩の施政権が米國から日本に返還されることは歴史的なものである。近々米軍において返還協定の作成のための日米間の協議がはじまることになっている。

返還協定は日米間の協定で作られるものである。その内容いかんは沖縄住民の生活権に密接なかかわりを有するものである。

かつて平和条約の締結に際してなされたように国家間の条約であるからといって、沖縄住民の権利を侵害するようなものであってはならない。日本政府は将来米軍を維持することをたゞの沖繩住民の権利や生活を不当に侵害することにならないよう、返還協定の作成にあたっては十分留意する義務があるといえよう。

しかし返還協定の内容いかんが具体的にいかなる意味において住民の権利や生活にかかわりをもつてくるかということについては、沖縄住民が最もよく知り、また關心を有していることである。返還協定作成の時を前にして、ここに返還協定の内容が具体的に沖縄住民の生活や権利にどのような影響を及ぼすのか、住民の生活や権利を無視しないためには、いかなる内容でなければならぬか等につき、沖繩住民の立場から問題の指摘を試みる。

望ま二回、日米間で同題の返還協定が作成されている。一九五三年二月五日日米協約「奄美群島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」(以下奄美返還協定といふ)と一九六八年六月二六日に発効した「南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」(以下小笠原返還協定といふ)である。これらは沖繩返還協定に關して重要な先例としての意義をもつのである。

沖繩返還協定の問題点を知らぬために、沖繩返還協定の内容を知らぬために、その内容を教習することは不可欠なことである。しかし沖繩にこれらの地域之は、沖繩住民が最もよく知り、また關心を有していることである。返還協定作成の時を前にして、ここに返還協定の内容が具体的に沖縄住民の生活や権利にどのような影響を及ぼすのか、住民の生活や権利を無視しないためには、いかなる内容でなければならぬか等、これら先例と同一線上にのみ考えられてはならない理由もここにある。本誌では二つの返還協定を素材として、沖繩独自の問題点のうち主要なものとと思われる三 points につき、指摘してみたいと思ふ。

奄美返還協定でも、小笠原返還協定でも、第一条で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

沖繩返還協定の問題点

金城清子 執筆

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

「第一條で「アメリカ合衆國は、(一)この地域に關し、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三条に基づいて日本國の権利及び利益を…日本國のために譲渡した」とある。これは沖繩返還協定に關して、

された国際法が存する。条約の適用

法令の適用、私的債務の処理、国の債務

の処理についてはすでに国際慣行が

確立されており、準據要約規定において

も、第二表列に準じて処理されるものと

予想され、それで特別問題は生じないで

さう。本稿では以下の数項について

の各問題を指摘するにとどめる。

(1) この三年和条約第三条と神羅

経度線各線が目的には露國の國境に

対する領土の問題はなからなからな

を論ずるのである。

二 請求権の処理

1 平和条約における請求権の処理

対日平和条約は第五章「請求権及び財

産」として、連合國側の日本國側に対し

る請求権は在外財産・債務等により原則

として賠償すること規する。一九日

本國側の連合國側に対する請求権につい

ては次のように規定して、賠償義務にお

ける非相互主義をとっている。

第九條(四) 日本國は、戦争から生

じた行動から生じた損害賠償の

責任に対する日本國及び其國の

すべての賠償を放棄し、且つこの条

約の効力発生の前に日本國領におけ

るいすれかの連合國の軍隊又は当局の

存在、職務遂行又は行動から生じたす

べての請求権を放棄する。

二〇世紀初頭までは「戦争法の終

極なり」といわれ、ひどく戦争がこ

らば交戦国は勝つためにはなをしても

よいとされていた。一九〇五年に「露

の法権に關する条約(17条約)」

が締結され、交戦国の行ないらる國境

占領のための行為が制限され、さうは

なすべき場合には、その賠償を請求

することができること定められるよにな

べきところから、連合國側は請求

を遂行するの、連合國側は請求

を一つ平和条約においてであり、対日平

和条約の締結のよな規定を置いて、日

本連合國間の請求問題を拒して処

理しとていふ。

2 変米、小笠原諸島と請求権の

処理

変米、小笠原諸島は、次のような

請求権に關する決定をうけている。

奪取遼東遼陽四支(請求権の返)

日本國は、戦争から生じ、又は戦争状

態が存在したために執られた行動から

生じたアメリカ合衆國及びその領土た

る國側に対する日本國及びその領土の

すすべての請求権を放棄し、且つア

リ合衆國の軍隊又は当局の存在、職

務遂行又は行動から生じたすべての請

求権を一九三三年二月二十五日前

に「奪取遼陽遼陽支」又は「奪取遼東

遼陽支」の請求権を放棄する。

二〇世紀初頭までは「戦争法の終

極なり」といわれ、ひどく戦争がこ

らば交戦国は勝つためにはなをしても

よいとされていた。一九〇五年に「露

の法権に關する条約(17条約)」

が締結され、交戦国の行ないらる國境

占領のための行為が制限され、さうは

なすべき場合には、その賠償を請求

することができること定められるよにな

べきところから、連合國側は請求

を遂行するの、連合國側は請求

を一つ平和条約においてであり、対日平

和条約の締結のよな規定を置いて、日

本連合國間の請求問題を拒して処

理しとていふ。

2 變米、小笠原諸島と請求権の

処理

變米、小笠原諸島は、次のような

請求権に關する決定をうけている。

奪取遼東遼陽四支(請求権の返)

日本國は、戦争から生じ、又は戦争状

態が存在したために執られた行動から

生じたアメリカ合衆國及びその領土た

る國側に対する日本國及びその領土の

すべての賠償を放棄し、且つこの条

約の効力発生の前に日本國領におけ

るいすれかの連合國の軍隊又は当局の

存在、職務遂行又は行動から生じたす

べての請求権を放棄する。

二〇世紀初頭までは「戦争法の終

極なり」といわれ、ひどく戦争がこ

らば交戦国は勝つためにはなをしても

よいとされていた。一九〇五年に「露

の法権に關する条約(17条約)」

が締結され、交戦国の行ないらる國境

占領のための行為が制限され、さうは

なすべき場合には、その賠償を請求

することができること定められるよにな

べきところから、連合國側は請求

を遂行するの、連合國側は請求

を一つ平和条約においてであり、対日平

和条約の締結のよな規定を置いて、日

本連合國間の請求問題を拒して処

理しとていふ。

2 變米、小笠原諸島と請求権の

処理

變米、小笠原諸島は、次のような

請求権に關する決定をうけている。

奪取遼東遼陽四支(請求権の返)

日本國は、戦争から生じ、又は戦争状

態が存在したために執られた行動から

生じたアメリカ合衆國及びその領土た

る國側に対する日本國及びその領土の

すべての賠償を放棄し、且つこの条

約の効力発生の前に日本國領におけ

るいすれかの連合國の軍隊又は当局の

存在、職務遂行又は行動から生じたす

べての請求権を放棄する。

二〇世紀初頭までは「戦争法の終

極なり」といわれ、ひどく戦争がこ

らば交戦国は勝つためにはなをしても

よいとされていた。一九〇五年に「露

は、後述のように平和条約一九条(四)項

の條を變更した關係をもつものである

。變米群島では直接職務行為は行なわれ

ず、夫がかりな米軍基地もあつたか

たので請求権問題は大きなものとなつ

ていない。小笠原では、旧島民が米國の旗

を掲げた。小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

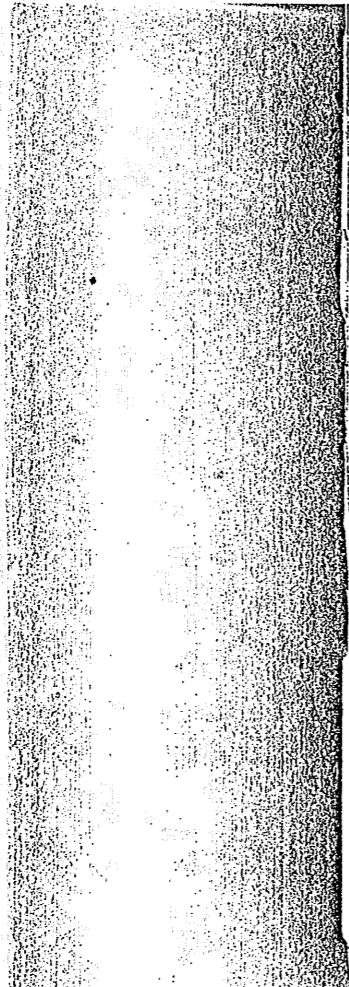
たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を

たため、小笠原に於いては、島民を





にたっている。これらの土地に対する地  
主の復権請求は、米國にも平和条  
約一九〇一年の土地返還法に於て  
あり、これらの土地の形骸をばと  
んが占領後少くも講和条約前  
に於けるもので、米國が従來の態度  
とりつづけるかぎり、將來これらの土地  
が解放される時点で大きな問題となつて  
くることか予想される。

第二に講和前に於ける米軍、米軍人に  
よる人身事故に対して一九〇五年の補償  
法により補償が支払われたが、請求当  
時、請求に間に合わなかつたり、請求の  
生じた請求権の一部が補償された。しか  
も米國はこの補償は法的責任にどうく  
もではなく、義理上なるものである  
としていた。<sup>(9)</sup>

しかしこれによつて講和前の請求権問  
題がすべて解決したわけではない。第一  
に土地の復元補償に関するかぎり米山の  
一角が解決したにすぎないのである。誰  
れが解決したにすぎないのである。  
和蘭領の一環として復元補償が支払  
われたのは講和前にすでに開放されてい  
た土地をその後に一九〇六年六月三〇  
日までに開放された土地についてのので  
ある。その後の幾々にではあるが土地  
返還がなされておき、現在一九〇九年  
二月一日その旨は「西辺三三三三号

いさうというものであり、支払の要<sup>(10)</sup>  
手續等に問題あり、さらに最終的に裁  
判にまかすは道理とされているとい  
う。さらに米島の土地面積四一六方  
坪あり、これらの土地の形骸をばと  
んが占領後少くも講和条約前  
に於けるもので、米國が従來の態度  
とりつづけるかぎり、將來これらの土地  
が解放される時点で大きな問題となつて  
くることか予想される。

第二に講和前に於ける米軍、米軍人に  
よる人身事故に対して一九〇五年の補償  
法により補償が支払われたが、請求当  
時、請求に間に合わなかつたり、請求の  
生じた請求権の一部が補償された。しか  
も米國はこの補償は法的責任にどうく  
もではなく、義理上なるものである  
としていた。<sup>(9)</sup>

しかしこれによつて講和前の請求権問  
題がすべて解決したわけではない。第一  
に土地の復元補償に関するかぎり米山の  
一角が解決したにすぎないのである。誰  
れが解決したにすぎないのである。  
和蘭領の一環として復元補償が支払  
われたのは講和前にすでに開放されてい  
た土地をその後に一九〇六年六月三〇  
日までに開放された土地についてのので  
ある。その後の幾々にではあるが土地  
返還がなされておき、現在一九〇九年  
二月一日その旨は「西辺三三三三号

は解した。<sup>(11)</sup>

第二に近代民主主義國の根本原理とし  
て、政府は國民の信任をうけて存立し國  
際義務を負ふ。しかも平和条約締結  
當時、沖縄は日本からほゞまったく切  
り離され、米國の直接占領にありつ  
て、平和条約締結についての同意を示す  
て形式上、米國の領土に属するもの  
としていたのであるから、日本國の請求権  
米國は講和問題に關して一貫し  
て米國の請求権は平和条約九条の  
項より優越した<sup>(12)</sup>の點を以て、米  
國は同一<sup>(13)</sup>の點を以て、米國は同一の  
點にたつものがあつた。その相違する  
ところは、平和条約九条の項が日本國  
と規定している以上、沖縄は日本國  
の領土であるから、當然に日本國の  
請求権も放棄されていさういさうわ  
かた形式的なものである。しかしより實質  
的に考するならば、平和条約九条の項  
による沖縄の請求権も放棄されてい  
る。この點には幾々の疑問がある。

第一に日本は一九〇五年以後「ニミ  
ン布告」行政機構等により沖縄住  
民に対する統治権を完全に停止してい  
て、平和条約締結當時沖縄の請求権  
については、たゞあつたが知らぬ以上、  
だか、かかる地位にある日本國に沖  
繩の請求権を放棄する権利がある

は解した。<sup>(11)</sup>

第二に近代民主主義國の根本原理とし  
て、政府は國民の信任をうけて存立し國  
際義務を負ふ。しかも平和条約締結  
當時、沖縄は日本からほゞまったく切  
り離され、米國の直接占領にありつ  
て、平和条約締結についての同意を示す  
て形式上、米國の領土に属するもの  
としていたのであるから、日本國の請求権  
米國は講和問題に關して一貫し  
て米國の請求権は平和条約九条の  
項より優越した<sup>(12)</sup>の點を以て、米  
國は同一<sup>(13)</sup>の點を以て、米國は同一の  
點にたつものがあつた。その相違する  
ところは、平和条約九条の項が日本國  
と規定している以上、沖縄は日本國  
の領土であるから、當然に日本國の  
請求権も放棄されていさういさうわ  
かた形式的なものである。しかしより實質  
的に考するならば、平和条約九条の項  
による沖縄の請求権も放棄されてい  
る。この點には幾々の疑問がある。

第一に日本は一九〇五年以後「ニミ  
ン布告」行政機構等により沖縄住  
民に対する統治権を完全に停止してい  
て、平和条約締結當時沖縄の請求権  
については、たゞあつたが知らぬ以上、  
だか、かかる地位にある日本國に沖  
繩の請求権を放棄する権利がある

は解した。<sup>(11)</sup>

第二に近代民主主義國の根本原理とし  
て、政府は國民の信任をうけて存立し國  
際義務を負ふ。しかも平和条約締結  
當時、沖縄は日本からほゞまったく切  
り離され、米國の直接占領にありつ  
て、平和条約締結についての同意を示す  
て形式上、米國の領土に属するもの  
としていたのであるから、日本國の請求権  
米國は講和問題に關して一貫し  
て米國の請求権は平和条約九条の  
項より優越した<sup>(12)</sup>の點を以て、米  
國は同一<sup>(13)</sup>の點を以て、米國は同一の  
點にたつものがあつた。その相違する  
ところは、平和条約九条の項が日本國  
と規定している以上、沖縄は日本國  
の領土であるから、當然に日本國の  
請求権も放棄されていさういさうわ  
かた形式的なものである。しかしより實質  
的に考するならば、平和条約九条の項  
による沖縄の請求権も放棄されてい  
る。この點には幾々の疑問がある。

第一に日本は一九〇五年以後「ニミ  
ン布告」行政機構等により沖縄住  
民に対する統治権を完全に停止してい  
て、平和条約締結當時沖縄の請求権  
については、たゞあつたが知らぬ以上、  
だか、かかる地位にある日本國に沖  
繩の請求権を放棄する権利がある

は解した。<sup>(11)</sup>

第二に近代民主主義國の根本原理とし  
て、政府は國民の信任をうけて存立し國  
際義務を負ふ。しかも平和条約締結  
當時、沖縄は日本からほゞまったく切  
り離され、米國の直接占領にありつ  
て、平和条約締結についての同意を示す  
て形式上、米國の領土に属するもの  
としていたのであるから、日本國の請求権  
米國は講和問題に關して一貫し  
て米國の請求権は平和条約九条の  
項より優越した<sup>(12)</sup>の點を以て、米  
國は同一<sup>(13)</sup>の點を以て、米國は同一の  
點にたつものがあつた。その相違する  
ところは、平和条約九条の項が日本國  
と規定している以上、沖縄は日本國  
の領土であるから、當然に日本國の  
請求権も放棄されていさういさうわ  
かた形式的なものである。しかしより實質  
的に考するならば、平和条約九条の項  
による沖縄の請求権も放棄されてい  
る。この點には幾々の疑問がある。

第一に日本は一九〇五年以後「ニミ  
ン布告」行政機構等により沖縄住  
民に対する統治権を完全に停止してい  
て、平和条約締結當時沖縄の請求権  
については、たゞあつたが知らぬ以上、  
だか、かかる地位にある日本國に沖  
繩の請求権を放棄する権利がある



(甲) 四方三八三三号及び二二五三二  
三二五号は、  
(3) 一九七〇年二月一日付紳録 一四  
一五号に於て、  
(2) 一九七〇年二月一日付紳録 一四  
一五号に於て、

が、  
(甲) 冲淵は、  
(乙) 沖淵は、  
(丙) 沖淵は、

1 はじめに  
裁判権は、  
三 裁判権について

2 裁判権  
3 裁判権

が、  
1 はじめに  
2 裁判権  
3 裁判権

が、  
1 はじめに  
2 裁判権  
3 裁判権

既事件よりはるかに自由である。これは、理地  
裁所のした裁判の効果は一措して認め  
ないとして、既決・未決の事件につい  
ては日本の刑法その他に従って適用で  
きるものについては改めて断言すること  
にした。一方で米國憲法時代の布令違反  
などにより拘禁されている者は還送し  
同時に解放されるようにすることも、  
併つて、刑律二・三・四条に該当す  
るかぎり改めて罪罰、処罰するといこ  
のである。そのため特別な捕送券を出さ  
なければならないが、大がかりな船のやり直しが行なわ  
れた。

沖繩の返還にたいしては、東條上りの  
ような種類の事柄までもは「高層」に  
と思はれる。しかし令連長といふこと  
で起程し、既決中の事柄、人権の尊重  
どうもいふ点から想像は絶しなされる。

○法理  
(一) 戦後存続裁判所と既決裁判所の裁判  
を維持して詳細に審判し、沖繩白並く大  
陸に返す。  
(二) 戦後存続裁判所と既決裁判所の裁判  
を維持して、  
(三) 戦後存続裁判所と既決裁判所の裁判  
を維持して、

して、理地裁所のした裁判の効果を、一措して認めないとして、既決・未決の事件については日本の刑法その他に従って適用できるものについては改めて断言することにした。一方で米國憲法時代の布令違反などにより拘禁されている者は還送し同時に解放されるようにすることも、併つて、刑律二・三・四条に該当するかぎり改めて罪罰、処罰するといこである。そのため特別な捕送券を出さなければならないが、大がかりな船のやり直しが行なわれた。

四 遺物の処理について

領土割に伴い、領地における物類を承継し、その価値を承継する

主権すなわち強制力をもつた通貨の領土割に伴い、領地における物類を承継し、その価値を承継する

領土割に伴い、領地における物類を承継し、その価値を承継する

領土割に伴い、領地における物類を承継し、その価値を承継する

三六〇円と決められること等しい。

次に日本が日本を交付する代わりに回収

領地は領有國が取得する。一般には新

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧

領有國が新領地とすべきかえに回収した旧



陳情書

沖繩の講和条約迄の期間、米国合衆国軍隊に依る琉球列島土地所有者の不動産使用及び損害に対し、琉球列島の施政権者として、米合衆国が沖繩の地主のために補償を行なうことをここに要請する。  
講和前補償獲得期成会は、一九五八年三月十九日に結成され沖繩島及びその附近の諸島の市町村長、市町村議会議長、村軍用地委員等員等に依って構成され、会長は渡慶次賀善北谷村長である。  
同期成会は、講和前の米軍に依る土地使用並びに、その損害に対して、請求権を有するすべての地主を代表するものである。

この陳情は、一九五七年六月五日付の行政命令第一〇七一三号第十二項により、提出されるものである。  
此の陳情を支持して、ここに要領書を添付する。

謹言

ネルソン・A・ステット

ノエル・ヘメンディングガー弁護士

ノエル・ヘメンディングガー署名

国務長官  
国防長官

第一章 概説

琉球列島の施政に当り、米軍の使用した土地に対する補償は、米合衆国が直面している、最も重大な問題である。幸にして講和後の主要補償問題に関しては、現在意見の一致を見ているが、講和前の軍占領期間（一九四五

年—一九五二年）の補償問題が未だ残っている。ここ数年この問題は、講和後の土地計画問題のため明らみに出されなかったが、決して忘れられたものではない。講和前賠償請求の総額は、七万八千の個別賠償請求（クレーム）を基準として、四千七百万に相当するものと計算されているが、決定的計算は未だ見出されていない。  
他の占領地域に於いても同様、日本占領中、占領軍に依って使用及び破損された土地及び建築物に対し連合国当局の指示及び管理のもとに、補償を行ったものは日本中央政府であった。しかしながら、琉球列島は沖繩戦終結の日以来、日本の政府から完全に分離され、米統治下に置かれた。日本に依る補償は要請されず承認もされなかった。講和条約当時米国の政策は、一九五〇年七月一日前に使用された琉球の土地に対して、米経済援助による現地通貨から支払を行なうこと、並びに、一九五〇年七月一日以後使用された、土地に対して予算に組まれた資金から支払いを行なうこと等であった。  
しかしながら、一九五〇年七月一日前の補償が施行されたことはなく、又一九五〇年—一九五二年の補償は極めて不十分な基礎に従って施行された。平和条約交渉期間中あるいは、それ以前においても、日本に講和前の請求に対する責任を負わず措置を講じた試みはない。

しかしながら、一九五五年以来米国は講和前の請求権は、講和条約の第十九条（a）—これによると日本は、戦争及び占領から生ずる日本及びその国民のあらゆる請求権を放棄すとのある。—に依り放棄されたという理由でかかる賠償請求に対する責任を負うことが拒否してきた。

日本政府は琉球人に追まられたにも関わらず、法的責任を拒絶した。けれども日本政府はビキニに於ける米核弾テストに依って負傷した日本漁夫に対してと同様、沖繩の当賠償支払未決のまま十億円（日本円）の見舞金を認可した。くりかえし陳情を受けたにも関わらず米国は、当住民の利権を擁護し、いかなる源泉からでも、補償支払

を計るべき施政権者としての責任を無視して来た。

このような理由により、戦争終結後十三年、又、講和後六年を経ている今日、琉球の地主達にとって米國政府に対し、この陳情を行うことは必要である。この問題は現在までには解決される筈のものであり、又解決すべきものであったが、過去はさておき、今適当な時期が到来している、琉球に於ける米統治史上初めて危機は去り、共產主義者はこの米軍基地並びに日本間に不和を煽動する望みを抱いていたが、現在の土地使用に関する米の方針決定に依り暫らく論争の主問題を失った。米國が破局の起る前に占領から生ずる最後の不平等と不正を解決する時は今到来している。地主各位が、講和前期間の正しい賠償請求権を有していることは、広く認められており、講和後の土地問題が解決されている折、同未決問題に今集中すべきである。特に仮住いしている土地を失った家族達は、一九五八年現在適切地料を甚だ必要とするのみならず、又従来彼等の土地が供給した、適切な住宅と生活保障に対する一定額の資本も必要とするものである。破壊された土地の地主、耕作適性を失った土地の地主等は、地料も経済報酬も受領していないし、忘れ得ぬ苦情をかかえている。

單なる正義と道義の点から、早急な講和前補償問題解決が要求され、その解決は琉球における米國の政治経済権にとって役立つものである。一九四五年以来同島の排他的管理を行使し、且つ主張する統治者として、米國は解決への責任を免れない。地主側は終局的責任は米國にあるかそれとも日本にあるかどうかと云う立場をとっていない。地主側の要求するすべては、米國自体が適切な補償をやり、さもなければ米國が日本を説き伏せて補償させると云ったことである。米國は一九四五年以来日琉間の完全なる施政上の分離を主張して居ながら、法的責任を回避するため、平和条約第十九条(a)に頼つて、日琉間に如何なる取り決めを行うと、沖縄人のかつてだという米政策は米國にとって法的に不合理であり、政治上不得策であるように見える。法律の点からして、第

十九条(a)の適用性は非常に議論の余地あるものである。たとえ第十九条(a)の字句に出来る限り、最大限度の効力を与えるとしても、日本の政府及び行政上の権利停止の点で、一九四五年以来日本が、琉球住民の請求権を主張、もしくは消滅することは極めて疑いものである。日本の主権行使に関する限り、平和条約の第三条は講和前の状態を純然と永続したものである。沖縄は事実上一九四五年以来、米戦略信託統治下に置かれて居り、日米双方は講和问题解決当時琉球住民の補償請求を米國の責任として取扱った。

もし米國が第十九条(a)の適用を支持すれば、それで終始一貫してこれまで日本の「潜在主権」に対し譲与する準備をしたより以上に大巾に日本の「潜在主権」に大きく譲与すべきである。現在米國は我田引水を行つている。琉球住民は、彼等の政府として日本政府に頼ることを禁じられていたが、これら補償問題に関しては、琉球住民は日本政府と交渉するよう激励されている。つまり、日本は権利なくして主権に伴う負債を引き受けるよう提言されている有様である。

法的立場についても、詳細な且つ首尾一貫した努力を明らかに必要とする。しかしながら早期解決に導くものは法的処理方法だけしかないとは疑いごとである。国際法に於ける琉球の変則的地位——米國は排他的統治権を握り日本は「潜在主権」を持つ——は法律と法律が対立する傾向を持っている。かかる状態が要求するものは外交手腕であり、又政経的現実に対する実践的調停策である。

可能な解決策には、米國議會に依る新資金の計上、或いは、米國の要請で日本による全責任受諾等が上げられる。しかしながら、当問題の解決に当り、どちらの政府が法的責任を承認すべきだと云ったことは重大ではない。尚政府とも琉球住民の大きな経済上の要求を満たす動機を抱いている。私的補償請求額の支払を可能にするような方法で、経済援助を与える例は、よく学べるものである。

占領期間に関して、日・米間に他の未決財政問題が未だあるが、右のような広い意味に於いて解決が見出されぬ訳はない。  
米國が解決策を見出す責任を拒否すれば解決は不可能であり、その反面米國がそれを引受ければ解決はいたって簡単である。

## 第二章 講和前の土補償請求録

左記にかけるものは此の問題と法政上の背景を含む年代順の記録である。無論この記録の欠陥を埋めるために、秘密資料もしくは、未出版資料を必要とするが、法的及び政策上の結論に欠くことの出来ない資料は含まれていないものと信ずる。

一、沖繩戦は一九四五年六月に終結した。一九四五年七月一日、ニミッツ元帥は、米海軍々政府布告第一号を米軍によって占領された南西諸島及び近海地域の住民に対し布告した。この布告は次の通り始まる。

1 「南西諸島及其の近海並に其の住民に関する總ての政治及び管轄権並に最高行政責任は占領軍司令官兼政府総長、米國海軍元帥たる権能に帰属し、本官の監督下に部下指揮官により行使される。」

2 「日本帝國政府のすべての行政権の行使を停止す。」

二、一九四五年七月二十六日付発表されたポツダム宣言によると、

「(8) カイロ宣言の約定を履行し、日本の主権の及ぶ範圍を本州、北海道、九州、四國及び我がが決定する附近の諸小島に局限す。」(國務省発行「日本占領、政策と進歩」四頁参照)

三、日本政府は一九四五年八月十四日降伏し、ポツダム宣言を受諾した。

四、一九四五年八月二十九日発表され、同年九月六日大統領により認可された最初の対日戦後政策は次の規定を含む。

「米國が調印したカイロ宣言並に他の協定に従って日本の主権の及ぶ範圍を本州、北海道、九州、四國及び更に第二部(連合軍当局について)に次の通り規定されている。

「降伏条件を実施するため並びに右記の終局的目的の達成を計るため、日本内地の軍占領を施行するが日本と戦った國連を代表する主要連合國のための運営性を有する占領とする。」(同上資料、七四頁)

五、日本の降伏以後琉球の日本からの完全行政分離は継続し、日本は連合國に代って履行された間接的軍政下に置かれ、琉球は直接的米軍政下にとどまった。

日本の降伏前ニミッツ元帥が公布した同行政分離策はここに実施されて来た。これは他の典拠にもG、H、Q(總司令部)によって証明、つまり奄美大島からの送還に関する一九四六年一月四日付連合國最高司令官指令がある。「当司令部の知るところによると、日本政府は北緯三〇度以南に政權を有しない」と当記録メモにうたわれている。

六、「遠隔地域に関する日本からの行政分離」と題した。一九四六年一月二十九日付の日本政府に宛てたG、H、Q連合國最高司令官メモランダムに依ると、日本政府は琉球列島に対し、統治権もしくは行政権の行使を停止する旨訓令した。

七、陸軍長官は、一九四九年の演舌の中で、沖繩を恒久軍事基地にし、其他に無期限にとどまる米國の意圖を公言したが、第八一議會(四会期)における下院軍事委員会の軍部構成(審議(一九四九年七月)に於いても、こ



の米国の意図をよく反映した。

八、琉球列島米国民政府に対する一九五〇年十二月五日付の極東司令部の指令には、土地料に関して三つの政策を含んでいる。①一九五〇年七月一日以降米による合理的補償、②一九五〇年七月一日以前の期間に対し、琉球経済援助(ガリオア資金)の相対資金からの支払い。日本との平和条約発効後二日経て発表された、一九五二年四月三日付極東司令部の指令は同政策を再確認した。これら二つの指令の基礎となったワシントンからの訓令は公けにされていない。

九、一九五〇年七月一日前の期間に対する相対資金(ガリオア援助資金)からの地料支払政策は施行されなかった。講和前置に就いて陸軍省民事政局長マーカット少将は一九五五年次の様に説明した。

「一九五〇年六月三日まで琉球の土地使用に対し補償支払は行われていない。一九五〇年七月一日から一九五二年四月二八日(講和条約発効の日)までの期間に対し、米軍は琉球住民に地料を支払ったがこれは米国の決定に従って行われたもので、同決定とは一九五〇年七月一日から吾々は同地域に於いて逐次支払と云った基準で進捗するということ。

土地所有記録の再編成事務は、困難で且つ手間どるので、一九五三年の後期が来るまでは、右記期間に対する地料支払は終っていない。」(三七九一頁、一九五五年六月七日下院軍事委員会審議録)

一九五〇年七月一日から一九五二年四月二八日までの期間に対する当支払は、現在放棄されている基準即ち、土地評価値の六パーセントに基いて行われたが、それは不十分であった。行政上この期間の地料支払のとりきめは、一九五二年十一月一日付民政政府令第九十一号(附録D)及び一九五三年三月二十三日付同布令第五百五号(附録E)によるもので、両布令とも必要契約を締結するに当り、地主を代表する旨琉球行政主

席に訓令した。結局米国はこの期間に対する地料として、一億二千五百三十五万六千四百六十八円八十銭(B円)の金額を琉球政府に預託した。

一〇、一九五一年九月八日調印され、一九五二年四月二十八日発効したサンフランシスコ講和条約第三条は次の通り規定した。

「日本国は北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む) 婦孺岩の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。X 国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ、且つ可決されるまで、合衆国は領水域を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して行政立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

第十九条(a)は次の通り規定した。

「日本国は戦争から生じ又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及その国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し且つこの条約の効力発生の前に日本国領域に於けるいづれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」

「第三条は日本の南及び南東に位置する琉球及び他の島々に関するものである。日本の降伏以来これらの島々は米国の行政下にある。数ヶ国の連合国は日本がこれらの島々に対する日本の主権を放棄して米国にゆずるよう講和条約で決めるべきだと主張し、一方他の国はこれらの島々は完全に日本に復帰すべきだと提案した。かかる連合国側意見の一致に直而して、米国では米国を代表する国連信託統治制下にこれ

らの島々を置くことを可能ならしめる間日本が潜在主権を保持することが最善の方式だと考えた。」同条約の領土条項についてのダレス声明全文は附録のF部に掲載した。

一、一九五三年米國は、奄美大島に対する全権利を放棄し、同島は日本の行政下に返還された。米軍はそこで私有地を使用せず、したがって講和前補償問題は起らなかった。一九五三年十二月二十三日付を以て実施された。

奄美復帰協定は第四条で次の通り規定した。

(一)日本は米國、米國民、琉球列島政府当局、その前任者等に対し、戦争状態の存在のため講じた措置もしくは、戦争から起る日本及び日本人の全賠償請求を放棄し、又、一九五三年十二月二十五日以前奄美大島で生じ、もしくは同島に影響をおよぼした米軍及び米当局の駐在、行動、措置、等から起った全賠償請求を放棄する。ただし前記の棄権には、一九四五年九月二日以降立法された米國及び琉球列島の諸法律の中で、精細に承認された日本人の賠償請求を包含するものではない。

(二)日本は占領軍当局、軍政府、米國民政府等の指令の下もしくはその結果、占領軍政府、奄美米國民政府等の期間中実施され、もしくは同期間中の現行法律によって認可された全行為、並びに不作為等の妥当性を承認し、米國々民もしくは、南西諸島住民がかかる行為、もしくは不作為等から生ずる民刑事責任を引き受けるような措置を講じない。

二、一九五五年六月七日、マーカット少将は下院軍事委員会で次の通り証言した。「講和条約の中で日本は米國に対する日本國民の全戦争賠償請求を放棄し、したがって琉球住民は一九五二年四月二十八日前の土地使用補償に対し、米國に要求する法的根拠を持たない。」

一三、この声明が行われていた頃比嘉行政主席一行は、講和後の土地使用問題に関連してワシントン訪問中だったその記録を手に入れていないが、比嘉氏が講和前の土地使用問題について質疑したこと、彼が得た返答は一九五五年六月七日の公聴会でマーカット少将が証言した同じ返答であったこと、其処で比嘉主席は米國に対し、日本と外交的に同請求問題を取り上げる旨要請したこと等を知っている。

一四、講和後の土地使用に対する一括払い問題に関して、第八四議会、第一開期の下院軍事委員のブライス分科委に依って、一九五五年十月沖繩に於いて開かれた審問中、桑江土地連合会長は次の通り声明を行った。「軍事基地建設により土地並びに他の不動産に損害を与えているが、米政府はかかる損害に対し補償する資格がないと声明している。しかしながら、事実一九四五年から一九五二年の七ヶ年間に基地建設による私有財産に与えた損害は大きい。日本に於いては、戦後の全私的損失は充分補償されて来た。米政府は外交権を含めて琉球の司法、立法、行政権を行使している故、もし米政府がかかる損害に対し、補償を行わなければ、かかる損害補償に対し日本政府に責任があるべきだと信ずる。米政府がこの問題に關し、適切な措置を講ずるよう日本政府によりかかるようこゝに要請する。」

一五、講和前のクレーム(賠償請求)に關してブライス勸告には、一九五五年六月七日のマーカット声明殆んどそのままをくり返している。一九五五年十月十四日から同十一月二十三日までの現地調査後発表された下院軍事委員特別分科委員の報告(七六五三頁)を参照せよ。

一六、一九五六年に始った米國民政府から琉球政府行政主席宛の一連の書簡に依ると、追求された補償に關する土地使用もしくは損害は、講和前に起ったという理由で米政府は補償を拒否して来た。殆んどどのクレームは、講和後の損害状態のまゝ<sup>(1)</sup>放棄<sup>(2)</sup>し、土地に關するものである。米政府<sup>(3)</sup>九五<sup>(4)</sup>、一九五七年、一九五八年

付典形的返書は、附録Hの項に掲載してある。(講和前損害を受けた土地並びに講和後返還された土地等に関する法的問題は第四章で論議する)

一七、一九五六年五月日本政府に提出した同じ算定額(日本円で総額百七十一億六千三百三十三万八百六十一円)を日本政府に提出して、米軍に依る講和前土地使用に対する支払いを、直接日本政府に沖縄地主代表が陳情した。一九五六年五月三十一日日本国会衆議院の外務委は、決議案(附録M)を採択して講和前土地使用問題に言及するとともに、琉球列島の日本行政復帰に関し米政府と交渉するよう日本政府に呼びかけた。諸関係並びに諸国会委員会に依る審議の結果、日本政府が関係地主に十億円の見舞金を支払うことを決議した。(一九五七年五月八日付内閣決議附録J) 当決定策には、米軍に依る支払の際の見舞金額を大蔵省に返済するという規定を設けた。一九五七年八月十六日衆議院予算委の質問に対し、岸首相は次の如く返答した。

「政府が見舞金の支払を決定したことは、沖縄住民を困窮状態に陥らせて置くことは出来ないからであり、支払い責任が日本にあるという訳ではない。米軍が支払いを行うべきだと我々は考える。」(附録K、問答全文を参照)

一九、(註・第十八項は原文になし) 当十億の見舞金は、一九五七年の春、日本外務省と在東京米大使館間に於ける外交課題であったが、その詳しい内容を手に入れてないが米國務省は多分周知している。当該問題についての見解交換に於いて米軍は、当見舞金支払に異議のないことを表明したが、両政府とも地主に対する補償支払の法的責任を回避したことを知っている。

二〇、当講和前問題の解決に対し、講和条約に基く施政当局としての責任を米軍に要求した沖縄人の諸陳情は更に次の通り行われた。

(a) 一九五七年九月二十六日全軍用地問題を取り上げた立法院決議案の一部としての陳情

(b) 一九五八年の初期、新しく結成された講和前補償獲得期成会からアイゼンハワー大統領宛送付された陳情書(デミング総領事を通じて受領)

(c) 一九五八年八月二日土地問題に関し國務、国防両省とのワシントン折衝中渡慶次会長の声明文に依る陳情

二十一、米國務、国防両省の代表は時折米軍には、講和条約第十九条(a)によって講和前土地補償に対し法的責任が無いとの見解をくり返し述べて来たが、周知された範囲内では米軍政府は同条約に基き、施政権者当局として正しい解決を見出す米軍の責任に関して、如何なる立場をも表明したことは未だない。

### 第三章 米国の責任と利害関係

#### 一、講和前の米国の責任

第二章で示された通り、沖縄戦が終結すると、米軍は直ちに一九四五年七月一日ニミッツ布告を公布して日琉間の全関係を断った。一九四五年の八月十四日の降伏条件に依って日本はポツダム宣言の条件を受諾しそれによって日本の主権の及ぶ範囲を四つの主要島と「我々が決定するかかる諸小島」に局限されることになった。米指令に依り日本「内地」は連合国最高司令官の下に置かれ、琉球は直接米統治下にとどまった。琉球に対する日本政府の権限停止は、一九四六年一月二十九日のG・H・Q最高司令官指令により正式に発表された。琉球には降伏条件により、日本の主権が及ばなくなつたかあるいは、「我々が決定するかかる諸小島」という表現により、その地位は未定のままとな( )かど( )かである。

ダレス氏は、サンフランシスコ講和会議で条約の領土条項を討議に持っていき、次の通り述べた。

「日本主権下の領土とは？第二条ではそれを取り扱っている。日本はポツダム降伏条件の領土規定（日本に閉する限り同規定は六年前実施に移された）を正式に批准するものとする」（補強調附録Fの全文を参照せよ）

一、米国の裁判所が適切資料を検討して日本は、講和前期間中沖繩に及ぶ主権を「剥奪された」と結論を下した。（脚注・一）

「剥奪された」と言う語は強すぎる筈だが、一九五二年四月二十八日以前に日本による主権の行使は停止された事は極めて確かのようだ。一若し同期日後主権行使の停止が一段と強化されなかったとしても前後同様完全に停止されたものである。一九四五年七月一日の布告による初めの停止は、占領された敵国領土に対し、交戦国に依ってこれまで通用した主権停止と恐らく同然だった。しかしながら日本の降伏後そして日本本土に於ける間接的連合軍々政府の設定後、日本から継続的分離を以ってしてもこの停止はポツダム宣言及び降伏条件等に包含された、国際政治的決定の履行となったものであり、講和解決を前もって示したものである。

したがって日本の降伏以来、琉球は事実上米戦略信託統治下に置かれて来た。この期間使用された琉球の財産に対する米国の責任を説明するには、諸法論を進めることが出来る。ここでいう信託統治は、軍占領者の権能を排除するものではない。例えばドイツは判然と軍占領下に置かれていたが、西独政府の樹立以前連合軍の占領期間には、信託統治の一形態下にあったことがよく議論されて来た。（脚注・二）

それ故に、戦争行為と直接関係はないが米軍に依って、使用された私有財産の所有者は、対敵占領を管理する（一）条規により、補償を受ける権利を有していたのである。（脚注・三）

米軍が根本的に軍占領者であった期間は、比較的短いものであった。日本の降伏後数ヶ月内に沖繩の米軍

の大多数は、対日戦争の理由ではなく、戦後の米戦略利益に役立つため判然と其処に駐屯したのである。講和前期間に対するクレームの大半は、土地使用並びに損害から生ずるもので、これらは戦争よりむしろ米戦後戦略利益に関連するものである。

琉球の地位を正式に変更する条約が無いからして、軍占領を統制する国際法の原則は（事実上適用出来る限り）存続した。しかしながら尚一層明白な法的義務が米軍にある様に見える。即ち、それは米國憲法の附加条項第五条の中にならえられているところの、正当な補償なしで公用のための私有財産取得を防ぐ保証というものである。この条項は解放されたオーストラリアで米軍による「アメリカ市民からの私有物取得に対し適用された（脚注・四）

この権限は講和前後の沖繩に於ける米軍の私有財産取得にも適用できる。一少なくともかかる取得は対日戦争と無関係でなければならない。

もし一九四五年に始った国際的信託統治論が受け入れられなく、信託統治は講和条約と共にのみ開始したと議論されるなら、既述の判決論に基き、尚一つの有力な例が上げられる。即ち第五条（米憲法附加条項）の正当補償条項は適用出来たということである。

しかしどんな事があったても、日本の主権を停止した軍占領者としての米軍は、土地収用に対する支払をみとどける十分な責任を引き受けたのである。米軍が占領した日本や他の国においても、米軍は中央政府あるいは主な地方行政機構を通じて収用を実施した。諸政府では日本みたいに、しばしば自国民に補償を行ったが、これは占領軍当局によって明っきりと認可された法律並びに予算を通じて行われたものである。そこで次の様なことが言える。

即ち、一方軍占領者としての米國は、国内政府（被占領國）による措置を確認することによって、國際上に於ける自國の責任を果し、他方個人からの収用は、米國が行ったのではなく国内政府が行い、それ故發生した負債は米國が蒙ったのではなく、国内政府が蒙ったのである（脚注・五）

琉球に於いて米國は政府の全責任を引き受けたので、日本政府の直接的責任論は失われたのである。つまり被信託人としての米國は国内政府となつた訳である。（注・六）

講和条約前、米政府から指令を受けていた連合軍最高司令官にとっては、日本に要求して沖繩に於ける米本土収用に對し、補償させることや其の目的で資金を支出させることは可能であつた筈だ。知つての限り、このようなコースはかつて考慮されなかつた。その理由ははっきりしている、日本から同島を切り離すと米國は日本に責任があるとは看做さなかつた。

もし米國が日本に責任があるとみなしたとすれば、一九四七年の対伊條約や他の條約に於ける収用に關してなされた様に、対日講和條約の中でも日本が責任を引受けることを米國は確認したのである。（注・七）

米國は明らかに日本が義務を引受けるとは認めなかつた。次の項に示されているように、講和條約が琉球人の請求權に影響したかどうかと云つた。琉球の法的地位及び關係國の意圖から生じた重大な疑問がある。

## 二、琉球人の請求權に關する第十九條（A）の適用性

關係地主は、補償を行う終局的な法的責任は、米國にあるか日本にあるかどうかといういづれの立場もとつていない。この問題に關しどちらか一方を決めることは、地主の利益にとって適當でもなく必要でもない。地主達は彼等の請求權に對する講和條約第十九條（a）の適用性は、極めて議論の余地あるもので、米國は施政權者としての責任故に同問題の解決策として、ただ單に第十九條に頼ることは出来ないと意見を述べている。

疑問は第十九條（a）の解釈から生ずるといふより、むしろ琉球の不明瞭な地位から主に生ずるのである。これを分析するためには、こういうことも考えられる。即ち、第十九條（a）の放棄範圍は、それを施行する日本の權限の様に広い。簡單にいうと、琉球に及ぶ、日本政府及び行政兩權の停止にかんがみ、日本が講和前後、琉球住民の請求權を主張する權限、あるいはそれを放棄する權限を有していたか、どうかという疑問である。勿論、琉球人はある意味や目的で、一九四五年以來ずっと日本の國民である。しかし、もし日本が彼等に関して、主權を行使することが出来なかつたば、彼等を日本人と呼ぶだけで、當請求權放棄が適用できるものではない。それ故に、充分な分析をするには、主として、國際的請求權と講和前後の國際的琉球の地位を支配する原則に、たよらなければならぬ。

## （A）國際的請求權

伝統的見解によると、一國の國民は國際法上他國政府に對し請求權を有しない、一政府對政府の請求權があるだけだ（注・八）

これは、國際法に追従するのは、個人でなく國家であると云う古い立場から来るものである（注・九）もしある國家が、外人のクレーム（請求）に應ずるなら、その國家にはそれに應ずるかか法律があるからだ（注・十）

國家責任問題の取り扱い方には、相當な不満がある。国内裁判所の救護をさしのべたところで、それはとるに足りないから、個人でも國際裁判を利用できることは望ましいと云う、一般的に一致した意見もある。

## （注・十一）

それにして、通用する説は、國家のみが國際的請求權を行使すると云うことであり、國家がその國民のた

めに請求権を行使する場合は、請求問題が起つた時、又国際的にそれが提出される時、彼等は、その国の国民でなくてはならないと云うことも通用説である。(注・十二)

主権国は、クレームに対し全権を有し、その提出を拒否してもよいし、それを消滅することも出来る。

(注・十三)

しかし、もし消滅するなら、自国でその国民に対し適切な救護をほどこす義務がある。(注・十四)

論説者達では、もし主権国がクレームを支持もせず、消滅もしないとすると、クレームに対する正確な説明に意見の不一致を見て居るが、もっとも伝統的見解からみても、主権国の請求権(クレーム)と判然と区別がつく個人によるクレームも存在する(注・十五)

左記(e)項で、論議される理由から、対日講和条約の請求権放棄条項(第十九条・a)は、同条項が適用したクレームを消滅したのではなく、むしろ同条項は、日本による一つの同意に等しいものである。―即ち、日本はいかなるクレームでも、国際的請求問題にしない、―又連合国は国際法上かかるクレームを、承認する義務を有しないと云う日本による同意。

しかしながら、どっちも考えても、きわどい疑問はどの國家(日本か米國か)が講和前後、琉球人のため国際的請求権を行使する権利を有するかと云うことである。もし両期間に対する責任は、日本にあるとすれば、米國に対するクレームは、日本政府を通じてのみ主張され、(もし米國の法律にかかるクレームに対する規定がないとすれば)そこで、第十九条(a)は日本政府が主張するクレームに、適用されると云うことになる。若し、この責任が米國にあるとすれば、第十九条(a)は適用しなくなり、強く云って国際的請求権のからみ合いはない訳である。(注・十六)

若し両期間に対する責任国は日・米兩國だとすると、(類推して二重国籍)そこで琉球人のための日本によるクレームは禁じられないが、琉球人のクレームは、直接米國に持ち出すことは出来ないだろう。

もし、講和前及び講和後の両期間に対するクレームに関する事情は尖々異るとしたら、分析はますます難しくなる。と云うのはかかる入り乱れた事情に適用できる満足する通用説は存在しないからである。(注・十七)

その上困ったことはかかる事情では、第十九条(a)はそれが適用したクレームを消滅するよう解釈されるか、或いはクレームを国際的請求権問題にする主権国の権利を、ただ単に放棄するよう解釈されたかは夫々異なるものである。(注・十八)

徹底的な分析をするには、前節で吟味した諸論点に加えて十二の組み合わせた諸論点を考慮する必要がある。(注・十九)

幸いにして、かかる徹底的な分析は必要とされない。と云うのは講和前後の阿地位(琉球)は、根本的に同じであるからである。脚注の部にもっともな点を指摘してあり(注・二十)  
左記の(e)節にもっともな点を述べてあるが、それは米國が、実際にとっている立場の合理化に最も近いものと考ええる。

注・八 ギーチャード著「邦人に対する外交上の保護」九頁七三頁、一三四a頁、一三九頁(一九五五年)ハックワース著「國際法ダイゼスト」第五卷・四八六頁(一九四二年)ネルソン著「賠償請求に適用する國際法」第十六章(一九三三年)ムーア著「國際法ダイゼスト」六卷・一一六頁(一九〇六年)

注・九 オーベンハイム「七版」テルハスツ発行・第一卷十三頁・二〇頁及び「下著」第一卷・十一頁・十

一〇頁を参照せよ。

注・十 ボーチャード著、九・七三・一三七頁

注・十一 ゼズンブ起稿「負傷に対する国家責任」、コロンビア大法学レビュー誌、第四六卷、九〇三頁（一九四六年）ターリントン起稿「國際賠償請求の手法」、米國際法誌、第四九卷、二二九九頁（一九五六年）ホニグ起稿「國際法に於ける国家責任」、法学ジャーナル誌、第一〇七卷、七三九頁（一九五七年）ボーチャード起稿「海外邦人の保護と國籍変更」、エル大法学ジャーナル誌、第四三卷、三五九頁、三九〇頁（一九三四年）

注・十二 ボーチャード著、三〇六―三二〇頁、オペンハイム著、第一卷、一五五―頁、ハイド著、二卷、二七五頁、ホワイトマン著「國際法に於ける損害問題」、一巻、頁九四―（一九三七年）、ハックワース著、五巻、頁八〇―

注・十三 ボーチャード著、一四七頁、ハイド著、第二卷、二七〇―二七三頁。

注・十四 ボーチャード著、一四四頁、一四九頁、この問題は國內法問題のようである。國內法よりけりて、この問題は法的義務があるいは道義、政治的義務である。日本の新憲法の第二九条(米憲法の附加条項に似て正当な補償なくして公用のための物件を取得しないことを保証する。条約による請求権の放棄に對するこの保証条項の適用性、日・米兩國に於いても確かでない。

注・十五 ボーチャード著、九頁、三四頁、伝統的見解に基くと一個人のクレームは主權國のクレームからかけ離れた全然別個のものであり近代の見解に基くと主權國の異った別個の利権は一つの仮定とみなされ、一個人の利権は真先に來る利権とみなされている。いづれの見解に基いても一個人の利権は、彼の政府の積極的措置に依つて放棄もしくは賠償されなければ存続するものである。

注・十六 施政權者としての米國に對する諸國には國際的賠償請求からんで、在る訳ではないが、それでも尙當諸國は國際問題である。その理由として、當諸國は被信託國であるアメリカに對し非米國市民達によるものであるからだ。前記の

レインステイン著、注二、オペンハイム著、第一卷、九三頁、九三頁九四頁、注二十二等を参照せよ。

注・十七 ボーチャード著、一三四頁、ハイド著、第二卷、二七五頁、ホワイトマン著、第一卷、二二九頁、ハックワース著、第五卷、八一―九頁、注十一の中に引用された小論を参照せよ、米國はしばしば不満の行為が起つた時、米國の保護を受ける権利を持たなかつた請求者達のために外交上の世話をやつて來た。ホワイトマン著、一〇五頁を参照せよ。

注・十八 たとえばもし講和条約第十九条(a)が賠償請求権を放棄したものと解釈されれば、日本は第三條に規定した領土の住民に代り賠償請求権を行使する資格はなく、したがつてこの日本の無資格は第十九條をして講和前日本の権能内にあつたクレームに適用しなくなる。もし第十九條(a)はその範圍内にあるクレームを償却するものとして解釈されるならば、この問題は同條約締結當時、同住民を代行する権能に集中する。論旨(e)の償却論を参照せよ。

注・十九 講和前の外交保護に關して三つの可能性がある。(日、米兩國)。講和後の外交保護に關しても同様なことが云える。又二つの法的理論、即ち放棄論と償却論である。これらに乗すると、即ち3×3×2=12となる。これらの中六つは前述の通り論議されているが、これらは次のような事を前提とするものである。

——講和前後とも外交上の保護権は、同様な性質をもつたものであり、この場合、放棄論が來るかそれとも償却論かと云つたことは問題でない。

注・二十 論旨(e)で論議された可能性は講和後日本は、第三條に基いて琉球人に及ぶ外交保護を行使する権限を保有しなかつたとしても、講和条約によつて請求権は償却されたと云うことであつた。もし、償却論が拒否され、そして講和前——講和後ではない——日本は琉球人を代行する権限を保有してたと仮定すれば、講和後に於いて、日・米兩國のいづれが、講和前起つたクレームを提出する権利を有するか、断言出來ないのである。勿論今まで承諾された説明によれば、同クレームは丁度國籍のない人々のクレームと同じであり、どの國もクレームを提出する権限を保有しないと云えるかも知れない。注十七に引用した權威者の著作を参照せよ。もしかかる事情が起つていたら、數十万人

を法的地位の辺土に懸する代りにむしろかかる事情を收拾するために新しい国際法の教義あるいは制度の発展を見たであろうと思われる。ボーチャード氏は個人は国籍を変えることに依つて新しい保護権をもちとることが出来るという考えを痛罵しながら、彼は領土の譲渡の場合、保護権の変更に対し何にもか言及される余地があると、譲渡の色をみせている。エール大法學ジャーナル誌、第四三卷、三八八—三八九頁、ハイド著、第二卷、八九五頁、バン・エイシンの論、『パネンブーサーサルダテイス事件』、I、C、J、一九三九年（ローテルパスシ、年鑑グイゼスト及び一九三八年—一九四〇年国際法事件公報、三二四頁）等を参照せよ。しかしながらたとえ講和前日本は琉球人に対し全管権を有していたと仮定しても、ここで重要なことは通俗説に基き、日本だけが講和前起つた琉球人のクレームを、講和後に於いて提出する権利を有している、結論することは難しいと云うことである。それで右の説を前提に、第十九条(a)は琉球人の米國に対する請願をさまたげるものではないと云える。

### (B) 講和前の地位

米國は占領の開始と共に琉球と日本政府間のあらゆる關係を切り離した。日本の政府下に、残留した同地域は、日本の一部として取りあつかわれずに、講和解決で日本から分離を条件としての領土としてとり扱われた。この期間に於ける米政策の前提となつたものは、米國は同地域に及ぶ完全な管理を行使し続け、日本は降伏条約により既に、主権を奪われたか、或いは、講和条約により主権を奪れるかのどちらかであるということであつた。日本の主権は降伏条約により剝奪されたとか、又講和条約により、潜在主権が回復した等と議論する根拠はあるが、それより良い見解は講和条約は単に、講和前の事態を永續させたと云うことであるように見える。日本の主権の行使は、講和前も其の後とも停止されたが、もし日本占領中、日本政府が沖繩人に代りクレームを主張したとすれば、SCAPIN第六七七号を参照せよと、云われたことだろう。(附録B)もし日

本が琉球人の利益を保護する國際的責任を保有していたとすれば、責任は連合國最高司令官にあつた。何故なら、彼は日本の外交關係の責任を保有していたからである。

### (C) 講和後の地位

第三条は「行政、立法、及び司法上の權力の全部及び一部」を米國に与えている(注・二十二)一九五七年六月五日の米國行政命令第一〇七三五により、國務長官は「琉球列島に關して外國及び國際機構との關係行為に對して」責任を担当するが、もし明日外國の飛行機が那覇に墜落して損害を与えたとすれば、米國は沖繩人の損害賠償請求を提出することは、米國の責任とみなすのか、それとも日本の責任とみなすか。(注・二十二)

「潜在主権」の定義に關して權威ある聲明はないが、ケーラー下院軍事委員法律顧問から、レオン・H・ガヴイン議員に送つた、一九五七年十二月二十六日付書簡に信頼すべき見解が述べられて居り一九五八年一月十五日付議事録・A二八三頁に掲載されている。(全文は附録・Iに掲載)ケーラー氏は次の通り書いた。

「潜在主権と云う言葉は國際法上正確なものではなく、法律家が云うラヌダム・イウス・ソパラニクテス(ラテン語)を有するようみえる。潜在主権とは一種の獨立國の形式的權利にすぎず、眞の主権を行使する權利の一部でも日本に与えるものではない。この「潜在主権」の結果、日本が保有していると云えるものは、米國が第三者に琉球をゆすり渡さないと期待する權利だけである。」

沖繩人の請求權は第十九条(a)によつて放棄されたと云う立場は眞面目から見れば逐行する。何故なら、この見解からすれば日本は明らかに琉球人に代り、國際的請求問題提出する地位を有してはなかつた



からである。

注、二十一 一九四七年四月二日附きで、安理理事会が承認した前日本委任統治諸島に対する「信託統治協定」の第三条の語法と、これらの語法を比較せよ。「放政権者は該領土に及ぶ行政、立法、司法の全権を保有するものとす」

ローテルバスタ氏は国連下の信託統治について述べた際、「残余主権」(潜在主権の訳を示していない)と云う言葉を使った。オーベン・ヘイム著、九四頁を参照せよ。サンフランシスコでグレス氏が「潜在主権」について発言した時、彼は勿論信託統治を含む。第三条のすべての規定に言及したのである。

注、二十二 もし米國が琉球人に代り第三者に対しある國際上の賠償請求を提出してもよいと考えるなら、米國は琉球人が米國民であるとする理由で、そんなことを行うのでなく、琉球人は米政府の保護を受ける権利を有していると云う理由で、多分かかる措置を取るであろう。諸米屬島の住民は米市民権を有していないが、彼等は米國の保護を受ける権利を有しているという意味で、米國民としてみなされて来た。ボートヤード著、一九九頁、ホワイト著、第一卷、九五頁を参照せよ。

しかしながら琉球は國際法で保護領、委任統治領、信託領土として知られている諸地位のいづれかに当てはまるようである。かかる各領土の地位は、それに関連する特殊な文書と事情によって決まるが、保護國がかかる領土の住民をその國民扱いにせずに、外務關係の責任を引受けた例は数多くある。ハックスフォース著、第一卷、七七頁、ハイド著、一巻、二一三頁、オーベン・ヘイム著、一巻、九〇—九四〇頁、ウイートン著、「國際法」(第六版、イクス社發行、一九二九年)、八〇—一二〇頁等を参照せよ。

(D) 二重保護

事実講和条約以来、琉球住民に対し海外で外交領事面の保護を与えているのは、主として米國であるが時々日本もそうして来た。彼等は、米國民政府が発行した身分証明書をもって海外を旅行し、知っている範囲内で

は、利害關係の争いは起つたことはないから、前例から適切な結論は得られないし、たとえ日本の保護權が挑戰されたとしても、しかしながら特に國際的事柄に関し關係國による、司法上の事情についての実用的解釈を、具体化する様な慣例に留意して良い。

慣例について二つの合理化の可能性がある—琉球に対する日本の外交保護を米國が承認すれば、潜在主権により日本は琉球人にかかる措置を構はしてよいし、あるいは、兩國とも外交保護を与える權利がある。後者の理論は亂雑なものだが、二重國籍の場合それには前例がある。

現在又は關係國自身が法律、協定、あるいは、官言によって司法上の事情をもっと詳しく述べるまで、これら二つの結論のどちらが正しいかと云うことに対し結論がでるはずがない。

もし、日本が米國の黙認だけで、琉球人に外交上の保護を与えることができるなら、それでは米國ははつきりと、琉球人の利害關係を保護する本来の權利と責任を有していることになり、直接米國への琉球人の訴えは、第十九条(a)によって影響されるものではない。

もし兩國とも琉球人に対する外交上の保護權を保有するなら、それでは日本に依る放棄を規定した条項は同住民に依って、直接米國に提出された請求には適用しないであろう、二重國籍の場合、規則と慣例はこう云う風になっている。

即ち、各々の國は從屬國民との關係では、各々の國の法律に基き、彼等を其の國の民族として取扱って居り、又各々の國は他の國(二重國家制のどちらか)の法律に依って影響されるものではない。(注・二十三)それ故に、この説は、講和前の請求權(第十九条・a)を無視するため、米國を主張して来た唯一の根拠を排除するであろうが、この説に依り、實踐的解決を目的とする兩政府間に於ける外交協議の論理を強めるで

あろう。  
(E) 消滅論

米國は琉球の行政から日本を排除したが、講和前起った琉球のクレームは、第十九条(a)により日本によって放棄されたと主張して来た。この立場を合理化するためには、講和前の日本の主権行使停止は第三条による停止と夫々異なる特徴を有すること、それから平利条約で日本は琉球人に代り國際的請求権を行使する権力を保有していた事。(注・二十四)

又日本は、第十九条(a)に依つてこの権力を行使した事、それから放棄を規定した条項自体が記述した特徴を持つたクレームを消滅した事等を理解する必要がある。

(1) 日本主権國の権力行使に関する限り、前に述べた理由で、講和前の琉球の地位から其の後の地位を識別することは困難である。

(2) 第十九条(a)は、クレームを主張する日本の権力を放棄したと云うより、むしろ第十九条(a)が適用した権力を消滅したと云う結論を正当化するには極めて明瞭な語法を選択する必要がある。主権國の國際的權利と個人の權利は夫々識別されるものであり、主権國の權利放棄行為(ある特定の)は必ずしも個人の權利まで消滅するものではなく、そう云う意圖がある場合、米國を調印國とする条約にはその意圖が明記されている。(注・二十五)

例によつては條約の關係個人は、補償を受ける權利があると明記されているが(注・二十六)

勿論ここでは、かかる規定はない。第十九条(a)は請求権を消滅するものではないと示すものに、米國は改定された日米撤退請求法により、請求権(同請求法がなければ講和條約によつて、禁じられていたはずの

請求権)を承認して来たと云う事實がある(注・二十七)

(3) この理論を適用するためには、第十九条(a)は有効で第三条は有効でなかつた瞬間があつたことを理解する必要がある。

同條約は実施されるまで効力がなく、それが実施されたとたんに琉球は第三条により日本の管轄外となつた。抽象論を正当化するには、今述べたことは事實關係國の意圖であつたと云うきわめて強力な証拠を必要とする。

(4) 恐らくこの理論は未來條項並びに回顧條項といった見地から表現できる、前者は將來の關係及び行為に関する規定を包括し、後者は過去に関する規定を包括するものとする。これはもつともらしくきこえるが難しいところもある。

講和條約に包括されている一つの約束—肯定的であるうと、—否定的であるうとは、一九五二年四月二十八日をきして必然的に將來あるいは、講和後の出來ごとに関する約束であるが過去の行為あるいは事情を對象とするものもある。

例えば第十九条(a)は、はっきりと講和條約の有効期日前に起つた請求を對象としてゐる、しかし講和條約で日本の權利を作つたり、或いは消滅したりした條項では同條約の全規定(講和條約の効力開始により實在した規定)は、「日本」に關係してゐるようである。

もし同條約で、「日本」に負わされた全約束が検討されたとすると、「日本」と云う語法が明っきりと講和前の日本を對象とする例はないが、かかる語法が矛盾あるいは、不合理の結果となつてゐる、多くの例はある。(注・二十八)

注 二十三 二重国籍を持つ一国民がいくつかの国に対するクレームの場合慣例は、本人の国籍資格を関係政府が否定することである。しかしこの場合どの国籍にするか云った事を商政府当局はしばしば決定して来たし、かかる場合、領土に基づく国民資格は、血統に基づく国民資格に優先するものである。ボーチャード著、二五三―二六〇頁、ハイド著、第二巻、三七五頁、三七二―三七五頁、ホワイトマン著、第一巻、九六頁―一二五―一二九頁、ハックスラー著、第二巻、八〇九頁等を参照せよ。

注 二十四 も日本が一九四五年以後、琉球人のクレームを主張する地位になれば、論議せずとも日本は講和条約で、琉球人のクレームを償却することが出来なかつたと仮定される。しからば日本は第三条を締結する権限を持っていたか、と云う疑問が起る。これに対する答として、日本政府は協定―いかなる人民と云え領土云え、これらと日本主権国との関係を定める協定―を結ぶことが出来たと云えるのである。多分同条約は単に既に確立された関係を批准したものであり、それは丁度第二条に規定された領土に關しても云える当然なことである。附録、Fダレス声明を参照せよ。

注 二十五 スペインとの戦争(米法令集、第三〇巻、一七五四頁)を終結した一九八八年十二月十日のパリ条約は次のような規定を包含した。

「第七条、西米國は戦費に対する損害賠償を含み、キューバ叛乱の勃発以来、及び当面の条約批准交換以前起つた他の政府に対するあらゆる種類、いづれかの政府、各々の市民、従属民等の国家的及び個人的、損害に対するすべての請求権を相互に放棄されるスペインに対する米市民の損害賠償に対するすべての請求権を相互に放棄するものとす。

米國は該条項により、放棄されるスペインに対する米市民の損害賠償請求を裁定、解決するものとす。」「ヴェルサイユ条約は次の条項を包含した。(米条約、協定集、三五―九頁)

「第四三九条当面の条約の諸規定を侵害することなく、独逸は宣戦の布告なしに独逸帝國と國交を断つた諸國を含

み、いかなる同盟國、連盟國、當面の条約調印國等に対しても、當面の条約発効以前に起つた出来事に基づくいかなる損害賠償請求をも直接もしくは間接的に申し出ぬ事を約束するものとす。

當面の規定は利害關係当事者が誰であらうと、条約発効後償却されるものとする。かかる本質を有するすべての賠償請求を完全に、そして最終的に禁ずるものとす。」「この条項は一九二二年八月二十五日の獨逸との平和条約により、米國にも適用出来るようになった。米法令集、第四二巻、一九三九、条約、協定集、三巻、二五九六頁。

一九一九年九月十一日「セイント、ジャーマイン、エン、ラエ条約」第三七条の中にも似通つた規定があつた(条約、協定集、第三巻、三三三頁)。(一九二二年八月二十四日のオーストリアとの平和条約により米國にも適用された。米法令集第三巻、一九四六、条約協定、第三巻、二四九三頁)一九二〇年六月四日の「トリアン条約」第三六〇条にも似通つた規定がある(条約、協定集、第三巻、三六九四頁)。(一九二二年八月二十九日のハンガリーとの平和条約により米國にも適用した。法令集、第四二巻、一九五一、条約、協定集第三巻、二六九三頁)

イタリア(米法令集、第六十一巻、一二四五頁、T I A S 一六四八)、ルーマニア(米法令集六一巻、一七五七頁、T I A S 六一四九)、ブルガリア(米法令集、六一巻、一九一五、T I A S 一六〇五)、ハンガリー(米法令集、六一巻、二〇六五頁、T I A S 一六五一)等との一九四七年二月十日の平和条約も類似した条項を含んでいる。(七六、三〇、二八、三三卷)。次の条項はイタリアとの条約からつたものである。

「七六条(一) イタリアは、連合國もしくは、連盟國がイタリアと交戦したとしないにかゝらず、イタリア政府もしくは、イタリア国民のために、直接戦争から起りもしくは一九三九年九月一日以後ヨーロッパに於ける戦争状態の存在のため構じた措置から起つた、連合國及び連盟國に対するあらゆる種類の請求権を放棄するものとす。

「七六条(二) この条項の諸規定は、利害關係者が誰であらうと、後償却、ルここに言及された本質のあらゆる請求権を完全、且最終的に禁ずるものとす。イタリア政府は、イタリアの領土内で連合軍もしくは連盟

軍に対し、毀滅に基づき、補給物資もしくは施設を提供した人に、「リラ」で公平な、補償並びにイタリアの領土内で起った、連合国もしくは連盟国に対する、非戦闘の損害賠償等を行うことに、同意するものとす。」

注、二十六 スペインとの平和条約、一九四七年のイタリア、ルーマニア、ハンガリー等との条約等との条約等は注、二十五に引用されている。

注、二十七 一九四八年の最初の法律（米法令集、六二巻、一三三頁、USC A P P、第五〇巻、一九八一頁）は講和条約第十九条（b）の規定の範囲内にある。その規定に依ると開放権は一九四五年九月二日以來立法された連合国の法律の中で詳しく認められた日本人のクレームを包含しないのである。しかしながら、同法律は一九五六年度改定された。（米法令集、七〇巻、五一三頁）それは許されたクレームの範囲を拡大するためであった。新しく認められたクレームは第十九条（a）により償却されたものである。もし同条項がそう云う風に解釈されていたら、たとえクレームはもはや存在しなかったとしても、米国の法律は、勿論クレームを作り出した管だが、同法律の言葉は、クレームを承認する言葉であって、それを作り出す言葉ではない。

もし第十九条（a）は、それによってカバーされたクレームを償却しなかったとすれば、これは米政府に対し日本住民のクレームを直接提出する余地を与えたものではない。調達は、日本政府を通じて遂行されたのだから、かかるクレームが起る筈はなかった。注、五に引用された「スタンダード、パキウム、オイル会社対米國」訴訟事件を参照せよ。

注、二十八 第一条（b）——「連合国は日本とその領域に及び日本国民の全主権を承認するものとす。」もし「日本」と云う言葉が第三条の領土を含むものと解釈されると、第三条と矛盾する。第四条（c）——「（当面の条約に基いて日本の管理から除去された領土と日本を連絡する海底電線の場所）ここの「日本」ははつきりと第三条の領土を除外した日本を対象としている。

第六条（a）——（九十日間に日本から連合国の占領軍の撤退）

「日本」とは明らかに第三条の領土を除外した日本を云う。と云うのは同領土から軍隊を撤退する意向はなかったからだ。それに沖繩に於ける継続的軍隊の連駐は日本の同意によって決まるものではなかった。

安全保障条約及び同条約を履行した行政協定——両方とも、講和条約と同時に発効した。——にも講和後日本政府の管轄下にある領土を対象として、同じく「日本」と云う言葉を使っている。

第六条（c）——占領軍の使用に供した日本人の財産返還）、第六条（a）での同じ理由で、「日本人」と云う言葉ははつきりと第三条の領土を含む意図ではなかった。第十四条（a）——（賠償）「日本国民の奉仕」と云う表現ははつきりと、第三条の領土に住む日本国民を除外するものである。と云うのは、彼等は日本政府の管轄内に居ないからである。

第十五条（a）——（日本にある連合国の財産返還）ここの「日本」は第三条の領土を包含すると解釈されることは不可能であった。何是なら日本政府は、第三条の領土にある財産に及ぼす措置を構する地位になかったからだ。第十五条（c）——（日本に於ける連合国の著作権の承認）ここの「日本」は、第三条の領土を除外したものに違いないし、何是ならば、日本政府は其処の管轄権を保有していなかった。

第二〇条——（日本に於ける独逸の財産）政府は第三条の領土に於いて、この規定を履行することは出来なかった。同領土は除外されている。

同様にして「日本国民」と云う表現をよく検討すると、琉球住民を包含する意味を持つ語法は日本政府と、つながりもない住民のために、日本の措置を要求するような不合理な結果となる二つの例が明々び上るのである。

（）第四条（a）——（第二条により日本から切り離された領土に於ける日本国民の財産に関する特別な取り決）第十六条——（海外日本資産の賠償としての譲渡）（）第十四条（a）2（1）では条約発効とともに連合国の管轄内に

ある日本国民の財産を差押える連合国の権利を認めて居り、差押え当日の琉球の地位に多少趣旨があつたとしても、第十九条(a)と同じような解釈上の問題を含んでいるのである。

「放棄」と云う語は多分第十九条(a)のように連合国が日本に対し請求権を放棄するものと規定する第十四条(b)の同じ意味を持つものである。しかしながら第十四条(b)では連合国の財産返還(第十五条)を対象とする但し書、即ち当面の条約で別に規定しなければ」で始まっている。この約束は遂行する時を要したし、事実連合国は賠償請求の規定期間の延長を要請し、日本はそれを承認したのである。それ故に、「放棄」と云う言葉は、どの賠償請求に適用したか知る訳はなかつたので、条約発行情日とともに「放棄」と云う言葉をクレームを債却するものと解釈することは不可能である。

(F) 日・米国の解釈

講和条約の原文及び国際法の適用出来る原則はさておき、總ての証拠―当時の証拠とここ数年間の証拠―によると、日・米双方とも講和前のクレームは第十九条(a)によって影響されるものでないと見なした。これに関する記録は第二章に掲載したが、おもな点は次の通り。

- (1) 米国は一九五〇年七月一日以降の地料に対し、予算計上した資金(充当資金)から支払う政策と、同期日前の地料に対しては、琉球ガリオア資金から支払う政策を一九五〇年に採択した。この政策は講和条約発効後二日して極東司令部が発した指令の中で再確認された。
- (2) 日本政府は、日本の現行法に基づき、占領軍が使用した不動産に対し、同政府管轄下の住民に支払を行った。米国に対する琉球の日本人(琉球人)のクレームを放棄することは、日本の道義上の義務にもかゝわり、丁度他の日本人並に、琉球の日本人を優遇することは、日本政府の合憲義務にもかゝつたであろう。

日本の降伏後の法律は講和前後の琉球では適用出来なかつた。講和前後の施政権者として米国は、日本をしてその義務に当らしめる強い動機―云いかえれば道義上の義務―を有していたことだろう。琉球人も日本を同問題に直面させる動機を有していたことだろう。しかしながら、講和条約当時あるいはその後長く経過してまで、このような事を考えた者は居ないようである。

- (3) 日本政府は其のところ講和条約の交渉に当り、琉球人の見解を確認したり、あるいは彼等に代り行動をとったりする立場になつたが、本土に於いては日本政府は日本人の利害関係に關しては、彼等の見解を受考したものである。事実上日本政府は沖縄人のクレームを放棄したと云う理論は、日本人の一部(沖縄人)との交渉をなした、あるいは政府に陳情する彼等の権利を無視して、真に彼等の利害関係にかゝわる措置を日本政府が講じたことを意味する。そうする権力にはきわめて異議があり、又その意圖にも更に疑いものがある(注・二十九)

- (4) 一九五三年奄美大島の返還に關する協定から推して日・米双方がそれ以前に考慮した適応性を型にはめてあることが判る。―即ち、(一)第十九条の放棄行為は適応しなかつたこと、そして(二)奄美大島返還期日までのあらゆるクレーム(請求)に対する放棄を返還協定に規定したこと、(事情によりいかなる異議があつても)奄美大島の場合特別な問題はなかつたにも関わらず、第四条は慎重に草案され、又交渉中相当議論されたが、無論その理由として、日・米双方とも第四条は場合によっては起り得る他の島々の返還の手本となりはせんかと考えたからである。もし第十九条は適用できるとみなされていたら、(あるいはもし米国が第十九条の適応性を主張する事を期待していたら)一九五二年四月二十八日前の期間に対する放棄は、既に有効だと第四条に明記されるのが当然だろう。

(5) 講和前土地請求者(琉球人)に、十億円の見舞金を支払うと云う一九五七年の日本政府の決意はあまりにおそかったので、講和条約の解釈とは見なされない、どうあっても日本の法的責任感を意味したものでない。こう云うことは国会の諸委員会に依る質問に対する政府の見解(第二章 第十七節 附録 K 参照)や、内閣決議(附録・J)の中でもかゝる責任を否定したと云うだけの事ではなく、むしろ人間の境遇が措置を講ずることも要求し、法的事情が時間を必要とする場合、日本の慣例ではかゝる支払は普通であるが故である。例えば衆院の予算委に日本の予算局長が指摘したように(附録 K)日本には責任はなかったが、ビキニの災難にあった被害者に、日本はかゝる見舞金を支払ったのである。債務に関しないこのような支払の例は他にも多々ある。(注・三〇)

同見舞金支払は、無論同胞としての沖縄住民に対する強い日本人の関心を示すものであり、日本人は沖縄住民がいつか日本に復帰することを希望しているのである。日本政府は施政権者としての米国の同意なくかゝる支払いを行ったかどうか、興味ある問題だが、これはアカデミックの問題でもあると云うのは、事実米國はそれについて通達されたし異議を表明しなかつただけでなく、又日本政府と協議して当支払いに対し積極的に協力したのである。

注・二十九 國際の見解からすると、住民が「過失を犯した他の國家」に、苦情に対する請求を申し出るよう自國政府に要請し、同政府がそれを引き受けて、はじめてクレームと云うものは起るのであると、ハイド氏は主張する。ポーチャー博士の見解によると、私的クレームが公的請求に合併するのは、住民と彼の政府が、クレームを國際請求問題にする時であり、同政府は公衆の利益を考慮して、個人のクレームを解決し、妥協し、あるいは手放す無限の権限を有している。

注・三十 多くの日本人のクレームは米軍の行為から起つたが、米軍の法的責任は、直ちに確定できなかったため、日本政府は一九五三年に「緊急見舞金制度」を設置した。一九五八年の日本政府の報告によると、同制度下で今まで八五件あったが、日本政府はその制度に基づき、見舞金を支払った。其の後米軍は日本政府に対し、補償を行うことになり、責任を承諾するようになった。

米國はビキニ核弾実験の犠牲者のために、一九五八年一月四日日本政府に二百萬弗を支払った。この資金により同犠牲者達に対する、緊急救済金として以前日本政府が出費した、五六、七七八、〇〇〇円を返済したことになる。

(G) 第十九条(a) に関する結論

第十九条(a)により米國は法的責任を免かれたと云う立場は論的に次の主張に基づくべきである。一即ち米國よりむしろ日本側が、琉球住民に代り國際的請求権を行使する適当な國家であると云う意味では琉球住民は日本國民として残留しているとの事に關連して、この立場は米國の見解に反するようであり、又とんでもない意味にとられる、一もし米國の立場は右に述べたようなことならそれでいいが同クレームは、米國の責任と云うより、むしろ日本の責任であると云う立場は講和条約に關し一九五三年までの日米兩國による實際上の解釈に反しているように見える。

日・米兩國は琉球人に対し外交上の保護(類推して二重國籍)を施せると云う立場は可能である。この立場は信頼できる幾部のアメリカ人の見解に反するが日・米兩國の慣例と一致するものである。しかしながら、この立場は第十九条(a)があてはまると云う結論を正当化するものではない。何故なら琉球人のクレームは、日本に依つて提出されるのではないどころか、この理論では当然米國に提出されるものであるからだ。

三、日本に対する沖縄人

米国はどんな根拠でその立場のため第十九条(a)に頼っているか明らかにしたことはないで、日本政府が知るはずはない、このような事情で何故日本政府は講和前補償の支払に対する責任を受諾することを嫌がるか、或いは、沖繩の地主に代り米国と交渉を始めることに依って、積極的に解決策を追求することをいやがるのか想像することは難しくない。第十九条(a)により、請求権は消滅されたと言見解を受諾するよう日本に期待することは不合理であろう、もし国際裁判所か、(或いは日・米双方がこの問題を持ち出してよいと決めた)他の不偏団体がかかる判決を下したことがないとすれば、これは非常に怪しく法的根拠に基づかない沖繩人に關する重い責任をひき受ける事を意味するであろう。

若し米国が首尾一貫した立場をとって、第三条に基づいた米行政の期間中、日本には積極的に主権の一部を行使する権利があると認めなかったら、第十九条(a)の意味で沖繩人は日本国民として残留していると云う理論に基づいて、日本に責任を引き受けるよう期待することは不合理なことであろう。さもなければ日本は論理と法原則に違反して、権利一つなくして最高責任の負債を引き受けることになるだろう。

沖繩の地主に代って、日本が正式に補償を請求することは第十九条(a)に依って多分禁じられているので沖繩の地主に代って、米国と交渉を始めるよう日本に期待することは不合理なことであろう。

#### 四、現在の米国の責任

沖繩人に対する公平な取り扱いを否定している行きつまりの状態は、前述の論議から明きりしている。一九四五年以来被信託人としての米国は、その被保護者のために、この行きつまりを打破する措置をとる義務がある。其の第一歩は第十九条(a)に関する米国の立場を再検討することである。

検討して、もし第十九条(a)は適応しないと結論するならば、そこで米国はその管理下の財源から賠償支払に

対する責任を受諾できる、或いは米国は今改正すべき講和解決に於ける欠陥の理由で、日本と交渉出来る訳である。

若し、米国が第十九条(a)に関する従来の立場を再確認すれば、それこそ米国は全関係者に対してその理由を明らかにする義務があるばかりでなく、又外交上の交渉を通じて日本に依る補償を積極的に追求する「政治的」義務を保有しているのである。(ここで云う「政治的」とは流行的に使用されている言葉ではなく、被統治者の利害關係を保護する政府の全義務は、政治的であると云う意味で用いられている。)米国のかかる転換策の本質は、米国が第十九条(a)の適応を支持すると云う理論によって決まるのである。

若し、理論上沖繩人に代り、日本には今、国際上の請求権を行使する権利があると云えるなら、それでは米国は沖繩人のため日本に対し請求権を行使することは出来ないのであるから、日本の責任に関するはつきりとした相互の理解を達成すると共に、公平をつくすに当り、共通の利益に基づき外交上の交渉を追求せねばならない。

若し、米国は消滅論上、一即ち講和以来、米国の統治は排他的であつたけれども、講和条約は琉球人のクレームを消滅したと云う理論に立って、一第十九条(a)は適用出来ると考えるなら、それでは米国には沖繩人のため対日請求を主張する義務があるが、この対日クレームが国際的請求に対する伝統的テストに應じるものかどうか、断言することは難しいことだろう。この困難性は主としてこの消滅論の矛盾から生ずるものである。かようにしてこの理論に関する正しい言い方はこう云うものになるだろう、

一即ち、沖繩人は日本の憲法に基いた請求権と、日本国民としての政治的権利を保有していたが、単独的米管轄下に置かれているので、沖繩人は彼等の権利を擁護するに当り、米国の援助を必要とすると共に、それを当然受ける権利があると。

日・米政府間の交渉の結果、もし日本政府が第十九条(a)に関する米国の立場を受諾したとすれば、これは多分日本政府による補償を通じて、沖縄の地主に納得のいく解決策に導いたであろう。若し日本が米国の立場を受諾しなかったとすれば、両政府のどちらにも各々の根本的立場を譲らないでもよいような妥協案は可能であったらう、若し、両政府のどちらも譲らず、又妥協案も見出さなかったとすれば、それでは同条約に基づく施政権としての米国は、第二十二条に基き国際裁判所が両政府の合意で、他の仲裁に講和条約解釈の論争を持ち出す義務を有していたであろうと、主張するものである。

#### 五、米国の政治的利益

同講和前補償に対する解決策を見出す責任を受諾することが、米国の政治的利益に反するとしても、米国は正義のため、そして米国の国際道義水準を固持するため、解決策を見出す必要がある。かかる措置は米国の政治的利益にとって次の三つの面で必要とされる。

(a) 沖縄人 (b) 日本人 (c) 世界

(a) 米国が日本を説き伏せてクレームを受諾させる努力を払わずに、米国が無愛想にこれを拒否することは、沖縄人にとって信じられぬ程無情にみえるのである。この問題に関連する大衆は、法学家でもなく政治学者でもないが、彼らは次のようなことを知っている、即ち、米国は一九四五年以来排他的管理権を持っていること、そして殆どどの占有土地は、対日戦よりも戦後の米戦略的利益に関連するものであること。彼等は米国のみがこの問題を解決出来るものと考え、この行きづまりの責任も米国にあると信じている。

更に米国がこの問題に直面したがることはないことは、沖縄人にとっては、人間の価値を無視するようなものである。各クレームは一個人のものであり、ひいては一家族のものである、それが意味するものは、失われた宅地の

大悲劇であり、損失された作物やそこなわれた土地の産出力等の悲劇である。正義が意味するものは餓死と病気を避ける経済上の保証だけではなく、よるこんで個人の権利を検討調整することでもある。一家の収入一軍で働く若者が居よう居なかるうと、これは土地を失った家族を救うものではない。

沖縄人はこの問題に関して講和後の補償問題のように騒いでいない。

何是なら、彼等は米国が現在採択した補償計画が投げかけた手近かな問題に直面しているからである、しかしながら、これら二つの問題は密接に関連して居り、講和後の問題が解決すると共に、講和前のクレームはもっと注意をひくことが予想されるのである。

無論普通の住民は、彼等の日常生活に影響する問題に最も気を配っている。この見解からして次の二種類のクレームは直接的な重要性を持ち、これに当てはまる人々を彼等のクレームに対し極めて懸念している。一つは講和以後破壊或は損害を受けた状態で、解放された土地に対するクレームであり、他は今転住し仮住している家族のクレームである。

米国の土地使用問題は一括した他の諸要素よりも沖縄人の政治的態度に、善悪をとわず大きく影響すると云うことを、最近の出来ごとが劇的に表示した。沖縄に不穏があることは、米国の軍事基地の効果的利用に対し、重大な脅威を投げかけるものである。琉球に於ける講和後の土地政策を再検討するところまで、持っていた米政府の動機は同様にして講和前の土地問題まで余儀なく解決せしめるべきものであるように思われる。

沖縄経済に新しい資金を注ぎ込むことは、米国の政治経済上の利益にもなる、公共事業即ち、電力供給及び給水等や小企業の発展のため非常に資本を必要としている。個人に支払を行うことは、直接又は銀行預金によってかかる資本を築き上げることになる。云いかえると請求者(地主)も公費支費々々の分前を割ち合うことになる



う。  
(b) 沖縄の場合と似て日本に対する米国の立場は危険である。日本には南の同胞に対する強い感情的懸念があり、それはたやすく政治問題化する恐れがある。日本の国会はしばしば沖縄に関する諸問題について政府の立場を追求して来た。米國務省はこの懸念の深みとその政治的意味をよく知っている。若し琉球住民に対する責任回避の罪を米国に課すことが出来るとすればそれは日本に於ける日・米協調反対者にとっては火に油と云ったことになり、両国間の強大な分裂力ともなる。

(c) 琉球に於ける米国の行為は、世界各地のみならず特に東洋人の注目をあびている。米国は琉球の行政に關して國連の信託統治理事会に対し、責任を負わないが、それにもかかわらず米國は、琉球の被信託人である。沖縄及び日本に於ける不利益な政治結果は、全世界で反響をよびおこすのである。

#### 第四章 請求額・その特徴

まず米國が講和前の土地クレーム問題解決に対する責任を受諾するよう訴願することを目的としてここにクレームの額とその特徴を陳述するものである。この理由からして個人的クレームに關する法的及び実情問題を、簡単に取り扱うことにしたが、施政権者が解決策への責任を受諾する場合、クレームに対する正式の調査が、実施されるものと仮定されるからである。

琉球政府の法務局は左記の詳細な、クレーム算定を行ったが、この算定は決定視されてはいない。クレーム自体の大きさよりけり、いくつかの可能な解決策が構じられるので、この問題のすべてに対し、公平さを保つと云う意味で米國政府が直ちに米國民政府に対し、それ自体の予備調査の施行を要請するよう謹んで強調するもの